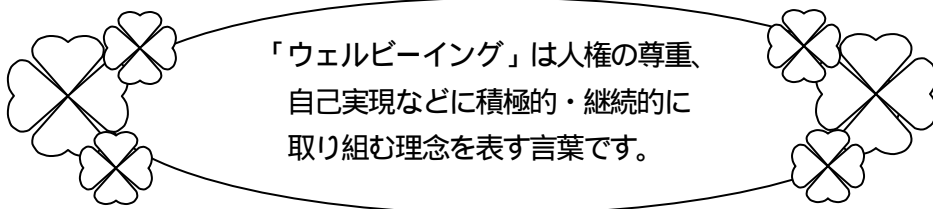


和光市次世代育成支援行動計画

子どもと大人の笑顔かがやくまち・和光

~子どもと親のウェルビーイングの促進~



平成 1 7 年 3 月

和 光 市

はじめに

和光市では、平成9年度に平成16年度を目標年とした「和光市すこやかプラン」を策定し、「子どもの笑顔かがやくまち・和光」の実現に向けて、待機児童対策、子どもの権利擁護と自立支援の充実、子育てネットワークの拡充などの重点課題を中心として、様々な取組を推進してきました。

特に子育て支援事業については、積極的に取り組んだこともあり、厚生労働省から子育て支援総合推進モデル市町村に指定されるなど、一定の評価を得ております。しかし、子どもを取り巻く環境は厳しく、子どもたちを巻き込む犯罪を始め、虐待等のニュースは、残念ながら毎日のように報道されております。この社会状況の中で次世代を担う子どもたちをどのように育てるかは、大変重要な課題であります。

「和光市すこやかプラン」が今年度で最終年度を迎えることや次世代育成支援対策推進法の成立により計画の策定が義務づけられたことから、これまでのプランの成果や現状を踏まえた上で、平成17年度を初年度とした5カ年の計画となる「次世代育成支援行動計画 子どもと大人の笑顔かがやくまち・和光 ～子どもと親のウェルビーイングの促進～」を策定したところであります。

この計画では、これまでの取組に加え新たな基本理念に基づく施策を推進するため、次の5つの重点課題を設定しています。

- 1 次代の親の育成
- 2 地域での中高生の居場所づくり
- 3 子育てコミュニティの活性化
- 4 男性も含めた働き方の見直し
- 5 総合施設の整備

今後この計画に基づき施策を推進してまいります。子どもと大人の笑顔かがやくまちにするためには、この計画の基本方針にもありますように、子育てを応援する社会づくりが求められております。市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、アンケート、インタビュー、ワークショップなど、様々な調査にご協力いただきました市民、小中学生、高校生の皆さま、そして、策定に当たりお力添えをいただきました委員の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成17年3月

和光市長 野木 実

目次

第1部 策定の背景	1
第1章 計画の基本的性格	3
1 策定の目的	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	4
4 和光市すこやかプラン（後期計画）の達成状況	5
第2部 計画が目指す方向	9
第1章 基本理念・将来像と基本方針	11
1 基本理念・将来像	11
2 基本方針	12
第2章 計画目標	14
第3章 重点課題	16
第3部 行動計画	17
第1章 施策の体系	19
第2章 分野別計画	20
1 子どもの自立支援	20
1 - 1 子どもの権利擁護	21
1 - 2 生きる力の育成	26
2 子育てを応援する社会づくり	33
2 - 1 子ども・子育てへの関心の喚起	34
2 - 2 地域での子育て応援体制	38
3 母子保健・医療サービスの充実	43
3 - 1 母子の健康の確保	44
3 - 2 思春期保健対策の推進	49
4 子ども家庭への支援の充実	53
4 - 1 家庭での養育・教育支援	54
4 - 2 子育てと社会参加の両立支援	58
4 - 3 要保護児童等への支援の充実	63
5 子ども・子育てに配慮したまち	67
5 - 1 子育てにやさしいまちづくり	68
5 - 2 安全・安心なまち	70
第4部 計画の推進にあたって	75
第1章 計画の推進に向けて	77
1 計画の周知	77
1 - 1 子どもへの周知	77
1 - 2 市民・団体等への周知	77
2 推進体制づくり	77
2 - 1 庁内推進体制	77

2 - 2 市民・関係団体等との協働体制.....	78
参 考 資 料	79
資料1 計画策定の経緯	81
1 計画策定の経過	81
2 和光市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要綱.....	83
3 和光市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会名簿	84
資料2 和光市の子ども・子育ての現状	85
1 少子高齢化の動向	85
2 家族や地域の状況	92
3 和光市の子育て支援サービスの状況	99
4 子育ての実態と次世代育成についての市民の意向	108
資料3 用語解説	112

第1部 策定の背景

注：文中の*印は、「資料3 用語解説」に掲載されている用語です。

第1章 計画の基本的性格

1 策定の目的

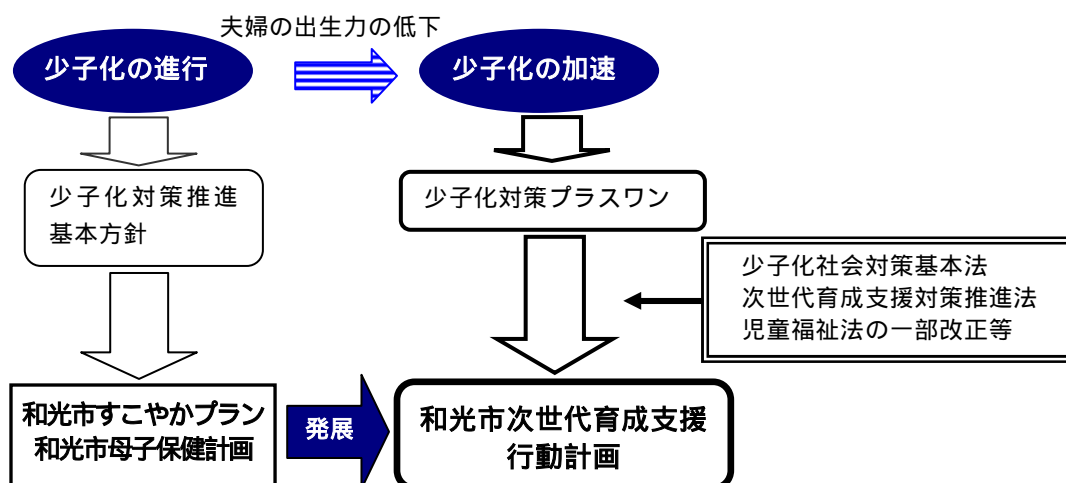
少子化は、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題をはじめ、社会の活力の低下など様々な影響が懸念されています。

我が国の合計特殊出生率*は、戦後、低下傾向が続いています。出生数も昭和48年をピークに減少傾向となっており、このままでは出生率の低下はさらに進むことが予想されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」（平成11年）を受け、「新エンゼルプラン」（重点的に実施すべき対策の具体的実施計画）を策定したのに続き、平成14年には少子化の加速への対応として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。平成15年には国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課した「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」（10年間の時限立法）が制定されました。「次世代育成支援対策推進法」には、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務づけています。

このような流れを受け、本市においても、若い世代の転入が多く人口・児童数も増加しているという状況を踏まえながら、次世代を育む若い世代の支援を含む広義での「子育ての社会化」に向けての取組が求められています。現行のこども福祉課計画「和光市すこやかプラン後期計画」が平成16（2004）年度に最終年度を迎えることから、「和光市すこやかプラン」によるこれまでの取組の成果を引き継ぎ、さらに発展した新たな計画として「和光市次世代育成支援行動計画」を策定します。

次世代育成支援行動計画策定の背景



2 計画の性格

1 計画の位置づけ

- (1) この計画は次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定められている計画です。
- (2) この計画は「第三次和光市総合振興計画」の部門計画として、子どもの自立支援、子育て支援施策を総合的・計画的に進めていくための方向を明らかにするとともに、母子保健計画を内包する計画です。

2 関連計画等

この計画の関連計画は、「和光市地域福祉計画（平成17年度～21年度）」、「第二次和光市障害者計画チャレンジド*プラン～共に生きるまち 和光～」（平成16年度～20年度）、「男女共同参画わこうプラン」（平成13年度～22年度）などです。

3 計画の期間

計画期間は、平成17年度～21年度の5か年です。

4 和光市すこやかプラン（後期計画）の達成状況

1 重点課題の達成状況

重点課題	達成状況
1 緊急保育園待機児解消	
(1) 駅前保育の実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年10月 しもにいくら保育園（60名定員）開設 ・平成15年4月 NPO法人キッズエイド和光保育園（60名定員）開設支援、平成16年4月 90名に定員変更
(2) マンション内保育の実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年5月 みなみ保育園分園（18名定員）開設
2 中高生の居場所づくり	
(1) 中高生が利用しやすいよう公共施設の有効利用・活用できるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学校の体育館および小学校の校庭を登録団体に開放
(2) 多年齢がスポーツ・レクリエーションなどを通して交流する子ども広場の整備を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の公園および野川公園・市場下公園を開園
3 子どもの権利擁護と自立支援の充実	
(1) 子どもがみずから身を守るよう知識・情報の提供を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロンで虐待防止啓発講座を開催（子どもをあらゆる暴力から安全を守るための方法を親が学び伝える）
(2) 児童虐待防止ネットワークの活動の活性化を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年 和光市児童虐待防止ネットワーク設立 ・福祉に携わる職員の意識向上・連携強化 ・保健師等による相談、家庭訪問などを通してハイリスク者への関わり、育児不安の軽減、虐待の発生予防 ・平成15年10月 児童虐待防止法の見直しに伴い、各機関との連携を更に強化
(3) 子ども（親子）が安心して遊べる遊び場の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度 南児童館設置 ・平成15年度 総合・下新倉児童センターの社会福祉法人への委託により特徴のある活動が活発化
(4) 家庭の日の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3日曜日は家庭の日」の普及・啓発（作文表彰式、発表会および青少年育成市民大会等リーフレットを配布、啓発）

4 子育てネットワークの拡充	
(1) 子育てサークルの仲間づくり・活動支援を進めるとともに、子育てネットワークの拡充を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃん学級」は、仲間作りのよい場となっており、終了後、毎回自主サークルが育成 ・子育てサロンでは年齢別のフリートークを実施し、情報交換、親の友だち作りの場を提供 ・支援センター、児童センターで年齢別サークル開催 ・子育てネットワークの活動を支援するとともに、市ホームページの中に各保育園情報のページを設ける ・「わこう子育てネットワーク」(通称「わこわこネット」)の活動を支援(「わこう子育てネットワーク通信」、ホームページ、子育て情報メーリングリスト「わこめる」、そして毎月の子育てサロン、定例会、不定期に交流会、イベント開催、各種講座など)
(2) ファミリー・サポート・センター*の安心して子どもを預けられる仕組みづくりを充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年4月 ファミリー・サポート事業開始 ・平成15年10月 産前産後サポート事業開始 ・平成16年10月 児童夜間養育事業開始
5 サービス評価の組織づくり	
(1) 第三者機関による苦情解決のためのシステム作りに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園が提供する福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決を目的として要綱を作成 ・第三者委員として民生委員を任命
(2) 第三者機関による評価システム作りに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の保育園が運営における具体的な課題を把握し、自らが提供する保育サービスの質の向上に向けた取組に結びつけることと、情報提供を行い、保育サービスの内容を利用者が十分に把握することを目的とし、平成15年度に第三者評価を実施

2 緊急保育事業整備目標の達成状況

事業名	実績値	目標値	平成16年度達成状況	
	平成13年度	平成16年度		
保育園	認可保育所 利用定員数	540人	648人	738人
	0歳児保育 (産休明けか ら保育)	45人	63人	73人
	延長保育	全園(平日) 7:00~20:00 全園(土曜日) 7:00~18:00	6ヶ所 7:00 ~20:00	6ヶ所 7:00~20:00 1ヶ所 6:45~20:15
	病後児保育	みなみ (4人/日)	1ヶ所	1ヶ所
	一時的保育	非定型 3園 緊急 3園 リフレッシュ 1園 育成 2園 各園3人/日 みなみ20人/日	2ヶ所 30人	みなみ 20人/日 しもにいくら 10人/日 しらこ 10人/日
	休日保育	みなみ 20人/日	みなみ 20人/日	みなみ 20人/日
	年末保育	にいくら 10人/日	にいくら 10人/日	にいくら 10人/日
	地域子育て支援 センター	平成13年度~ ひろさわ保育園 にミニ子育て支援 センター開所	3ヶ所	ひろさわ保育園 しもにいくら保育園 キッズエイド和光保育園
	子育て支援セン ター*	みなみ保育園 2階に開所(平 成13年度)	1ヶ所	みなみ子育て支援センター しらこ子育て支援センター
	保育園舎整備	みなみ保育園建 設(平成12年 度)	3ヶ所	みなみ保育園(平成12年度) しもにいくら保育園(平成14年度) しらこ保育園(平成15年度)
完全給食	全保育園実施 (平成11年度)	6ヶ所	離乳食・幼児食など子どもの 健康づくりを第一に考えた献 立づくり 8:00まで延長の子どもには 夕食提供。	
保育園の分園	0ヶ所	1ヶ所	みなみ保育園分園	
保育 クラ ブ	保育クラブ 利用定員数	390人	400人	500人
	延長保育	18時まで	19時まで	19時まで
そ の 他	児童館の設置	3ヶ所	4ヶ所	4ヶ所
	幼稚園利用定員	4ヶ所 870人	950人	新倉、大和すみれ、やまと幼 稚園(各20名増) 小羊幼稚園(15名増)

第 2 部 計画が目指す方向

第1章 基本理念・将来像と基本方針

1 基本理念・将来像

本市は、和光市総合振興計画の将来像を「みどり豊かな人間都市、和光 - すべての市民による豊かな福祉・環境・教育の実践 - 」とし、市民生活の向上、特色あるまち（和光らしさ）の創造、パートナーシップとオーナーシップの形成の実現に向けて、さまざまな取組を進めています。

また、平成9年度に「和光市すこやかプラン」を策定し、「子どもの笑顔かがやくまち・和光～子どもの最善の利益確保を目指して～」の実現に向けて、プランに掲げた重点課題や緊急保育事業整備目標の達成を中心に子育て支援に努めてきました。本市の保育サービスは高い評価を得ています。

これまでの子育て支援の理念と成果を引き継ぎ、さらに、子どもと大人の人権が尊重され、ともに自己実現できる和光市を目指して、この計画の基本理念を「子どもと親のウェルビーイング*の促進」とし、めざす将来像を「子どもと大人の笑顔かがやくまち・和光」とします。

子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、家庭・地域等と連携し、子どもと親のウェルビーイングの促進を図ります。

<基本理念・将来像>

子どもと大人の笑顔かがやくまち・和光

～子どもと親のウェルビーイングの促進～

2 基本方針

本計画は次の5つを基本方針とします。

1 子どもの自立支援

親や社会から尊重され、自らをかけがえのない存在として自覚した子どもは他人の人権も尊重できるようになります。すこやかに成長し、おとなへと自立するためには、のびのびとした遊び、一人ひとりに応じた教育、多様な学習や生活体験などでたくましい生きる力を養うことが必要です。

子どもは本来、成長する力をもっていますが、未熟であるために侵害を受けやすく、社会的な保護が必要です。子どもが将来に夢をもち、夢を実現するために誇りと自信をもって努力を重ねることができる環境づくりを進めます。

2 子育てを応援する社会づくり

地域の人に「危険な目に遭いそうなときの手助けや保護」「良くないことは、積極的にしかる」が高い割合で求められています。危険なときの保護、良くないことをしたときの指導などがスムーズに行われるためには、普段からの人間関係づくり、尊敬されるおとな像の確立などが必要です。

「子どもは社会を映す鏡である」といわれています。すばらしい次世代を育てるために、子ども・子育てへの関心の喚起、子育て交流・コミュニティづくりなど地域での子育て支援体制づくりなど、子育てを支える社会づくりに努めます。

3 母子保健・医療サービスの充実

子どもや母親の健康は重要な課題です。また、将来子どもを持ち、子育てをする立場になる今の若い世代を対象として、心の健康づくり、子どもとふれあう機会の拡充や子育て、正しい食生活、喫煙防止等の健康づくり、望まない妊娠や性感染症予防等に関して、広く普及啓発を行うことも重要な課題になっています。

すこやかな次世代を育てるために、妊娠期からの母子の健康の確保、思春期の心身の健康づくりを進めます。

4 子ども家庭への支援の充実

子どもにとって、家庭は唯一ともいえる拠り所であると同時に、初めて接する社会でもあるなど重要な役割をもった場です。しかし、子育てのほとんどが母親の肩にかかっている家庭が多く、「子育ては楽しい」「自分の成長につながる」など肯定的な意見が多数を占める一方で、「子育てが不安」「ゆとりがなく、いらだつことがある」などの声もあります。

家庭での養育・教育支援、仕事や地域活動などの社会参加と子育ての両立支援など、ゆとりある子ども家庭づくりを支援します。

5 子ども・子育てに配慮したまち

高齢者や障害者に配慮した地域づくりや都市環境整備が進む中で、子どもや子育て家族が暮らしやすいまちづくりという視点も重要です。子育て家庭が暮らしやすい生活環境、妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等ができるような環境整備とともに、子どもを対象にした犯罪の防止、事故・災害の予防・防止などが望まれています。

子育てバリアフリー*を推進するとともに、子どもに安心・安全なまちづくりを進めます。

第2章 計画目標

目標年度である平成21年度までに達成すべき目標を次のとおり設定します。

は特定14事業（*）は事業実施による成果に関する目標指標で、評価する場合は別途アンケート調査等による把握が必要

施策・事業	項目等	現状	目標指標	備考
通常保育事業	定員数	815人	875人	60名定員新設 ひろさわ、にいく ら保育園の建て替 え
	うち0歳児	70人	80人	
	うち1・2歳児	261人	281人	
延長保育事業	定員数	245人	241人	全園実施 対象者全員実施
	設置箇所数	7か所	8か所	
休日保育事業	定員数	63人	20人	
	設置箇所	1か所	1か所	
放課後児童健全育 成事業	定員数（1～4 年）	458人	575人	定員の弾力的受 け入れで対応
	設置箇所数	8か所	9か所	
乳幼児健康支援一 時預かり事業（病 後児保育（施設 型））	定員数	4人	10人	（仮）こども総 合施設での実施を 検討
	設置箇所数	1か所	1か所	
子育て短期支援 （ショートステ ィ）事業	定員数	未実施	6人	（仮）こども総 合施設での実施を 検討
	設置箇所数		1か所	
一時保育事業	定員数	49人	80人	新設保育園、こ ども総合施設での 実施
	設置箇所数	6か所	8か所	
ファミリー・サポ ート・センター*事 業		1か所	1か所	
地域子育て支援セ ンター事業	設置箇所数	H16年度から 2か所 小規模2か所 民間1か所 合計5か所	5か所	（仮）こども総 合施設での実施を 検討
つどいの広場事業	設置箇所数	H16年度から 1か所	3か所	児童センターで の実施を検討
乳幼児健診の充実	受診率			保健センター （*）
	4か月	95.7%	95%	
	10か月	93.0%	95%	
	1歳6か月	92.9%	90%	
	2歳	90.3%	90%	
	3歳	85.6%	90%	
	受診者満足度			

地域における食に関する学習の機会の充実	開催回数 開催場所数	月2回 2か所	4カ所	長寿あんしん課
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	実施回数	5回	10回	こども福祉課（児童センター、子育て支援センター*）
家庭教育学級・講座の開催	開催回数 参加者数	12回 20名	12名 30名	生涯学習課
親子による交流・自然体験学習の開催	開催回数 参加親子数	1回 20組 1回	2回 20組 1～2回	生涯学習課 児童センターふれあい地域交流事業の中で実施 こども福祉課（児童センター）
読み聞かせ活動の充実	実施件数	53件	60件	生涯学習課
放課後、週末、長期休業日における子どもを核とした様々な活動の機会と場の拡大（学校、公民館、地域の自然環境や人的資源の活用）	整備（実施）件数	50件	60件	生涯学習課
和光市は子育てしやすいところ若しくは普通と回答した人の割合	就学前 小学1～4年	73.8% 73.7%	80% 80%	次世代育成支援行動計画策定のアンケート
子どもがいて、毎日の生活が楽しいと感じる親の割合	就学前 小学1～4年	50.3% 54.5%	75% 75%	次世代育成支援行動計画策定のアンケート
お父さんがお母さんの相談相手、精神的な支えになっている割合	就学前 小学1～4年	64.2% 62.7%	75% 75%	次世代育成支援行動計画策定のアンケート
スクールカウンセラーの配置	配置学校数 小学校 中学校	2校 0校 2校	3校 0校 3校	学校教育課
学校と保健センターとの連携による思春期教育の開催	件数	0回	1回	思春期の子をもつ親のための教室 保健センター
外部機関と連携した薬物乱用防止教室を実施している小学校・中学校・高校数	小学校 中学校 高校	3校 3校 2校	8校 3校 2校	学校教育課
3歳児健診でのむし歯保有率（一人当たり保有数）		0.73本	0.6本	3歳児健診実績 保健センター

第3章 重点課題

本計画の基本理念「子どもと大人の笑顔かがやくまち・和光～子どもと親のウェルビーイングの促進～」の達成のために、特に重点的に推進すべき課題として、つぎの5つの課題を設定します。

1 次代の親の育成

- (1) “子育ては楽しい”を積極的に広報・啓発します。
- (2) 子ども・子育てに関わる中高生ボランティアを育成し、活動機会の提供など活動を支援します。
- (3) 子どもの職業意識を育成するために、小中学生の職業学習・体験を充実します。

2 地域に中高生の居場所づくり

- (1) 福祉ボランティア活動、地域コミュニティ活動などへ中高生等の参画を促進します。
- (2) 中高生等が利用しやすいよう公共施設の有効利用・活用できるよう努めます。
- (3) 中高生等の居場所、活動拠点の整備を目指します。

3 子育てコミュニティの活性化

- (1) 地域で同世代・異世代が交流する機会を拡充します。
- (2) 子ども・子育てにかかわる地域活動へ、父親など男性の参加を促進します。
- (3) ファミリー・サポート・センター*の活動を充実します。

4 男性も含めた働き方の見直し

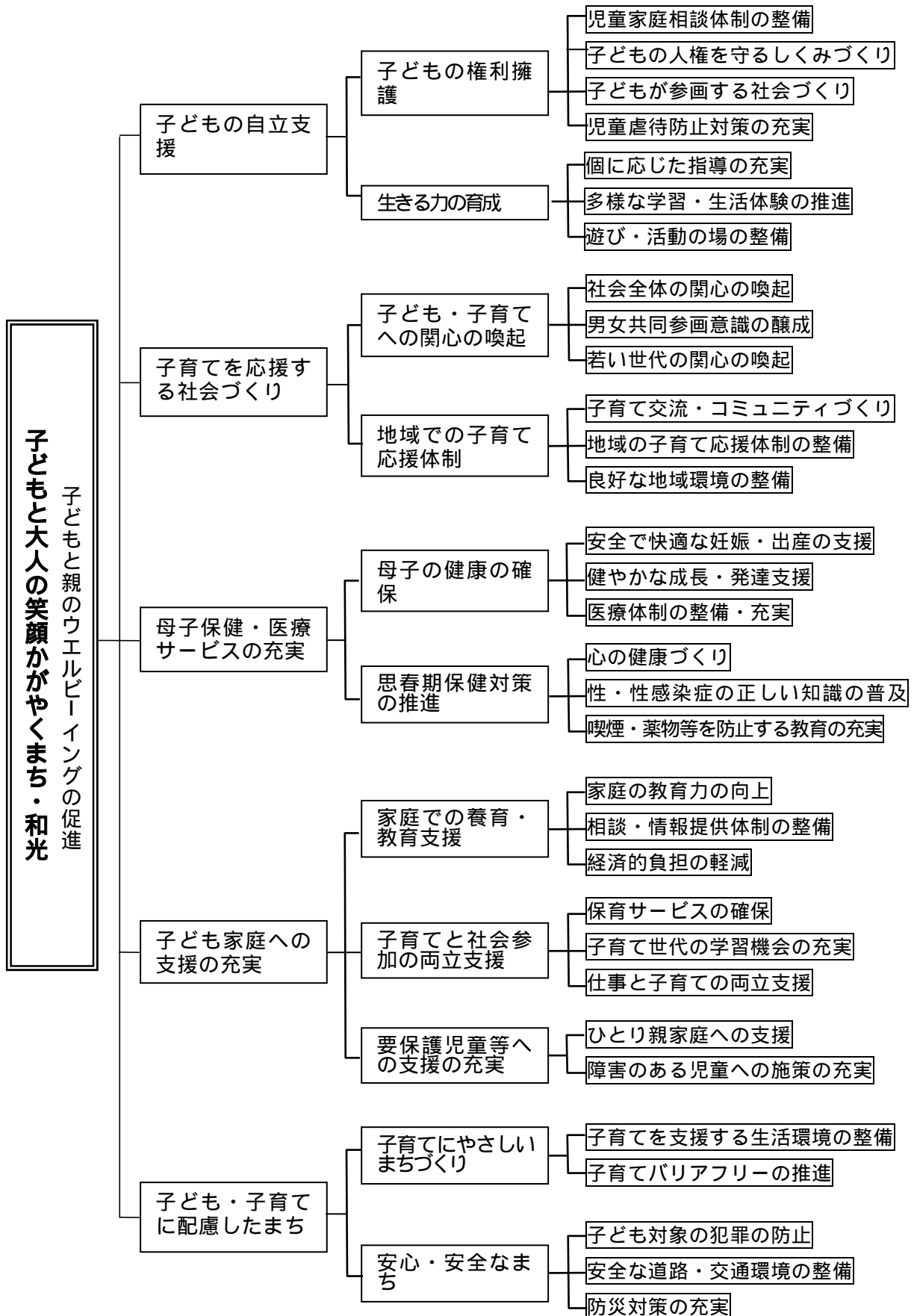
- (1) 男性の育児休業取得者の交流機会の提供など、“パパネット”の構築を支援します。
- (2) 次世代育成支援に取り組む市内企業や企業内グループを紹介・PRなど、活動を支援します。

5 総合施設の整備

- (1) (仮)こども総合施設を整備します。

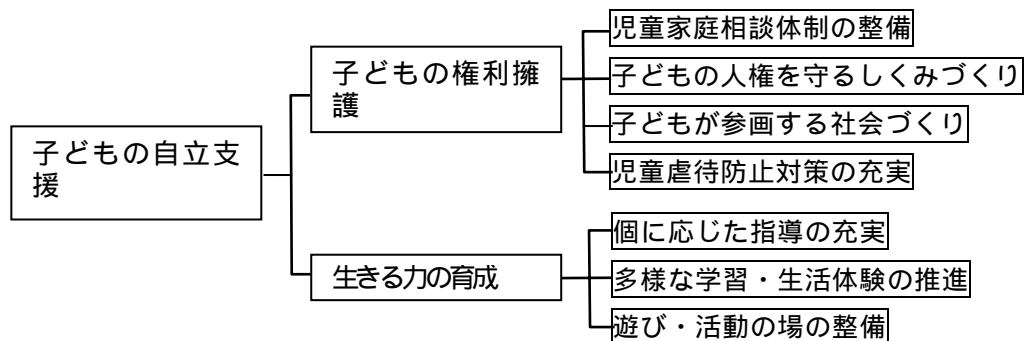
第 3 部 行動計画

第1章 施策の体系

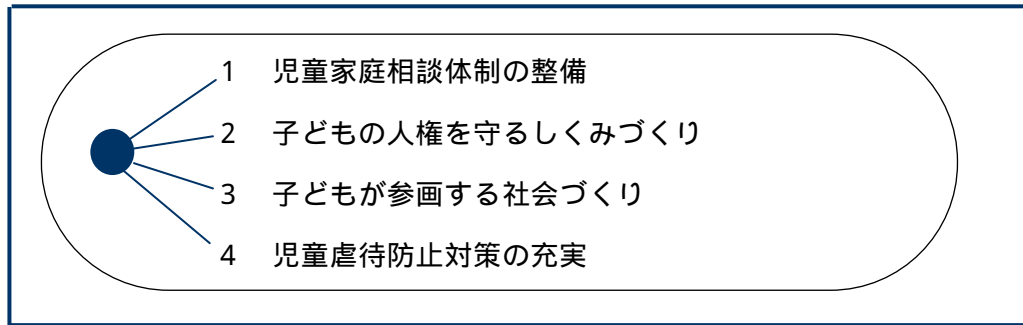


第2章 分野別計画

1 子どもの自立支援



1 - 1 子どもの権利擁護



現状と課題

子どもに対しては、子育てに熱心なあまり、一方的な価値観の押しつけや過保護が見られる一方で、育児放棄や児童虐待も社会問題化しています。また、子どもの反社会的な行動も問題になっています。

「和光市次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」とする）によると、市民の5.1%が「身近で虐待されているのではと感じた子どもがいる」と回答しています。

児童や家庭を取り巻く問題に対応できる児童家庭相談体制の整備、子どもの人権を守るしくみづくりとともに、子ども自身も社会の構成員としての意識をもち、責任ある存在となるよう子どもが参画する社会づくり、児童虐待防止対策の充実など、子どもの権利擁護の取組が課題です。

施策の方向

1 児童家庭相談体制の整備

児童虐待の増加をはじめ、児童や家庭を取り巻く問題が厳しさを増していることから、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の改正に対応する児童家庭相談体制を整備します。

2 子どもの人権を守るしくみづくり

「児童の権利に関する条約*」には、子どもに関わるすべての活動において、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されることなど、子どもの権利が定められています。

子どもの権利について多様な媒体による啓発活動を推進するとともに、家庭・学校・地域において子ども自身の声を積極的に受けとめる等、子どもを

*「就学前児童保護者」「小学1～4年生保護者」「小学5、6年」「中学1、2年」「18～74歳の市民」を対象に平成15(2003)年12月、平成16(2004)年2月実施。配布・回収状況は、「就学前児童保護者」が配布1,500、回収770(回収率51.3%)、「小学1～4年生保護者」が配布600、回収446(回収率74.3%)、「小学5、6年」が配布514、回収493(回収率95.9%)、「中学1、2年」が配布404、回収371(回収率91.8%)、「18～74歳の市民」が配布1,500、回収510(回収率34.0%)。

権利の主体とみなし、子どもの人権を守るしくみをつくります。

3 子どもが参画する社会づくり

この計画を策定するにあたって、本市は子どもの意見を聞く子どもワークショップを開催し、計画に意見を反映しました。

子どもが社会の構成員としての意識をもち、責任ある存在となるよう、また、本市の次代を担う意識や郷土愛を育てるためにも、まちづくりなどへ参画する機会の拡充を図ります。

4 児童虐待防止対策の充実

相談指導体制の充実など、保護者の子育て不安や負担感の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めます。また、市民や子育て関連施設による虐待発見と通報の徹底、健康診査の未受診者への訪問など発見体制の充実を図るとともに、福祉・保健、教育をはじめ関係機関と連携した「児童虐待防止ネットワーク」活動を充実します。

主な取組

1 児童家庭相談体制の整備

施策・事業	内容	担当課	区分
家庭児童相談の充実 (再掲)	各種公共機関や民間相談機関との連携により、保護者や児童に対する相談指導体制を充実します。障害のある子どもや、保護者に対する相談事業を充実します。また、家庭児童相談室のケースマネジメント機関(市の総合相談窓口・機関連携のステーション)としての市役所内での位置づけの強化(分掌事務の変更)と専門性(専門職の配置)の向上を検討します。	こども福祉課	拡充
子ども総合相談窓口 (再掲)	関係機関と連携をとり、子どもに関わるすべての相談を受け、情報提供、各種サービスの利用手続きとともに、必要に応じて専門機関を紹介するなどの機能を持つ「子ども総合相談窓口」の充実を図ります。	こども福祉課	継続
子育て支援センター*の充実(再掲)	子育てについての相談・情報の提供及び一時保育等施設サービスを行う子育てに関わる総合的な在宅サービス提供の拠点施設として、子育て支援センター*の支援活動の充実を図ります。	こども福祉課	充実

2 子どもの人権を守るしくみづくり

施策・事業	内容	担当課	区分
「児童の権利に関する条約*」の周知	和光市子育てガイドブックの最初の頁に記載するなど、普及啓発に努めます。	こども福祉課 学校教育課	継続
和光市子ども権利条例の制定	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約*）に則り、子どもの最善の利益を図り、身近な地域において子どもの権利を保障する「子ども権利条例」の制定を検討します。	こども福祉課	新規
子どもの主張の場づくり	子どもが、日常生活の中で体験や、日頃考えていることを広く訴えることにより少年の健全育成に対する一般の理解を深めることを目的に、少年の作文発表会の継続とともに子どもサミット等の開催を充実します。	生涯学習課	充実

3 子どもが参画する社会づくり

施策・事業	内容	担当課	区分
地域コミュニティ活動への参画	学校週5日制を活用し、地域自治会、地域青少年を育てる会、地域子ども会等と連携し、児童・生徒が地域の一員として、環境美化、自然保護、地域文化活動など、地域の人たちと協力し、地域活動に参画する機会づくりを促進します。	地域振興 生涯学習課	充実
青少年福祉ボランティア活動	青少年指導者研修会の充実など、指導者の育成を図るとともに、社会福祉協議会等と連携し青少年ボランティアの受け入れ体制づくり、青少年組織の育成・支援をづくりなど、ボランティア活動を促進し、福祉の心を育てます。	生涯学習課 社会福祉協議会	継続 重点
多様な交流活動	地域交流や世代間交流など多様な交流の場や機会を充実し児童・生徒の交流活動を促進します。	こども福祉課 学校教育課 長寿あんしん課	継続 重点
子ども主体の子ども会活動	地域で子どもたちが年齢を超えて、交流活動をする場として「子どもによる子どものための子ども会活動」の活性化を支援します。小学生・中学生を対象とした研修会に参加を奨励し、青少年のリーダー養成に努めます。	生涯学習課	充実

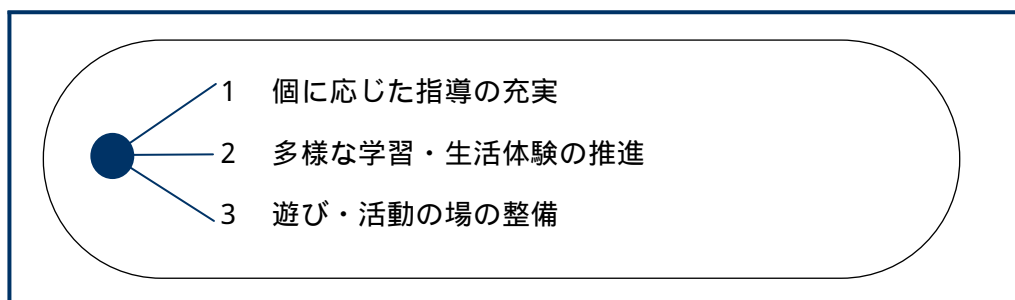
子どもが企画するイベント等の開催	子どもたちが企画し、運営するイベント等の開催を進めます。	生涯学習課 公民館 こども福祉課 児童センター(館)	新規
中高生の居場所づくり(再掲)	青少年活動の活動拠点として、中高生の居場所づくりを進めます。また、中高生等が利用しやすいよう公共施設の有効利用・活用できるよう努めます。	こども福祉課 児童センター 生涯学習課	新規重点
児童センター・児童館施設の充実	児童に健全で楽しい遊びを通じて、健康を増進し、情操を豊かにするために、地域の児童のレクリエーションセンターとして、自由な遊び空間の拡張、中高生の利用促進などに向けて、施設の充実を図ります。	こども福祉課	充実

4 児童虐待防止対策の充実

施策・事業	内容	担当課	区分
家庭児童相談の充実(再掲)	各種公共機関や民間相談機関との連携により、保護者や児童に対する相談指導体制を充実します。障害のある子どもや、保護者に対する相談事業を充実します。また、家庭児童相談室のケースマネジメント機関(市の総合相談窓口・機関連携のステーション)としての市役所内での位置づけの強化(分掌事務の変更)と専門性(専門職の配置)の向上を検討します。	こども福祉課	拡充
育児相談(再掲)	育児不安を抱える母親の気軽な相談機関として、来所、電話、FAX、Eメールなど多様な相談体制の充実を図ります。	こども福祉課 (子育て支援センター*)	充実
子育てサロン(再掲)	NPO法人わこう子育てネットワークが育児不安を抱える母親の気軽な集まりの場として、月1回子育てサロンを実施しています。また、各保育クラブで午前中の空き時間を利用して、子育てサロン事業を実施するとともに、社会福祉協議会との協働による住民参加型サロンも検討します。	こども福祉課	継続
育児支援家庭訪問事業	平成17年度から育児支援家庭訪問事業を実施します。	こども福祉課	新規

要支援乳幼児家庭の把握	4か月、1歳6か月健診未受診児への家庭訪問等を通じて、育児困難家庭や虐待等を把握します。虐待防止については、母子保健事業における予防への関わりを強化し、組織での対応を図ります。	保健センター	拡充
虐待の通告義務の広報	身の回りで虐待が疑われる場合などの通告の義務と通告場所を市民に周知し、協力を呼びかけます。	こども福祉課	新規
要保護児童対策協議会の設置	市民や児童の福祉に携わる職員の意識向上、連携強化、虐待の早期発見、早期援助により未然予防に努めるとともに、関係機関の相互連携の強化による虐待の防止及び援助活動を一層充実するために、和光市児童虐待防止ネットワークを発展させ、要保護児童対策協議会を設置します。	こども福祉課	新規
虐待防止啓発講座開催支援・協力	子育てネットワークの自主活動である「虐待防止啓発講座」の開催を支援・協力します。	こども福祉課	継続
各関係機関との連携の強化	関係機関と連携しながら児童虐待防止ネットワーク活動の活性化、児童虐待防止(CAP)の講演会の開催などに努め、虐待をはじめ子どもの売買春、薬物使用の防止に努めます。また、子ども自身が自分の身を守る意識づくりを啓発します。平成15年10月の児童虐待防止法の見直しに伴い、各機関との連携を更に強化します。	こども福祉課 学校教育課 保健センター	充実

1 - 2 生きる力の育成

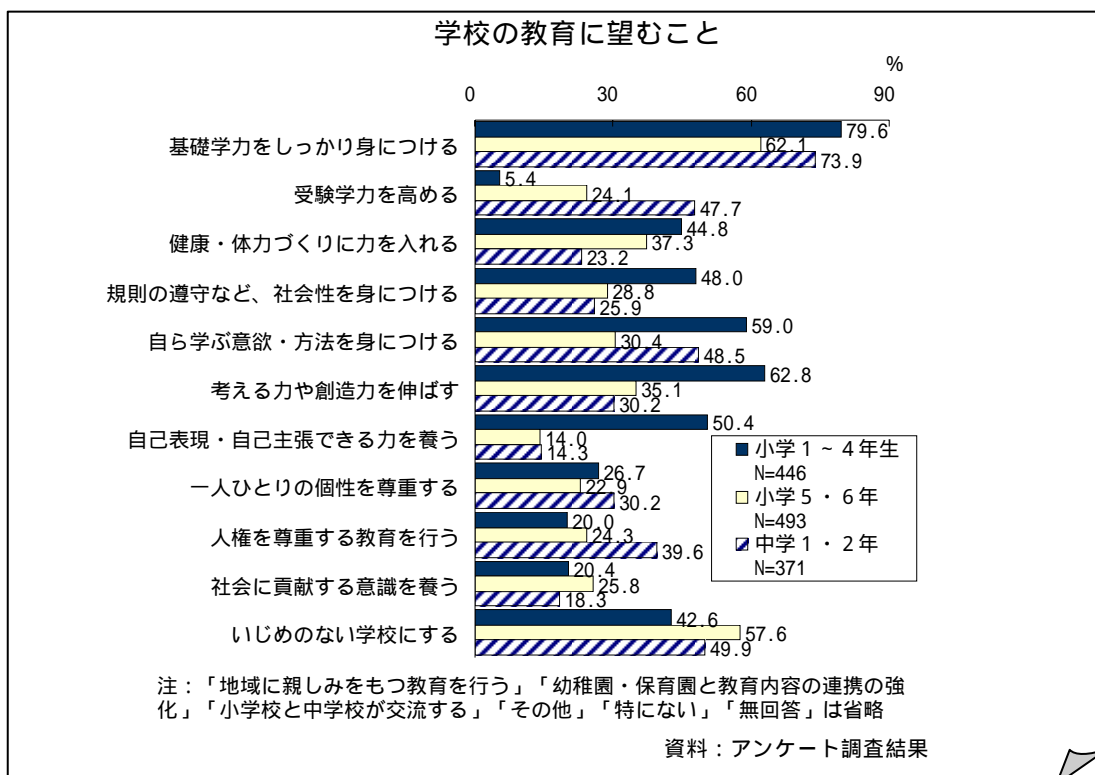


現状と課題

市内に私立幼稚園4園、認可保育所が7か所、小学校8校、中学校3校があります。また、児童センター(2か所)・児童館(2か所)をはじめ市民文化センター、公民館、図書館、勤労福祉センター、農業体験センター、保健センターなどで、子どもを対象にした遊び、学習・体験、スポーツなどの機会を提供しています。

アンケート調査によると、小学校1～4年保護者が学校の教育に望むことは、「基礎学力をしっかりと身につける」が約8割で最も高く、あとは「考える力や創造力を伸ばす」「自ら学ぶ意欲・方法を身につける」などがあがっています。

子どもの生きる力を育成するために、基礎学力、自ら考える力や学ぶ意欲などを身につけられるよう個に応じた指導を充実するとともに、正義感や社会性、自立心や仲間意識を育てるために、多様な学習・体験の機会、のびのびと遊び・活動できる場の提供などが求められています。



施策の方向

1 個に応じた指導の充実

基本的な生活習慣や社会性を身につけさせる就学前教育を推進します。小中学校における専科補助教員、少人数指導の導入、中学校における選択授業の拡充等により、学習効率を高め、基礎学力を向上させる支援を行います。

非行やいじめ、不登校などの解消や予防のために、児童生徒本人・保護者を対象に、適切な指導や相談活動などを充実させます。

2 多様な学習・生活体験の推進

多様な学習・体験機会とともに、交流、スポーツ・レクリエーション活動など仲間づくり、体力づくりの機会を提供し、参加を促進します。参加希望が高い「冒険遊び場*」の整備を市民と連携して進めます。また、子ども会の企画運営へ子どもの参画、それぞれの特技を活用・発表できる機会の提供など、子どもたちの自主性・主体性の育成を図ります。

3 遊び・活動の場の整備

児童センター・児童館の整備・充実を図るとともに、生涯学習施設の活用や学校施設の開放など、子どもたちの遊び・活動の場の確保に努めます。また、中高生の居場所づくりを検討します。

のびのびと安全に遊べるよう公園・緑地を整備します。

主な取組

1 個に応じた指導の充実

施策・事業	内容	担当課	区分
特色ある幼稚園教育の促進	発達内容に応じて、集団生活の中での学習や遊びなどの体験が十分に行えるような、地域に密着した特色ある幼稚園教育が進められるよう連携をとります。	学校教育課 (私立幼稚園)	継続
発達や個性に応じた保育	一人ひとりの発達状況や個性に応じた、多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供します。	こども福祉課	充実
幼稚園・保育所と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園・保育園と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	学校教育課、教育総務課 こども福祉課	継続
個性を培う教育の推進	専科補助教員・少人数指導の導入・中学校における選択授業の拡充など、個に応じた教育活動の深化・充実に努めます。	学校教育課	拡充

心を育てる教育の推進	「心の教育推進委員会」により全市をあげての挨拶運動・花いっぱい運動・ごみゼロ運動の実施と「健康まつり」での啓発運動を行います。	学校教育課	継続
心の相談室	いじめ・不登校等に対応するため、「心の相談室」（いじめられる子の緊急避難の場、いじめる子への指導の場）を開設します。学校カウンセリング初級研修終了後、中級カウンセリング研修を実施し、カウンセリングマインドを持って相談に対応できる教職員を増やします。	学校教育課	継続 拡充
子どもカウンセリング	精神科医による子ども及び保護者への専門的カウンセリングの回数を増やし、保護者のニーズに応えられるよう充実していきます。また、各小学校へ教育相談指導員を配置し、年間を通じて教育相談を行います。	学校教育課	拡充
子ども教育相談室	不登校、いじめ等で登校できない児童生徒の相談サポート体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域等関係者との緊密な連携の確保に努めます。増加する児童生徒への対応として、施設設備の拡充を検討します。	学校教育課	拡充
さわやか相談室	中学校での生徒による悩み等に親身になって相談にのる「さわやか相談員」を各中学校に設置し、学校、家庭、地域社会の連携の協力を一層密にします。さわやか相談員の施設面の拡充を検討します。	学校教育課	拡充
学校施設の設備・整備の充実	教育施設の老朽化や教育内容の多様化に対応するため、耐震補強工事や大規模改造工事、コンピューター配備など、施設・設備の整備と適正な維持管理に努めます。また、防犯体制について検討を進めます。	教育総務課	充実
教職員の資質向上	情報化、国際化、人権の学習など新しい教育内容に対応し、創意ある教育活動を進めるため、教職員の研修を充実します。	学校教育課	充実
学校評議員制度の活用	開かれた学校づくりを進めるため、学校評議員制度を活用し、市民や地域との協力体制を充実します。	学校教育課	充実

2 多様な学習・生活体験の推進

施策・事業	内容	担当課	区分
保育所地域活動事業	老人福祉施設等への訪問や地域の高齢者を招待し、劇や季節的行事等を通じて世代間のふれあいを目的とする保育所地域活動事業の充実に努めます。	こども福祉課	継続

保育園4、5歳児を対象にしたチャレンジド*（障害者・児）への理解の促進	障害者スポーツ大会への参加等、一緒に楽しむ機会をつくることや、パネルシアター等を使い、わかりやすくチャレンジド*に対する思いやり、接し方を身につけ、幼児期からのチャレンジド*への理解を深めます。	こども福祉課 社会福祉課	新規
福祉教育の充実	市内全小中学校において、ボランティア活動や福祉交流教室などの学習活動を進め、福祉やノーマライゼーション*についての理解を深めます。また、総合的な学習の時間における福祉体験学習の実施（車イス体験・点字学習等）および社会福祉協議会主催の研修会への教員の参加による指導力の向上を図ります。	学校教育課 長寿あんしん課	充実
青少年福祉ボランティア活動（再掲）	青少年指導者研修会の充実など、指導者の育成を図るとともに、社会福祉協議会等と連携し青少年ボランティアの受け入れ体制づくり、青少年組織の育成・支援をづくりなど、ボランティア活動を促進し、福祉の心を育てます。	こども福祉課 社会福祉協議会	継続 重点
障害のある児童と地域で生活する市民同士のネットワークづくり	各子育て支援センター*等で、障害のある児童とのふれあいイベントを開催します。	こども福祉課	新規
自然や科学と親しむ活動	和光市科学振興展覧会の開催と理科学習・総合的な学習の充実、総合的な学習の時間における地域人材の活用を図ります。	学校教育課	継続
親子体験農業の実施	理科・総合的な学習の時間における、校内栽培園・地域の畑を借りての農業体験を実施します。	学校教育課	継続
国際交流活動	市内小中学校への英語指導助手の派遣および市内中学生の海外派遣を実施します。	学校教育課	継続
文化芸術活動の体験	音楽鑑賞会・音楽会・合唱祭・吹奏楽部定期演奏会の実施などプロの演奏や他校の発表を聴くことにより、児童生徒の情操教育に努めます。また、音楽鑑賞教室の実施に関しては、選定委員会を設けて選定します。	学校教育課	継続
子どものメディア・リテラシー（情報活用能力）学習	子どもがインターネットやマスコミなどメディアの特性や利用方法を理解し、情報を取捨選択するとともに、適切な手段で自分の考えを他者に伝達するなどメディアを活用する能力をつける学習機会を整備します。	学校教育課	新規
児童センター・児童館	異年齢の交流・地域との連携、ボランティアの育成等、児童による行事等の企画など、より特徴ある活動の活発化、年齢層の拡充を図ります。	こども福祉課	充実

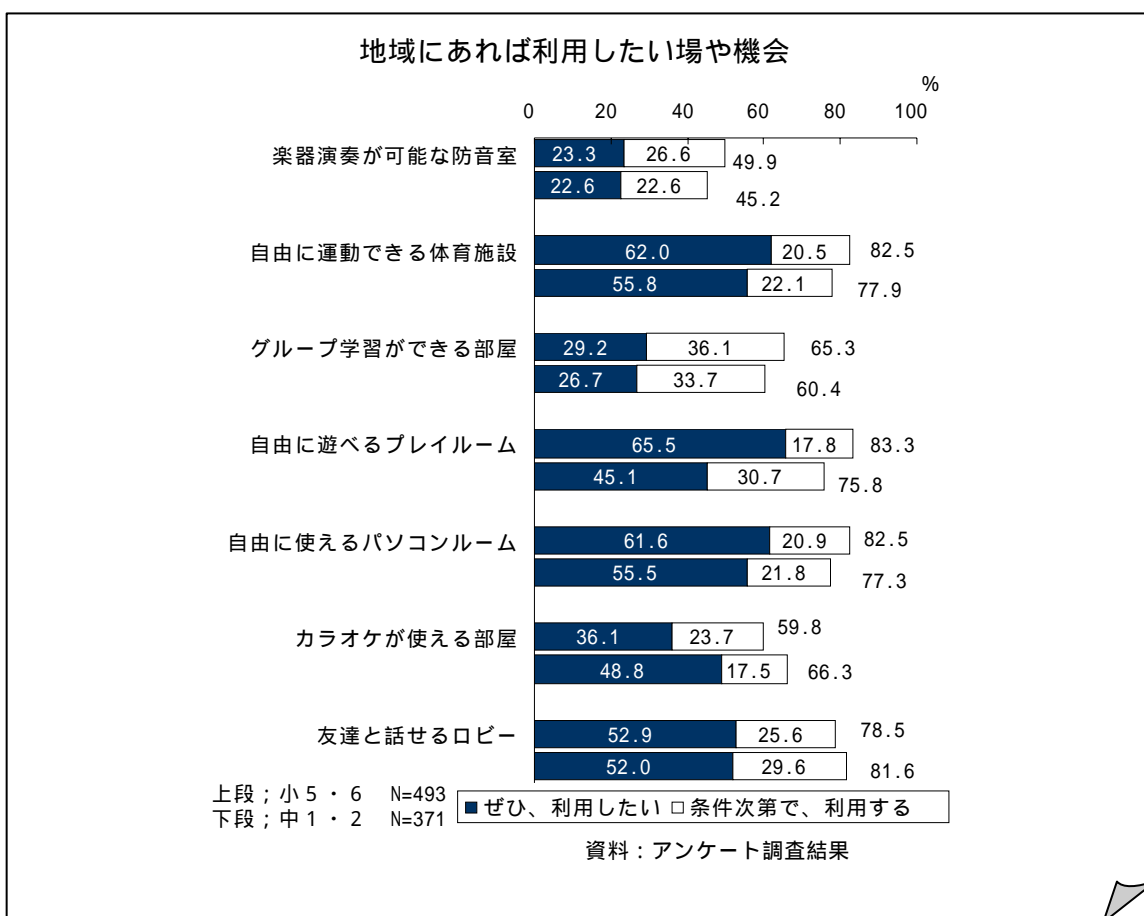
通学合宿	公民館に宿泊し通学する通学合宿（小学生）を地域住民や高校生・ボランティアスタッフの協力により実施します。	生涯学習課 公民館	継続
親子ふれあい事業の推進	幼児・小学生とその保護者を対象に、季節の行事や朗読会などの親子のふれあいの場の提供や、幼児サークル活動の支援を進めます。また、育てる会連合会「親子ペタンク大会」公民館事業「手打ちうどん教室・料理教室・ウィークエンドスクール等」など、本市の地域資源を生かした親子体験の機会提供などに努めます。	こども福祉課 児童センター（館） 図書館 生涯学習課	継続
身近な交流機会の拡充	季節の行事や遊びなどをテーマとした様々な児童向けイベント、地域の人々を指導者に迎えた各種の教室など、身近な交流機会を充実します。	図書館 公民館 こども福祉課 児童センター 長寿あんしん課	充実
地域学習の推進	地域の歴史や文化、地元産業や農業などについて、体験的に学ぶ機会を創出します。	生涯学習課 地域振興課	継続
創作活動の充実	児童生徒を対象とした、図画工作や料理、おもちゃづくり、伝承遊びなど、創作活動を楽しむ活動を充実します。	生涯学習課 公民館	充実
自然体験学習の拡充	自然観察教室や天体観測など、和光市や近隣の自然観察や自然体験のための活動を充実します。	生涯学習課 公民館	充実
読書、映画鑑賞の機会の充実	本の読み聞かせ、お話、映画、演劇鑑賞など、創造力、表現力を豊かにする機会を充実します。	図書館 公民館 児童センター	充実
職業学習・体験の充実	子どもの職業意識を育成するために、小中学生の職業学習・体験を充実します。	教育総務課	充実重点
青少年健全育成団体の活動支援	各種の青少年健全育成団体が主催、協力する青少年を対象とした事業活動への支援を進めます。	生涯学習課	継続
生涯学習施設の活用	図書館・公民館、運動場などの社会教育施設における子どもを対象とした事業を充実するとともに、子ども会活動等での利用を支援するなど、施設活用の推進に努めます。	生涯学習課	充実
近隣市の生涯学習施設との連携	近隣市の図書館・公民館、体育施設などの生涯学習施設と連携し、多くの学習・活動の場の提供に努めます。	生涯学習課	充実

研究所・民間企業との連携	市内に立地する先端的な研究所・民間企業との連携を強化し、企業などの生涯学習資源を生かした新たな学習活動の場を提供します。	生涯学習課	継続
古民家の復元・活用	江戸期の古民家の復元を進めるとともに、当時の農民の暮らしぶりを体験的に学べるよう、活用を図ります。	生涯学習課	新規

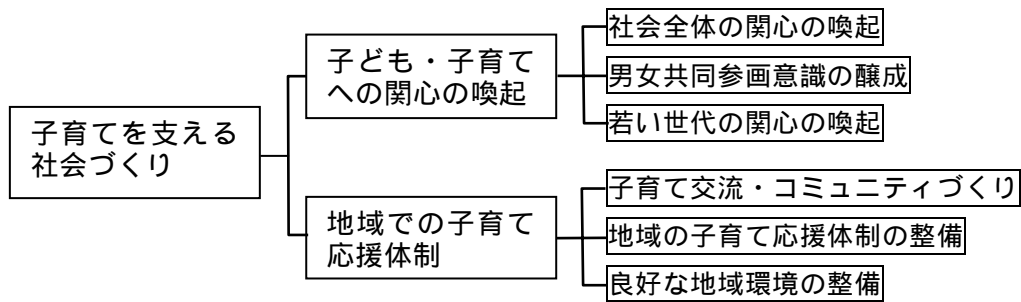
3 遊び・活動の場の整備

施策・事業	内容	担当課	区分
総合型地域スポーツクラブの設立	総合型地域スポーツクラブを設立し、青少年のスポーツの機会を拡充します。	生涯学習課	拡充
青少年のための活動機会の拡充	青少年向けの各種教室、親しみやすいスポーツ・レクリエーションの教室やイベントを充実します。	生涯学習課 こども福祉課 児童センター	拡充
冒険遊び場*	ボランティア（子育てネット、ボーイスカウト等）及び青少年健全育成委員、地域住民の協力により、幼児や児童が思い切り身体を動かし、創意工夫して遊べる冒険遊び場*の整備を進めます。	都市整備課 こども福祉課	継続
「遊びのリーダー」の育成と活用	年少の子供たちの遊び相手や、児童向けイベント等でのリーダーとして活動する中学生・高校生及び大学生の「遊びのリーダー」を育成し、その活用を図ります。	生涯学習課	継続
中高生の居場所づくり（再掲）	青少年活動の活動拠点として、中高生の居場所づくりを進めます。また、中高生等が利用しやすいよう公共施設の有効利用・活用できるよう努めます。	こども福祉課 児童センター 生涯学習課	新規重点
児童センター・児童館の充実（再掲）	児童に健全で楽しい遊びを通じて、健康を増進し、情操を豊かにするために、地域の児童のレクリエーションセンターとして、自由な遊び空間の拡張、中高生の利用促進などに向けて、施設の充実を図ります。	こども福祉課	充実
新倉児童館の整備充実	新倉地域の児童の遊び場の拠点として施設の整備を図ります。	こども福祉課	充実
学校施設開放	子ども達の身近で使いやすい学校施設を平日の夜間、土・日に開放し、様々な活動が行えるようにします。	生涯学習課	充実
児童遊園の管理・運営	子どもの遊び場として、地域が中心になって、施設の管理・清掃等、自主的な管理・運営を呼びかけます。	都市整備課	継続

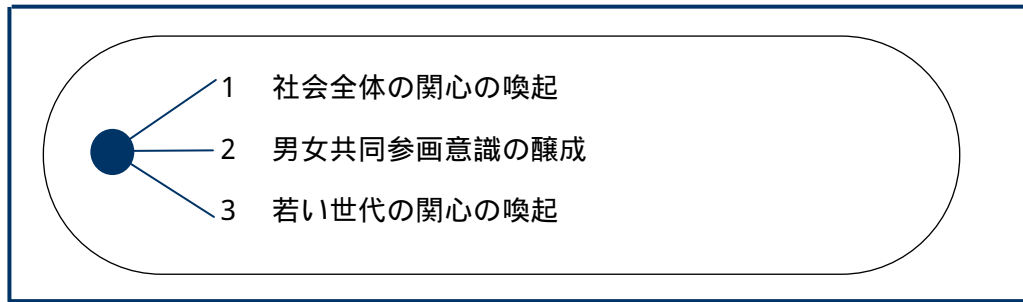
総合体育館の整備	和光樹林公園内に、総合体育館を新たに整備します。	生涯学習課	新規
アーバンアクア広場（仮称）の整備	終末処理場上部を利用し、軟式野球場、テニスコート、多目的広場、サッカー場などからなる運動公園を新たに整備します。	都市整備課	新規



2 子育てを応援する社会づくり



2 - 1 子ども・子育てへの関心の喚起

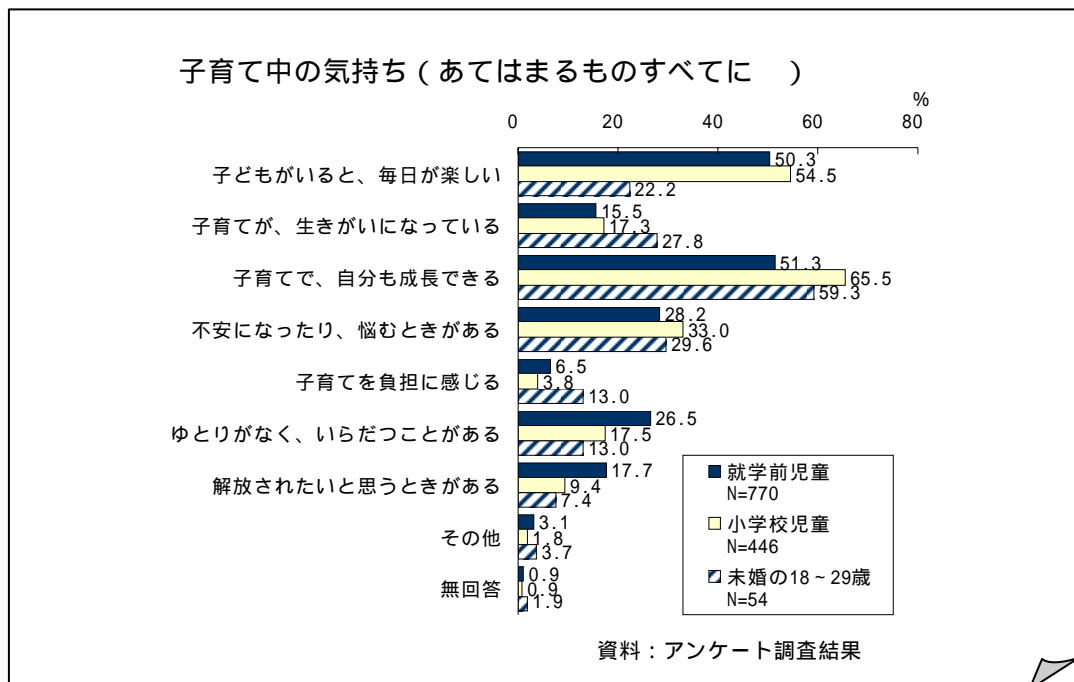


現状と課題

子どもは親や家族に喜びをもたらすだけでなく、社会にとって次代を担う存在です。子育ては社会の未来を拓く、重大かつ希望にあふれた行為です。

アンケート調査によると、少子化の流れを変えるために必要なこととして、保護者・市民ともに「男女がともに仕事や社会参加が中断されずに子育てができる体制を整備する」が1番高い割合となっています。また、子育て中の保護者の多くは「子どもがいると、毎日の生活が楽しい」としていますが、「未婚の18～29歳」の子育てイメージは、負担感が高く楽しさが低い結果になっています。

子育てを社会あげて応援する必要性の啓発など、社会全体の関心を喚起するとともに、男女がともに子育てしながら仕事や社会参加を継続することについて理解を促進します。特に、子どもや子育てについて若い世代の関心を喚起する取組を進めます。



施策の方向

1 社会全体の関心の喚起

子どもの育成は子どもを持つ家庭だけでなく、すべての市民が自分の問題としてとらえ、それぞれの立場に応じた役割を果たし、子育てに喜びを実感できるような社会を形成することが期待されています。子育ての社会化の必要性を広報・啓発します。

2 男女共同参画意識の醸成

父親の子育てへの関わりは、子どもによるこびを与えるだけでなく、母親の心身の負担や不安を軽減し、さらには地域の子育ての力を高めます。

「男女共同参画わこうプラン」に沿って、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進め、男女共同参画の意識の醸成に努めます。

3 若い世代の関心の喚起と支援

赤ちゃんを抱いたり、幼い子どもの面倒をみる機会を持てる子どもが少なくなっています。乳幼児とふれあった子どもは例外なく「楽しかった」といいます。また、本市では様々な子育て支援の取組を進めていますが、若い世代にあまり周知されていません。

安心して、子どもを生み、子育てをするという生き方を選択できるように、子どもたちが乳幼児とふれあえる機会の拡充を図るとともに、若い世代へ子育て支援の取組の周知を図ります。

主な取組

1 社会全体の関心の喚起

施策・事業	内容	担当課	区分
多様な媒体を活用した子どもの人権に関する啓発・広報	子どもの人権に関するパンフレット「子どもの最善利益確保を目指して」の作成・配布を図るとともに、広報紙やリーフレット、テレビ、インターネットなど多様な媒体を活用し、子どもは独立した尊厳を持った人間であるという子どもの人権に関する意識の啓発・広報に努めます。	こども福祉課	充実
子どもをテーマとした講演会等の開催	子どもの権利を守るという視点から、子どもをテーマとした講演会等を開催します。	こども福祉課	継続
社会全体の意識の醸成	子育ての社会化の必要性、子どもの自立等について、「広報わこう」や市ホームページ等の活用による意識啓発活動をより一層推進します。	こども福祉課	充実
地域行事参加の啓発	児童環境づくりについての市民の理解を深めるため、各種行事参加を促進し、啓発に努めます。	生涯学習課	充実

子育て応援企業の指定、広報（再掲）	企業として積極的に子育て支援をしている事業者を子育て応援企業として市が指定し、広く広報活動を行い企業への啓発を図ります。	こども福祉課	新規重点
-------------------	--	--------	------

2 男女共同参画意識の醸成

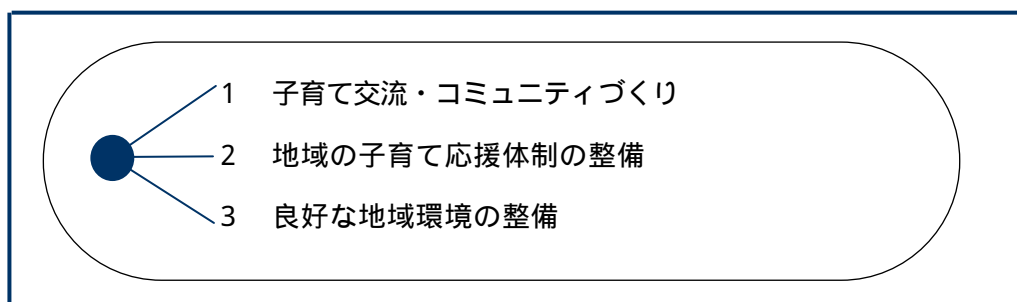
施策・事業	内容	担当課	区分
男女共同参画の推進	平成17年4月から施行される和光市男女共同参画推進条例により施策を推進します。	政策課	新規
男女共同参画情報紙の発行	市民参画による男女共同参画情報紙「おるごーる」を発行します。	政策課	継続
男女共同参画フォーラム開催	男女共同参画フォーラムの開催について、広く市民へ周知し、参加者数の増加を図り、男女共同参画意識の啓発を進めます。	政策課	継続
男女共同参画による市民との協働関係の構築	男女共同参画社会*の実現のために、社会のあらゆる分野において、市民との連携体制を構築していきます。	政策課	充実
男女共同参画社会*の形成についての学習	男女が対等なパートナーとしてともに社会のあらゆる分野に参画することに対する理解や、男女の人権についての理解を深めるため、講演会、講座の開催、市民による啓発を進めます。また、生活面における男性の自立を促す講座・教室、女性の参加意識や職業能力を開発する講座・教室を開催します。	政策課 生涯学習課 公民館 保健センター	充実
男女が共に築き担う子育て啓発	男女共同参画による子育てについての講演・講座の開催など、父親の子育てへの参加と子どものころから共同して家事・育児などを行うことの大切さを啓発します。	こども福祉課 学校教育課	充実
両親学級の実施	男女共同参画による子育て意識を普及し、育児への父親の積極的な参加を促進します。	保健センター	拡充
キッズクッキングの実施	食や調理を通じて健康に対する意識を高めます。	保健センター	拡充

3 若い世代の関心の喚起と支援

施策・事業	内容	担当課	区分
「子育て支援の取組」PR事業	子育て支援センター*、つどいの広場などの市の事業やNPO法人わこう子育てネットワーク、おやじの会等の地域による取組を「広報わこう」や市ホームページ等を通じて、市の子育て支援の姿勢、取組内容等の周知を図ります。子育ての楽しさを積極的に伝えるよう配慮します。	こども福祉課	拡充

子ども・子育てにかかわる中高生ボランティアの育成	子ども・子育てに関わる中高生ボランティアを育成し、保育園や保育クラブなどで活動機会を提供するなど、活動を支援します。	こども福祉課	重点
男女が共に築き担う子育て啓発	特別活動・家庭科等における家庭生活学習指導を充実します。	学校教育課	継続
乳幼児とのふれあい体験	乳幼児に対するあたたかい愛情や関心、安全な保護が必要であることについての理解を高めるために、保育所や幼稚園等において幼児の生活に触れられるような体験的保育学習の機会づくりを充実します。	保健センター 学校教育課 こども福祉課 子育て支援センター*	拡充

2 - 2 地域での子育て応援体制



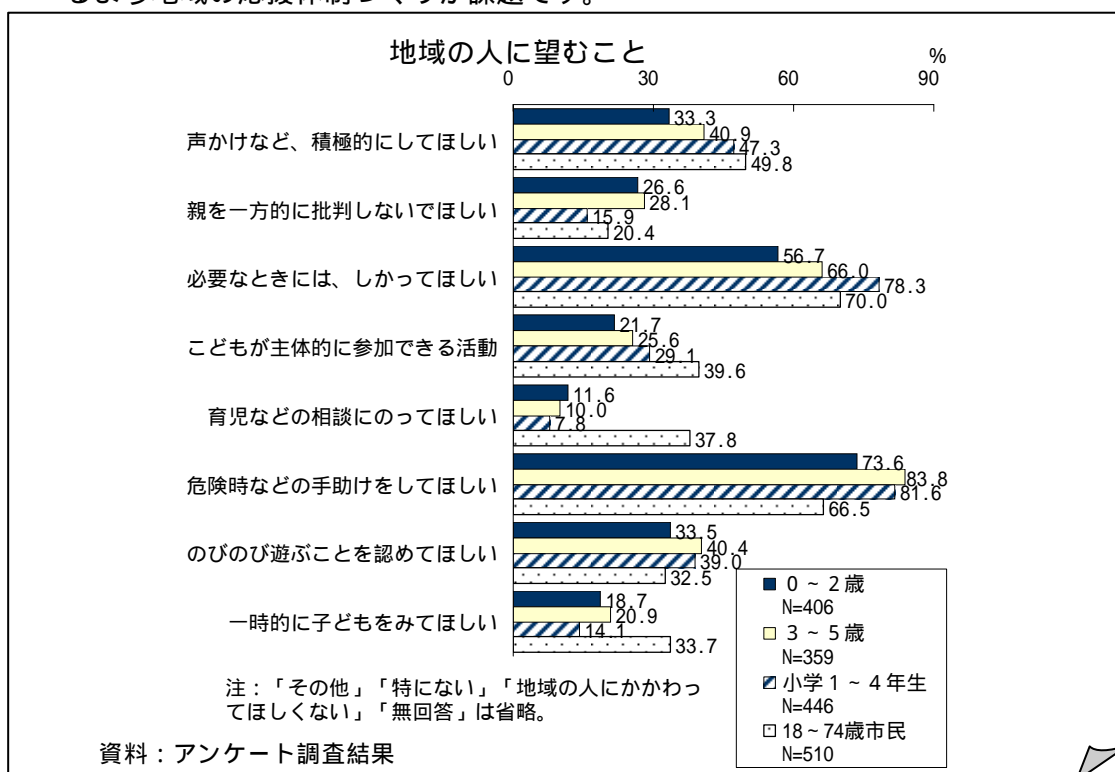
現状と課題

本市は毎年、人口の1割が入れ替わるという転出入が激しい市です。また、子育て家庭の8～9割が核家族世帯です。このような環境のなかで、子育てサークル、子育て情報ネットワークなど保護者が相互に交流・情報交換する活動が広がるとともに、託児ボランティアグループの活動も行われています。平成13年にファミリー・サポート・センター*を設置し、子育ての助け合いを促進しています。

アンケート調査によると、子どもを育てるうえで保護者が地域の人に望むこととして、「子どもが危険な目に遭いそうなときの手助けや保護」「子どもが良くないことをしているときは、積極的にしかってほしい」が高い割合です。

人の子も自分の子も分け隔てなくしかるとともに、分け隔てなく危険から保護するためには普段からの交流とそれによって培われた信頼関係が不可欠です。

保護者同士の交流と子どもを包む地域コミュニティづくりを促進するとともに、地域の子育て支援体制の整備、良好な地域環境の整備など、安心して子育てできるよう地域の応援体制づくりが課題です。



施策の方向

1 子育て交流・コミュニティづくり

子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、家庭のなかで孤立することがないように、相互に交流するきっかけとなる場を提供します。隣近所づきあいも含めて地域に子どもを取り巻く多様で層が厚い人の輪づくりに努め、教育力あふれる地域コミュニティづくりを目指します。

2 地域の子育て応援体制の整備

地域での子育て課題の解決に向けて取り組む、保護者同士のグループ・サークルを育成するとともに活動を支援します。子どもに関わる地域活動の大切さを啓発し、協力を呼びかけるなど、子育て応援ボランティアの育成と活動を支援します。

3 良好な地域環境の整備

市民・事業者などの協力を得ながら、地域全体で子どもが健全に育つ環境の整備を進めます。

主な取組

1 子育て交流・コミュニティづくり

施策・事業	内容	担当課	区分
子育て支援センター*	子育てについての相談・情報の提供及び一時保育等子育てに係わる総合的な在宅サービス提供の拠点施設として、子育て支援センター*の活動の充実を図ります。	こども福祉課	継続
年齢別サークル	0～3歳児親子を対象に、手遊びや歌、体操などを楽しみます。	こども福祉課 (子育て支援センター*) (児童センター)	継続
保育園園庭開放(再掲)	市内の保育園では、毎月開放日を設けて地域の子供達との交流をしています。	こども福祉課	充実
地域子育て支援センターのサービスの拡充(再掲)	育児についての相談指導や、子育てサークルの支援などを行う子育て支援センター*のサービスを拡充します。	こども福祉課	拡充

つどいの広場 (再掲)	つどいの広場は、特定非営利法人委託のおやこ広場もくれんハウスが1か所あります。引き続き、委託先の特色を生かした事業展開ができるように支援していくとともに、他の子育て支援事業と連携していきます。	こども福祉課	拡充
子育てサロン (再掲)	NPO法人わこう子育てネットワークが育児不安を抱える母親の気軽な集まりの場として、月1回子育てサロンを実施しています。また、各保育クラブで午前中の空き時間を利用して、子育てサロン事業を実施するとともに、社会福祉協議会との協働による住民参加型サロンも検討します。	こども福祉課	継続
親子ふれあい事業の推進(再掲)	幼児・小学生とその保護者を対象に、季節の行事や朗読会などの親子のふれあいの場の提供や、幼児サークル活動の支援を進めます。また、育てる会連合会「親子ペタンク大会」公民館事業「手打ちうどん教室・料理教室・ウィークエンドスクール等」など、本市の地域資源を生かした親子体験の機会提供などに努めます。	こども福祉課 児童センター(館) 図書館 生涯学習課	継続
地域交流機会の拡充	地域で同世代・異世代が交流する機会を拡充します。子ども・子育てに関わる地域活動へ、父親など男性の参加を促進します。	こども福祉課	重点

2 地域の子育て応援体制の整備

施策・事業	内容	担当課	区分
子育てサークル育成	「育児学級」終了後、参加者がサークルをつくり自主的に運営し、子育ての楽しさを感じて輪が広がっていくように、子育てサークルの立ち上げを援助し、その活動を支援することで、子育て家庭のネットワーク化を図ります。	こども福祉課 (子育て支援センター*)	継続
子育てボランティア活動の支援	子育てサポーターズの養成、託児ボランティア活動、子育てサークル活動など、子育てボランティア活動の支援をします。	こども福祉課 生涯学習課 子育て支援センター*	新規

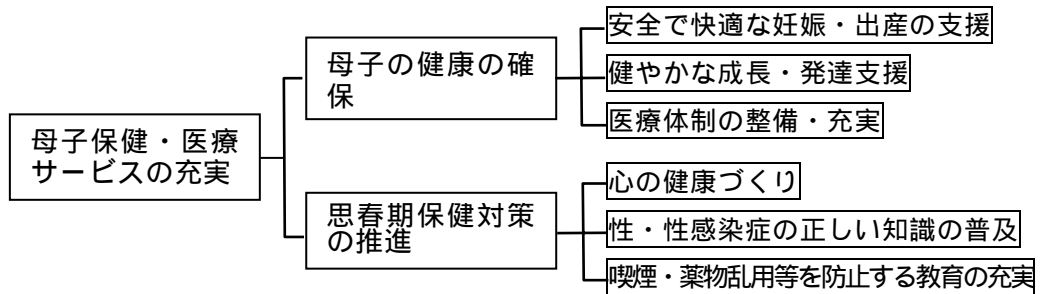
青少年健全育成活動の推進	子育て支援と青少年の健全育成を地域全体で取り組むため、地域青少年を育てる会の未整備地域の組織化等の地域活動を推進します。また、青少年育成推進員会、青少年育成和光市民会議等の活動を推進します。	こども福祉課 生涯学習課	継続
冒険遊び場* (再掲)	ボランティア(子育てネット、ボーイスカウト等)及び青少年健全育成委員、地域住民の協力により、幼児や児童が思い切り身体を動かし、創意工夫して遊べる冒険遊び場*の整備を進めます。	都市整備課 こども福祉課	継続
ファミリー・サポート・センター*事業の充実	女性の社会参加が進む中、地域で子育てをする環境を整備することを目的に地域の子育て支援組織としてファミリー・サポート・センター*の運営を充実します。産前産後サポート事業を平成15年10月から開始。児童夜間養育事業を平成16年10月から開始(原則3泊まで)	こども福祉課	充実重点
保育園園庭開放 (再掲)	市内の保育園では、毎月開放日を設けて地域の子ども達との交流をしています。	こども福祉課	充実
地域子育て支援センターのサービスの拡充(再掲)	育児についての相談指導や、子育てサークルの支援などを行う子育て支援センター*のサービスを拡充します。	こども福祉課	拡充

3 良好な地域環境の整備

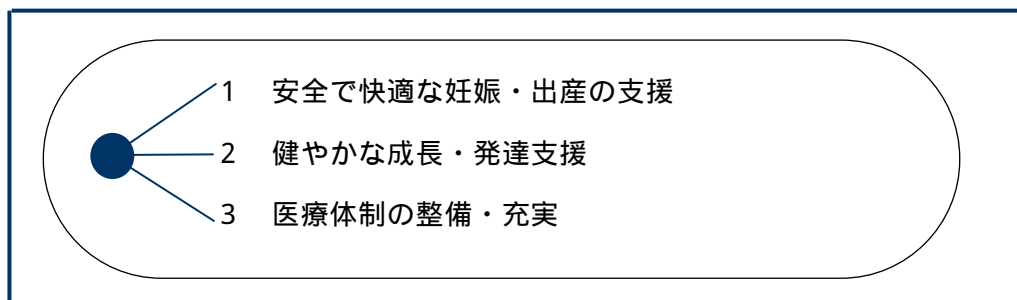
施策・事業	内容	担当課	区分
県青少年健全育成条例の周知・普及	青少年の健全育成を目的に制定された条例の周知・普及に努めます。	生涯学習課	新規
企業の社会貢献	商工会の協力のもとに、青少年健全育成に対する商店の協力など、福祉や教育などへの企業の社会貢献を広報、パンフレットなどで呼びかけ、取組を促進します。	生涯学習課	新規
青少年育成和光市民会議	青少年問題の重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、もって青少年の健全育成を図ることを目的として、現在21団体により青少年の健やかな成長を願い行政にかわって諸事業を展開しています。	生涯学習課	充実
和光市地域青少年を育てる会連合会	子ども会の育成を図るとともに、育てる会連合会が推進母体となって組織の統廃合を関係団体と調整しながら進めることにより組織の活性化を図ります。	生涯学習課	充実
和光市青少年育成推進員会	青少年が社会人として成長していく過程で、より良い地域の環境を市民の力でつくることを目標に有害図書の追放、優良図書の紹介、青少年を守る店の普及等の活動を推進します。	生涯学習課	充実

和光市青少年相談員協議会	ボランティア活動として地域の子ども会活動の行事、レクリエーション等の指導依頼、青少年の健康づくりのための事業等を実施し、青少年活動の活性化を進めます。	生涯学習課	充実
青少年問題協議会の推進	青少年に関する施策の連絡調整及び青少年の健全な育成を推進します。	生涯学習課 関係課	継続

3 母子保健・医療サービスの充実



3 - 1 母子の健康の確保

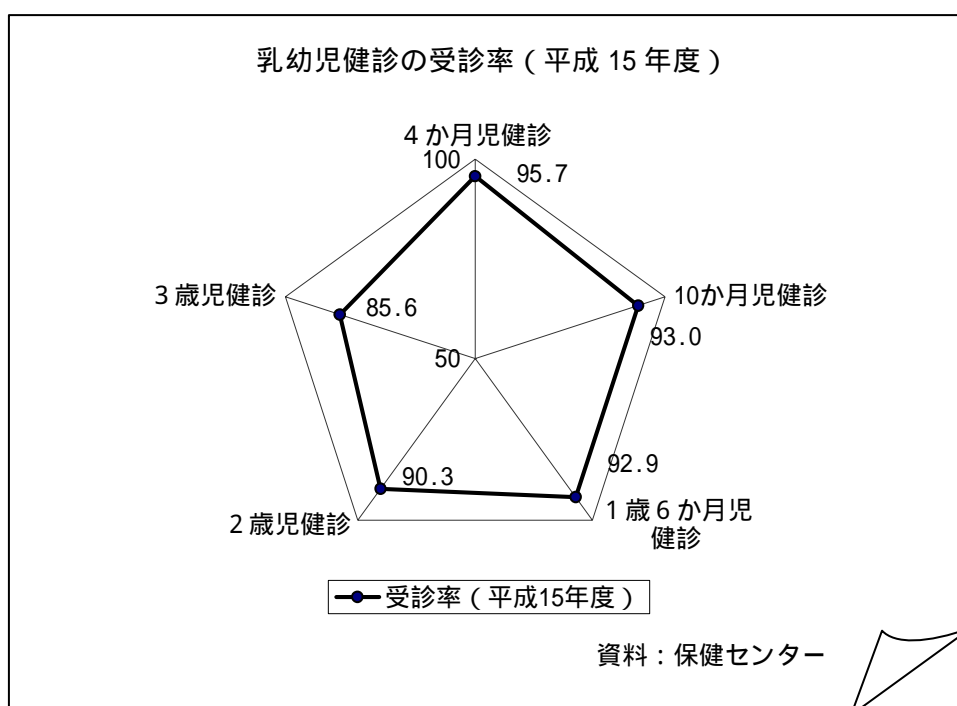


現状と課題

母子健康手帳の交付は、戸籍住民課の窓口で対応しているため相談しにくい状況があります。両親学級、ハイリスク妊婦*への電話フォローを実施しています。乳幼児健康診査・予防接種など、乳幼児期の疾病予防、早期発見に努めています。

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、女性の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産できる安全で快適な環境を確保することが必要です。また、乳幼児期は、疾病の予防、早期発見などによる健やかな成長・発達支援が求められています。

市内の医療機関は病院5、診療所24、歯科診療所22があります。小児科は10か所（平成16年3月現在）です。疾病の早期発見・治療など、安心して子育てできるよう医療機関との連携に努めます。



施策の方向

1 安全で快適な妊娠・出産の支援

配偶者をはじめとする家族、地域、職場などの暖かい配慮を啓発するとともに、妊娠・出産期の健康づくりなど、安全で快適な妊娠・出産に対する支援に努めます。特に、妊婦自身の喫煙と受動喫煙が、体を与える悪影響について、一層の知識の普及や情報の提供に努めます。

不妊で悩む夫婦に対する支援を充実します。

2 健やかな成長・発達支援

乳幼児健康診査、予防接種などを充実し、乳幼児期の疾病の予防・早期発見に努めるとともに、離乳食講習会など、「食育」の推進を図ります。

第1子、低体重児など育児不安が高い親子を中心に、訪問指導、健康相談、テーマ別教室の開催などを充実します。

乳幼児突然死症候群*の予防や子どもの事故防止に努めます。

3 医療体制の整備・充実

子どもの健康管理に身近にかかりつけ医をもつことの大切さを啓発するとともに、安心して子育てできるよう小児科医療体制の充実を図ります。

主な取組

1 安全で快適な妊娠・出産の支援

施策・事業	内容	担当課	区分
母子手帳交付	母子手帳の交付にあたっては、保健センターと戸籍住民課が連携し、同時に相談ができる体制をつくるなど、妊産婦保健指導の充実に努めます。また、妊産婦を保護するため、雇用者に対して提示できる母性健康管理担当事項連絡カードを配布します。	保健センター 戸籍住民課	継続
両親学級（プレパ パママ教室）	両親学級は、参加者のニーズに応えながら日程や内容の見直しを行い充実に努めます。	保健センター	拡充
妊産婦保健指導の 推進	妊娠、出産にかかわる不安に対して、助産師や保健師による相談・訪問指導等を推進します。支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、適切な保健指導を行うよう努めます。	保健センター	継続

妊産婦健康診査	医療機関委託、委託外医療機関での受診は償還払い方式で、妊産婦の健診機会の充実を図ります。	保健センター	継続
---------	--	--------	----

2 健やかな成長・発達支援

施策・事業	内容	担当課	区分
母子保健指導の推進	保健師等による相談・訪問指導等を推進し、親子の健やかな成長を支援します。市民のニーズに応えた母子保健事業の推進に努めます。	保健センター	継続
乳幼児健康診査	乳幼児の疾病や異常の早期発見のみならず、「子育て支援の場」としての機能を果たすように健診の充実に努めます。	保健センター	継続
育児学級 (赤ちゃん学級)	子育ての不安が大きいと思われる主に第1子の親子を対象に仲間づくりに配慮した育児学級を開催します。 離乳食に対する悩みが多く、試食を実施するなど、参加者のニーズに応えながら教室内容の充実に努めます。	保健センター	継続
歯科保健事業	乳幼児期からの虫歯予防と早期発見のため、幼児歯科健診、むし歯予防教室、ヨチヨチ赤ちゃん歯みがき教室、親子歯みがき教室など、歯科保健事業を推進します。	保健センター	継続
予防接種	感染症予防のため、集団接種、医療機関委託での実施を継続します。 BCGについては、国の指針の一部変更があったので回数を増やし対応を図ります。乳幼児健診などで予防接種に関する相談接種勧奨を行い感染症予防に努めます。	保健センター	継続
栄養指導	おやつ教室や栄養相談の開催など、食生活を通じた母子の栄養指導を充実します。	保健センター	継続
母子支援事業の促進	親子の遊びをとおして、子どもの発達援助を行うたんぽぽ教室を開催するなど母子支援事業を推進します。	保健センター	継続
乳幼児発達相談	保護者の育児不安や健診後の事後指導支援として、保健師による相談訪問、心理相談を実施し、相談体制の充実に努めます。 関係機関との連携を図り、療育機関につなげるなど相談体制の充実に努めます。	保健センター	充実
プレ療育の場	就学前のチャレンジド*のプレ療育の場である通園施設「みつばすみれ学園」と連携をしていきます。	社会福祉課	継続

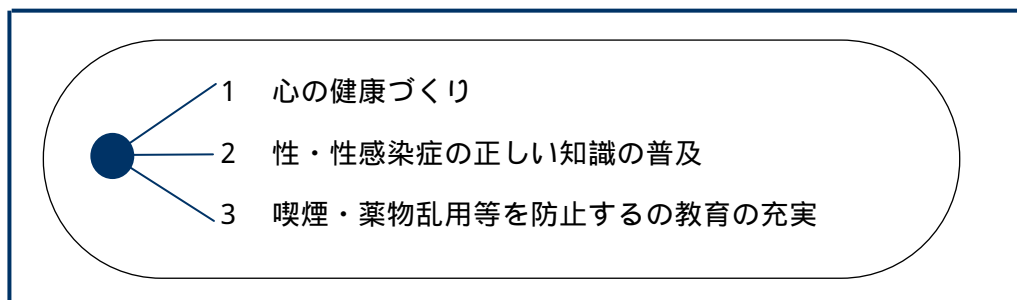
幼児健全発達支援 相談指導連絡調整 会議の推進	関係部課、各関係機関が問題や課題を共有できるようケース検討を中心に会議を開催し、検討を行っています。また、メンバーの拡大、虐待等への対応、能力の向上に努めます。	保健センター こども福祉課 社会福祉課	充実
学校保健との連携	学校保健との連携により、学校教育のなかで保健学習を推進し、子どもの健康づくり、体力の向上に努めます。キッズクッキング（H15年度新規）の回数増加により事業の定着に努めます。キッズクッキング年2回、親子クッキング年1回の定着を図ります。	保健センター 学校教育課	充実
健康診断	児童生徒の疾病の早期発見と治療の徹底のため、定期健康診断を推進します。事業の継続と結核健診の充実	学校教育課	充実
小児生活習慣病対策	子どもと家庭に対して、小児期における生活習慣病、小児肥満、アレルギー性疾患等に関して、朝食をきちんととる等、正しい生活習慣が身につけられるように指導するとともに、食生活を通じた健康づくりを啓発します。小児生活習慣病対策として、小学校4年生と中学2年生を対象に健康診断を実施します。幼児健診時に開催しているおやつ教室や「食事の悩み事」相談などにより食生活をとおした健康づくりの啓発を継続します。	保健センター 学校教育課	充実
体力づくり	児童生徒の体力づくりのため、体育授業の充実と体育活動を推進します。各校における取組の深化・充実	学校教育課	充実
給食指導	望ましい食習慣の形成と給食指導に努めます。栄養教諭にかかわる資料収集及びアレルギーを持つ児童生徒への対応の充実	学校教育課	充実
健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会を中心に、各種関係機関と連携を図り、地域社会に根ざした健康づくり運動を推進します。	保健センター	継続
健康まつり	地域に根ざした健康づくり運動推進のため「健康まつり」の有効性を活用し、その拡大に努めます。	保健センター	継続

3 医療体制の整備・充実

施策・事業	内容	担当課	区分
かかりつけ医の確保の啓発	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	保健センター	継続

周産期医療	安心して出産できるよう周産期医療の中心となる医療機関との連携を図り、周産期医療の充実に努めます。	保健センター	継続
小児救急医療支援事業	救急車による搬送や、入院治療等を必要とする小児を対象に休日、夜間に救急医療機関が小児科医を確保し、当番医を定め、治療にあたる小児救急医療支援事業の充実に努めます。	保健センター	継続
病院群輪番制病院運営事業	休日診療や病院群輪番制による24時間診療体制の充実に努めます。	保健センター	継続
在宅当番医制運営事業	関係機関の協力や近隣市等の連携により休日診療救急医療などの広域ネットワークの充実に努めます。	保健センター	継続

3 - 2 思春期保健対策の推進

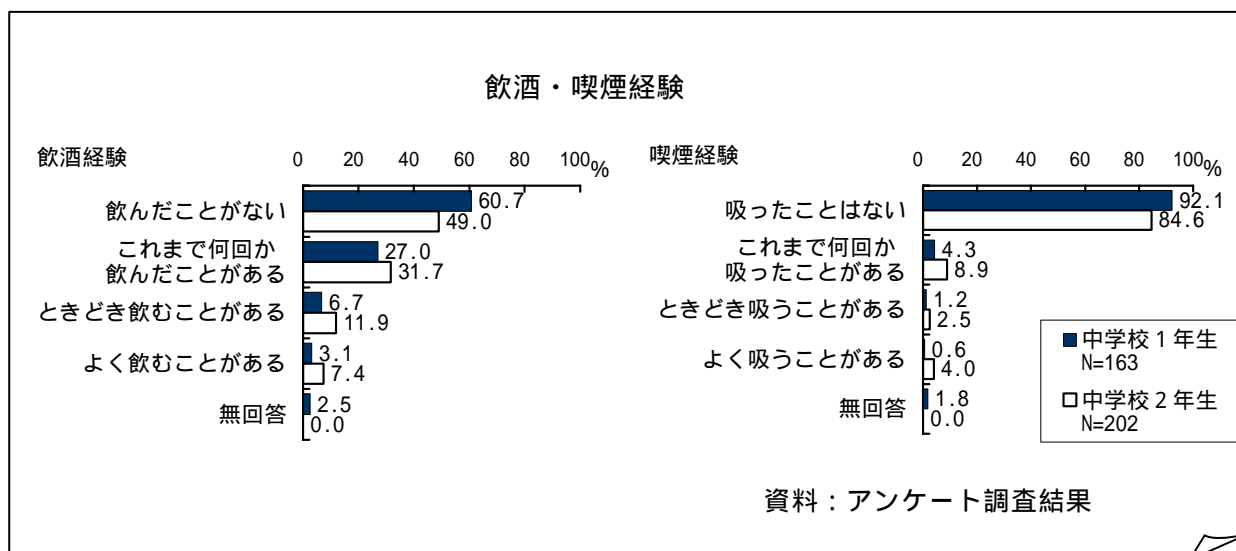


現状と課題

思春期は、おとなへの転換期であり、生涯の健康に影響する心や体の健康の問題が起きやすい時期であると指摘されています。近年、不登校や引きこもり、10代の人工妊娠中絶、性感染症、未成年の喫煙、薬物の乱用など、思春期に健康の問題をかかえる人が増えています。

アンケート調査によると、中学2年生で「(タバコを)よく吸うことがある」が4.0%で、「(タバコを)ときどき吸うことがある」が2.5%です。また、中学1・2年生で薬物の使用が心と体に大きな害をもたらすことを「あまり知らない」が7.3%、「知らない」は6.2%となっています。

心の健康づくり、性・性感染症の正しい知識の普及を防止する教育の充実など、思春期における心身の健康づくり支援が課題です。



施策の方向

1 心の健康づくり

家庭・学校・地域が連携し、様々な悩み・苦しみを相談できる体制の充実など、心のバランスを保ち、主体的に問題解決をする力を育てられるよう、心の健康づくりを支援します。

2 性・性感染症の正しい知識の普及

家庭・学校・地域が連携し、男女が互いの性を尊重するとともに、性・性感染症について正しい知識の習得できるよう教育・学習を充実します。

3 喫煙・薬物乱用等を防止する教育の充実

家庭・学校・地域が連携し、未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用等を防止する教育を進めます。

主な取組

1 心の健康づくり

施策・事業	内容	担当課	区分
健康教育の充実	心身の健康を保つため、運動に親しみ、正しい健康知識を身につける学習を進めます。また、学校保健を通して、正しい食生活や薬物乱用の防止などの教育を進めます。	学校教育課	継続
心の相談室 (再掲)	いじめ・不登校等に対応するため、「心の相談室」(いじめられる子の緊急避難の場、いじめる子への指導の場)を開設します。学校カウンセリング初級研修終了後、中級カウンセリング研修を実施し、カウンセリングマインドを持って相談に対応できる教職員を増やします。	学校教育課	充実
子どもカウンセリング (再掲)	精神科医による子ども及び保護者への専門的カウンセリングの回数を増やし、保護者のニーズに応えられるよう充実していきます。また、各小学校へ教育相談指導員を配置し、年間を通じて教育相談を行います。	学校教育課	拡充

家庭児童相談の充実 (再掲)	各種公共機関や民間相談機関との連携により、保護者や児童に対する相談指導体制を充実します。障害のある子どもや、保護者に対する相談事業を充実します。また、家庭児童相談室のケースマネジメント機関(市の総合相談窓口・機関連携のステーション)としての市役所内での位置づけの強化(分掌事務の変更)と専門性(専門職の配置)の向上を検討します。	こども福祉課	充実
子どもの相談体制	子ども電話相談体制づくりを進めるとともに、研修の充実などにより、相談員の資質の向上を図り、機能の充実に努めます。	こども福祉課	継続
子ども教育相談室 (再掲)	不登校、いじめ等で登校できない児童生徒の相談サポート体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域等関係者との緊密な連携の確保に努めます。増加する児童生徒への対応として、施設設備の拡充を検討します。	学校教育課	充実
さわやか相談室 (再掲)	中学校での生徒による悩み等に親身になって相談にのる「さわやか相談員」を各中学校に設置し、学校、家庭、地域社会の連携の協力を一層密にします。さわやか相談員の施設面の拡充を検討します。	学校教育課	充実
家庭、学校、地域との連携	子どもの問題の早期発見と適切な対応を図るため、たより、リーフレット等による啓発や情報交換など家庭と学校、地域との連携を強化します。	学校教育課 こども福祉課	充実

2 性・性感染症の正しい知識の普及

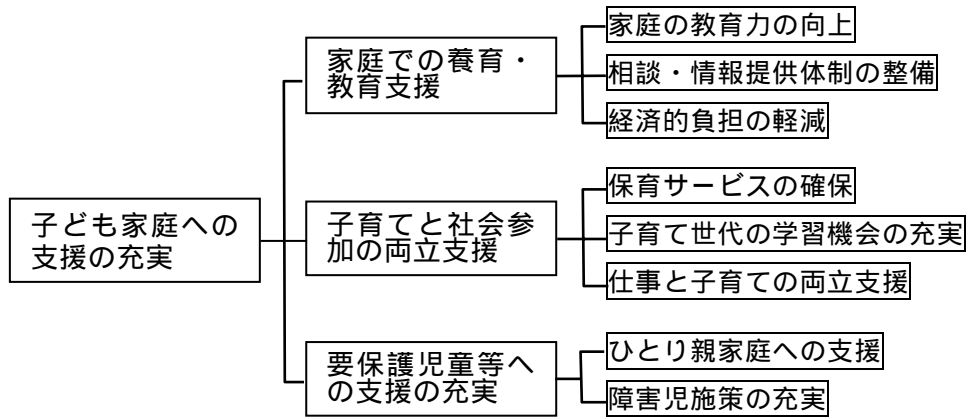
施策・事業	内容	担当課	区分
女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重	中学生・高校生に対して、女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重への理解を深めるために、関係機関と連携し意識の向上と普及を図ります。	保健センター 学校教育課 政策課	充実
性教育の推進	児童生徒の心身の健全な発達のため、年齢に応じた適切な指導の充実を図ります。学校教育における人権的視点による性教育の指導計画の見直しを検討します。	学校教育課	充実
エイズ予防教室の開催	エイズに関する正しい知識と人権に関する心の教育を推進します。年間指導計画へのエイズ教育の位置づけを明確にします。	学校教育課	拡充

思春期（性）相談	教育相談員・さわやか相談員・養護教諭・教諭の連携による日常的な指導と相談を実施します。	学校教育課	継続
----------	---	-------	----

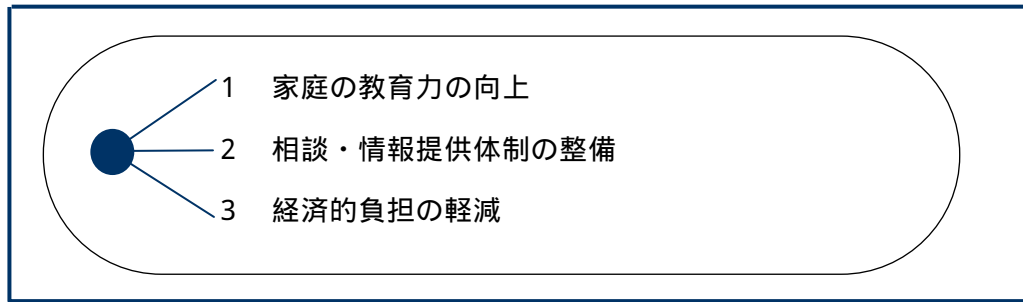
3 喫煙・薬物乱用等を防止する教育の充実

施策・事業	内容	担当課	区分
健康教育の充実 （再掲）	心身の健康を保つため、運動に親しみ、正しい健康知識を身につける学習を進めます。また、学校保健を通して、正しい食生活や薬物乱用の防止などの教育を進めます。	学校教育課	継続
薬物乱用防止教育の推進	薬物乱用防止教室の実施と、保健学習による防止教育の実施および各研修会への教諭の参加を促進します。今後は小学校にも実施を奨励します。	学校教育課 保健センター	拡充

4 子ども家庭への支援の充実



4 - 1 家庭での養育・教育支援



現状と課題

和光市では、子育て支援センター*、おやこ広場もくれんハウス（和光市つどいの広場事業）など親子で参加し、子どもとの関わりを学習する機会を提供するとともに、子どもや子育てについての多様な相談窓口を設けています。

アンケート調査によると、子育ての相談相手・相談場所として、0～2歳児童の保護者は「親同士の相互の相談・情報交換の場」「身近な地域で気軽に相談できる場所」を望み、3歳を超えると「子育ての総合的な窓口の設置」も望まれています。また、市・県・国に希望する子育て支援は「経済的な負担の軽減」がもっとも高い割合です。

子どもの養育や教育についての知識・情報の収集、日常の身近なことから専門的なことまで相談できる体制の充実、経済的な負担の軽減が求められています。

施策の方向

1 家庭の教育力の向上

家庭での教育力の向上を図るために、親子のふれあい機会、子どもや子育てに関わる各種講座・教室の充実を図ります。

2 相談・情報提供体制の整備

相談内容の多様化・複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の整備を図ります。また、子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報提供し、初めて出産を迎える家庭や転入家庭など、すべての子育て家庭が必要な情報を得られる体制づくりを進めます。

3 経済的負担の軽減

子どもの養育・教育にかかわる経済的負担の軽減を図ります。

主な取組

1 家庭の教育力の向上

施策・事業	内容	担当課	区分
家庭への啓発	より良い家庭環境づくりを進めるため、「家庭の日」のPRや、子どもの声に耳を傾けられる家庭づくりなど、家庭に関する意識啓発に努めます。	こども福祉課	継続
家庭教育学級の充実	小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、青少年期の子どもの教育について学ぶための家庭教育を充実します。	生涯学習課 公民館	充実
地域における親の学習機会の充実	子育て支援講座の開催、PTA、地域青少年を育てる会など地域団体による家庭教育講演会の開催、保護者による自主的な相互学習活動など、地域における親の学習機会の多様化と学習の日常化を促進します。市内の高等教育機関や民間教育事業者などとの連携により、学習メニューの多様化を図ります。	生涯学習課 こども福祉課	継続
親子対象の講座・教室等の充実	ものづくりや、自然体験、伝統文化などを親子で楽しむ学習機会を充実し、コミュニケーションを深める契機とします。	生涯学習課 公民館	充実
「絵本とのふれあい事業」の充実	親子のふれあいを深め、子どもの心とことばの発達を促すため、乳幼児への絵本の読み聞かせを指導する、「絵本とのふれあい事業」を充実します。	図書館 保健センター	充実
親子ふれあい事業の推進（再掲）	幼児・小学生とその保護者を対象に、季節の行事や朗読会などの親子のふれあいの場の提供や、幼児サークル活動の支援を進めます。また、育てる会連合会「親子ペタンク大会」公民館事業「手打ちうどん教室・料理教室・ウィークエンドスクール等」など、本市の地域資源を生かした親子体験の機会提供などに努めます。	こども福祉課 児童センター(館) 図書館 生涯学習課	継続

2 相談・情報提供体制の整備

施策・事業	内容	担当課	区分
家庭児童相談の充実 (再掲)	各種公共機関や民間相談機関との連携により、保護者や児童に対する相談指導体制を充実します。障害のある子どもや、保護者に対する相談事業を充実します。また、家庭児童相談室のケースマネジメント機関(市の総合相談窓口・機関連携のステーション)としての市役所内での位置づけの強化(分掌事務の変更)と専門性(専門職の配置)の向上を検討します。	こども福祉課	拡充

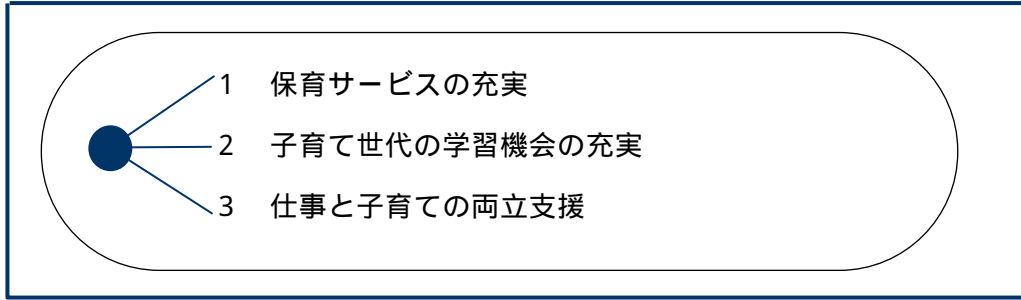
子ども総合相談窓口 (再掲)	関係機関と連携をとり、子どもに関わるすべての相談を受け、情報提供、各種サービスの利用手続きとともに、必要に応じて専門機関を紹介するなどの機能を持つ「子ども総合相談窓口」の充実を図ります。	こども福祉課	継続
育児相談 (再掲)	育児不安を抱える母親の気軽な相談機関として、来所、電話、FAX、Eメールなど多様な相談体制の充実を図ります。	こども福祉課 子育て支援センター*	継続
子育て支援センター*の充実(再掲)	子育てについての相談・情報の提供及び一時保育等施設サービスを行う子育てに係わる総合的な在宅サービス提供の拠点施設として、子育て支援センター*の支援活動の充実を図ります。	こども福祉課	充実
つどいの広場 (再掲)	つどいの広場は、特定非営利法人委託のおやこ広場もくれんハウスが1か所あります。引き続き、委託先の特色を生かした事業展開ができるように支援していくとともに、他の子育て支援事業と連携していきます。	こども福祉課	拡充
子育てサロン (再掲)	NPO法人わこう子育てネットワークが育児不安を抱える母親の気軽な集まりの場として、月1回子育てサロンを実施しています。また、各保育クラブで午前中の空き時間を利用して、子育てサロン事業を実施するとともに、社会福祉協議会との協働による住民参加型サロンも検討します。	こども福祉課	継続
保育園・幼稚園の地域利用の促進	保育・幼児教育の専門技術を生かし、地域の保護者の幼児教育に関する相談への対応、また、交流の場の提供など、地域に開かれた保育園・幼稚園づくりを進めます。	教育総務課 こども福祉課	充実
子育てガイドブック等情報紙の発行	保健・医療・福祉各分野の子育て支援、子どもや子育てに関わる施設や育児サークルなど市民の活動の紹介などを盛り込んだ子育てガイドブック等情報紙を作成・配付します。	こども福祉課	継続
子育て情報ネットワーク	インターネットを活用し、地域の子育て情報を市民に提供するため、わこう子育てネットワークの活動を支援するとともに、子育て情報のネットワーク化を図ります。	こども福祉課	継続

児童虐待防止相談	虐待についての相談、電話通報等、児童虐待防止相談の周知と活用を促進します。	こども福祉課	充実
児童保護相談	児童保護の必要な家庭の相談に応じ、関係機関と連携して児童処遇の改善を図るとともに、子どもの人権を守ります。	こども福祉課	継続

3 経済的負担の軽減

施策・事業	内容	担当課	区分
幼稚園への就園への支援	幼稚園児保護者補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金など、経済的負担軽減のための制度の周知と充実を図ります。	教育総務課	継続
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部を助成します。また、制度の周知に努め、活用を促進します。	こども福祉課	継続
乳幼児医療費助成事業	就学前乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるよう、乳幼児に対する医療費の一部を支給することにより、乳幼児の健康増進と福祉の向上を図り、家庭の経済的負担を軽減します。	こども福祉課	継続
重度心身障害児医療費助成	重度心身障害児に対し医療費の助成を行い、福祉の増進を図ります。	社会福祉課	継続
母子福祉資金貸付制度	母子家庭の経済的援助として、生活に必要な資金等の貸付を行います。また、制度の周知に努め、活用を促進します。	こども福祉課	継続
児童手当支給	小学3年生までの児童を養育する者に手当を支給し、家庭生活の安定と児童の健全育成、及び福祉の向上を図ります。	こども福祉課	拡充
児童扶養手当・特別児童扶養手当	父と生活を共にしていない児童等を育てている家庭と、障害がある20歳未満の児童を養育している家庭への経済的援助として、それぞれ児童扶養手当、特別児童扶養手当を支給します。また、制度の周知に努め、活用を促進します。	こども福祉課 社会福祉課	継続

4 - 2 子育てと社会参加の両立支援



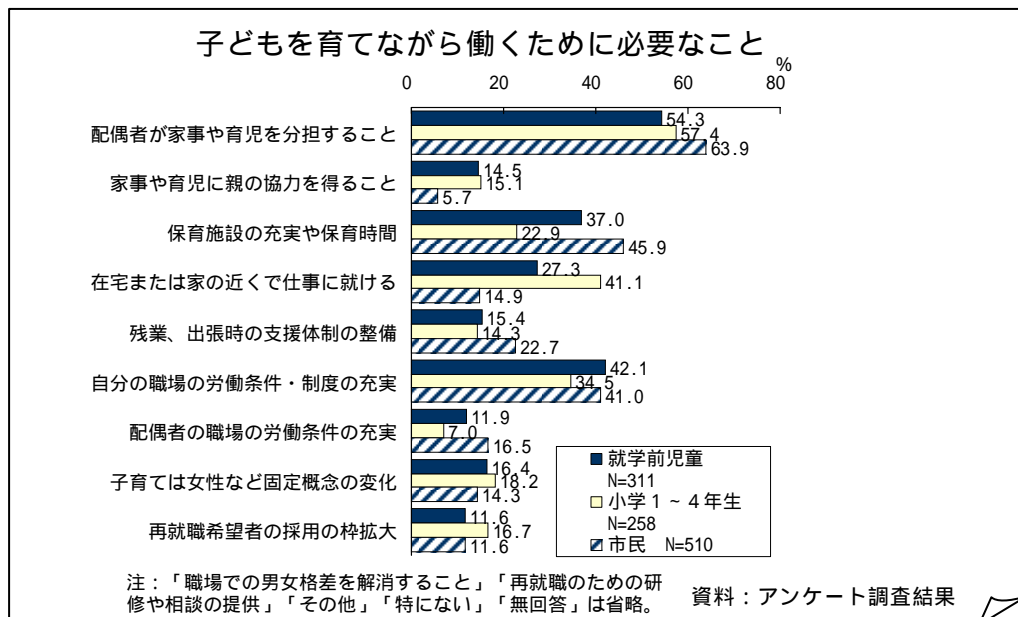
現状と課題

市内には、認可保育所が7か所あります。また、ファミリー・サポート・センター*で平成15年度から産前産後サポート事業も実施しています。小学1～4年生の留守家庭児童を対象にした保育クラブは9か所があり、平成14年の登録者数は月平均318人です。

アンケート調査によると、子どもを育てながら働くために必要なこととして、就学前児童保護者、小学1～4年生児童保護者、市民のいずれも半数以上が「配偶者が家事や育児を分担すること」を第1番にあげています。次いで、就学前児童保護者では「自分の職場の労働条件・制度の充実」「保育施設の充実や保育時間」などを、小学校1～4年生保護者は「在宅または家の近くで仕事に就ける」「自分の職場の労働条件・制度の充実」などをあげています。

子育てを一人で背負って悩む保護者がいる一方で、職場優先の風潮などから子どもに対し時間的・精神的に十分向き合うことができていない親がいます。

子どもと向き合い、子育てを楽しむ余裕ある家庭づくりのために、保育サービスを種類・量・質ともに充実すること、子育て世代の学習機会の充実、仕事と子育ての両立支援など、子育てと社会参加の両立支援が求められています。



施策の方向

1 保育サービスの充実

保護者の就業形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、市民・民間事業者などとも連携しながら、種類・量・質の三拍子がそろった保育サービスの提供に努めます。就学前保育については、（仮）こども総合施設の整備など、幼保一元化*に向けた取組を進めます。第三者機関によるサービス評価システムの充実・活用を図ります。

2 子育て世代の学習機会の充実

子育て中であっても、心豊かにゆとりある生活が送れるよう学習活動への参加を応援します。子育て後の再就職や地域活動など、社会参加に向けて学習機会を充実します。

3 仕事と子育ての両立支援

男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度*の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善について、事業主等への要請を図ります。

求人情報の提供、事業所などへの再雇用や地域での女性の職場づくりの促進など、出産や育児などにより退職した女性の再就職・再雇用などの支援に努めます。

主な取組

1 保育サービスの充実

施策・事業	内容	担当課	区分
多様な保育サービス	保育ニーズの多様化に対応できるよう、一時保育、休日保育、病後時保育など多様な保育サービスの充実を図ります。	こども福祉課	充実
育成保育	働く母親を持つチャレンジド*を受け入れ、障害があっても、地域のともだちと一緒に遊び、多様な体験ができるよう、育成保育を進めます。	こども福祉課	充実
完全給食事業	素材選び、献立など、子どもの健康づくりを第一にした給食の充実を図ります。	こども福祉課	充実
保育従事者の研修	一人ひとりの子どもの立場にたって保育にあたるよう保育従事者の研修を充実します。	こども福祉課	充実
保育環境の向上	安全に配慮しながら、子どもが伸び伸びと遊べるよう、良好な保育環境づくりに努めます。	こども福祉課	充実

事業所内保育施設設置	深夜や早朝など、就労時間が不規則な母親を持つ子どもが、保護者がいない状態でおかれることがないよう、事業所内保育施設の整備を要請します。	地域振興課 こども福祉課	充実
民間保育サービスの支援	民間の保育サービスを受ける子どもに対する、保育の充実が図れるよう努めます。	こども福祉課	拡充
レスパイトサービス	チャレンジド*とその家族を対象に一時的に子どもの養育に困ったときは、近隣の施設との協議により、実施の方向で検討します。平成15年9月から生活サポートサービスを実施。在宅で一時預かり、ヘルパー派遣、外出援助送迎のサービスを必要とするチャレンジド*に対し、必要に応じた柔軟迅速なサービスを提供。広報・ホームページ等の活用により利用促進の継続	こども福祉課 社会福祉課	新規
保育園での育成児童の一時保育	障害のある児童の保護者の家庭保育に伴う心理的、肉体的負担を軽減することを目的にほんちょう保育園、にいくら保育園で実施し、60日以内、1週間につき3日を限度に実施します。	こども福祉課	継続
放課後児童健全育成事業の拡充	完全学校週5日制実施により、学校休業日の保育内容の充実を図るとともに、保育時間については19時まで延長。また、病後児の受け入れ、学校学級閉鎖時の保育児童の受け入れ等も今後の課題として、検討していきます。	こども福祉課	充実
養護学校の学童保育の支援	チャレンジド*学童保育室「たけのこクラブ」の運営を支援します。また、状況理解のため、定期的な交流会、学習会を実施します。	こども福祉課	継続
施設・設備整備	在籍児童の増加に伴う施設・設備の充実に努め、保育施設・設備の均一化を図ります。また、全ての保育園、保育クラブで障害のある児童の施設利用が可能となるよう設備等の充実に努めます。 また、老朽化したひろさわ保育園、にいくら保育園の改築を検討します。	こども福祉課	拡充
ファミリー・サポート・センター*との連携	保育園、保育クラブで対応できない需要について、ファミリー・サポート・センター*の周知・利用を充実します。	こども福祉課	継続
保育サービスの評価システムの充実・活用	サービス提供事業者と第三者で構成するサービス評価システムの充実・活用を図ります。	こども福祉課	継続

(仮称)こども総合施設の整備	幼保一体型の保育、ショートステイやトワイライトステイといった先進的な機能を持つ(仮)こども総合施設の整備を進めます。	こども福祉課	新規重点
----------------	--	--------	------

2 子育て世代の学習機会の充実

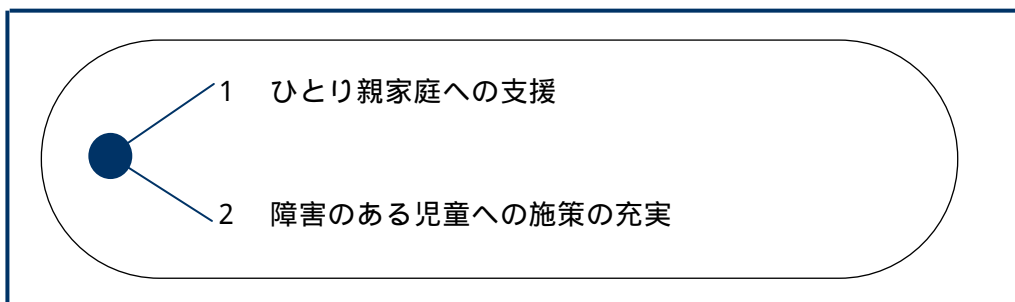
施策・事業	内容	担当課	区分
託児室等の整備充実	乳幼児等を持つ利用者に対しては、安心して学習機会に参加できるようにするため、託児室等の整備やボランティアによる預かりサービス体制の充実を図ります。	生涯学習課	充実
子育て世代対象の講座の開催	子育て世代の男女を対象に育児、料理、パソコン等の講座を開催します。	こども福祉課 (子育て支援センター*)	充実
わこう市政学習おとどけ講座	「見たい、知りたい、聞きたい、学びたいテーマ」を、市職員等が講師となって出前講座を行います。	生涯学習課 関係課	継続

3 仕事と子育ての両立支援

施策・事業	内容	担当課	区分
ファミリー・サポート・センター*事業(再掲)	女性の社会参加が進む中、地域で子育てをする環境を整備することを目的に地域の子育て支援組織としてファミリー・サポート・センター*の運営を充実します。産前産後サポート事業を平成15年10月から開始。児童夜間養育事業を平成16年10月から開始(原則3泊まで)	地域振興課 こども福祉課	充実重点
事業所内保育施設設置(再掲)	深夜勤務、交代制などの就労形態にある保護者が安心して子育てできるよう事業所内保育施設の設置を要請します。	地域振興課 こども福祉課	継続
パパネットの構築	男性の育児休業取得者の交流機会の提供など、“パパネット”の構築を支援します。	こども福祉課	新規重点
子育て応援企業の指定、広報(再掲)	企業として積極的に子育て支援をしている事業者を子育て応援企業として市が指定し、広く広報活動を行い企業への啓発を図ります。	こども福祉課	新規重点
育児休業者生活資金融資の活用	経済的に安心して育児休業が取れるよう、育児休業者生活資金融資の活用を啓発します。	地域振興課	継続

就労環境向上のための啓発	市内の事業所に対し、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利を尊重する理念の普及を図るとともに、働く女性の妊娠期、出産期等における保護や健康管理に配慮した就労条件及び就労環境の整備に関する意識啓発に努めます。また、男女雇用機会均等法、改正育児休業制度*の周知を図り、子育て期の短縮時間勤務など子育て環境を整備するよう各種資料等を活用しながら普及・啓発を図ります。	地域振興課 政策課	充実
女性再就職・再雇用制度の普及	出産や育児などにより退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携し、相談や情報提供・各種支援に努めます。フォーラムや講座のテーマとして取り上げます。	地域振興課 政策課	継続
就業支援事業	パソコン講習など、就労機会の拡大と就労条件の向上のための就労支援事業を推進します。	地域振興課	継続
女性の働く場の創出の促進	女性起業家、有償ボランティア、NPOなどの育成・支援など、新たな女性の働く場の創出を促進します。	地域振興課	充実

4 - 3 要保護児童等への支援の充実



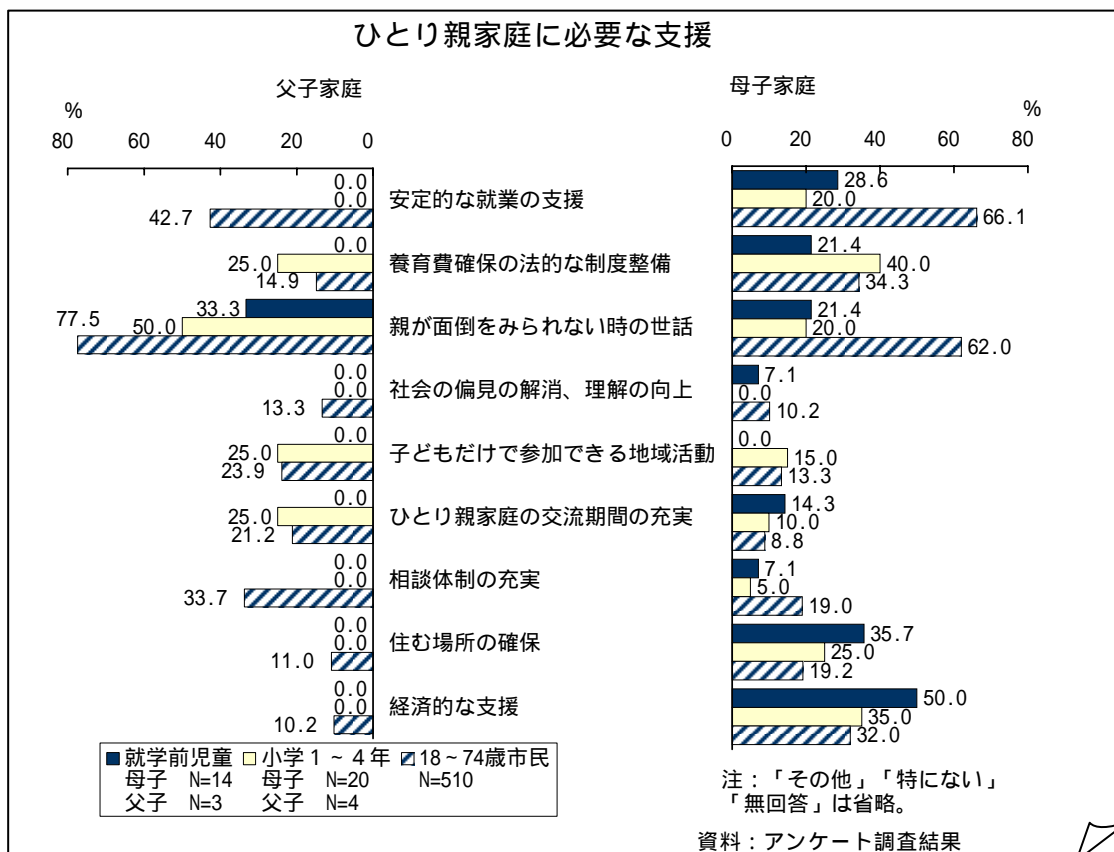
現状と課題

和光市における平成12年のひとり親世帯の割合は約6%です。

平成15年5月現在、特殊学級に通う児童・生徒は小学校9人、中学校7人です。養護学校へは小学部14人、中学部5人、高等部16人と、35人が通学しています。

アンケート調査によると、母子家庭が望む支援は「経済的な支援」が最も高く、次いで「住む場所の確保」などです。父子家庭では「親が面倒をみられない時の世話」が高くなっています。

ひとり親世帯の自立支援、子育て支援をより一層推進していく必要があります。また、「第二次和光市障害者計画 チャレンジド*プラン～共に生きるまち 和光～」にそって、ノーマライゼーション*の理念に基づきながらチャレンジド*施策を充実することが課題です。



施策の方向

1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などを充実します。

2 チャレンジド*の施策の充実

社会福祉課相談窓口において個々のケースに応じた相談を実施、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援を図ります。また、本人や保護者の意志を尊重しながら、誰もが共に分け隔てなく教育が受けられるよう環境の整備に努めます。養護学校等に通うチャレンジド*の地域での活動場所づくりを進めます。

主な取組

1 ひとり親家庭への支援

施策・事業	内容	担当課	区分
母子家庭自立支援事業	母子家庭の母が、自立のために講座等を受講した場合、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給します。また、母子家庭の母をパート労働者として雇用した後、常用雇用に転換した事業主に対しては、常用雇用転換奨励金を支給します。	こども福祉課	新規
母子福祉生活支援施設の入所	生活支援が必要な母子家庭に対し入所および自立支援を行います。	こども福祉課	継続
児童扶養手当支給	児童扶養手当を支給し自立支援を行います。	こども福祉課	継続
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭の医療費を助成し経済的自立支援を行います。	こども福祉課	継続
母子福祉資金貸付	生活に必要な資金の貸付の制度の周知を図ります。	こども福祉課	継続
情報の提供	和光市児童虐待防止ネットワークでは、関係機関との連携を強化し、すみやかな相談援助活動に努めます。	こども福祉課	充実
母子自立支援員	母子自立支援員を市に設置し、母子家庭に関する全般の相談を受けます。	こども福祉課	継続
家庭児童相談員	子育て不安やしつけ、発達に関する相談を受けます。	こども福祉課	継続

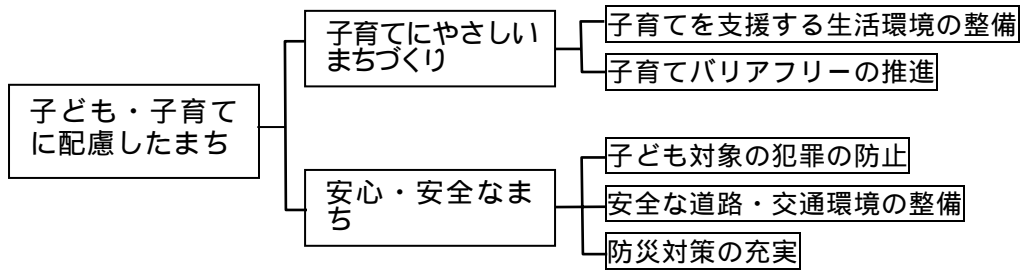
2 障害のある児童への施策の充実

施策・事業	内容	担当課	区分
未熟児・難病等特定疾患支援相談	関係機関と連携しながら、育児環境整備や不安の大きい親への支援・相談の充実に努めます。	保健センター	継続

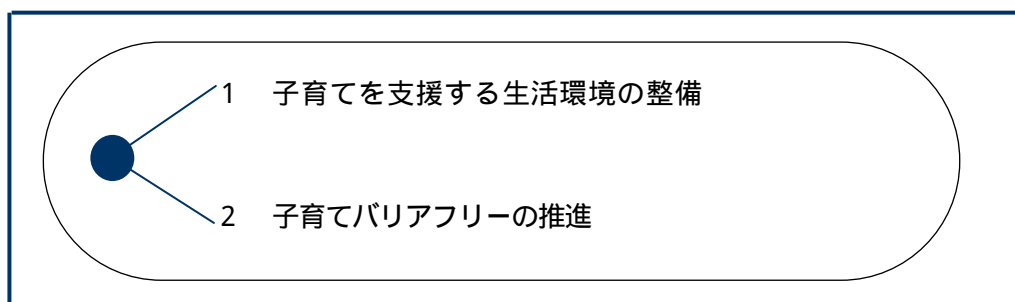
知的障害児通園施設「みつばすみれ学園」	「みつばすみれ学園」で、その状況にあった指導を受けられるよう、またその子らしく育つ力をつけていけるよう、多様な取組をするとともに、外来相談、電話相談、他機関との並行利用、検診・訓練等の利用ができるよう様々な資源の提供に努めます。	社会福祉課	継続
保育園での育成児童の一時保育（再掲）	障害のある児童の保護者の家庭保育に伴う心理的、肉体的負担を軽減することを目的にほんちょう保育園、にいくら保育園で60日以内、1週間に付き3日を限度に一時保育を実施しています。	こども福祉課	拡充
（仮称）就学前支援検討委員会の設置	発達の遅れや障害のある未就学児童が、早期に総合的療育支援を受けられる体制を整備し、関係機関相互で支援内容や社会資源を共有できるようなシステムとして（仮称）就学前支援検討委員会の設置を検討します。	学校教育課 関係課	新規
特殊学級の特性を生かした指導の充実	通常の学級に在籍した上で障害に応じた指導を行う場となる（仮称）特別支援教室としての機能も検討し、特別支援教育コーディネーターを養成していきます。また、「共に育ち、共に学ぶ」ために（仮称）就学支援委員会において、誰もが共に分け隔てなく教育が受けられるための方法を検討します。	学校教育課	充実
保育クラブでの育成保育	育成保育の放課後児童対策事業としては、市内9保育クラブすべてにおいて児童の受け入れができる体制を整えています。また、保育クラブ指導員に対する育成保育に要する知識及び技術向上のため、講習会等への参加を進めます。	こども福祉課	継続
県立養護学校でのチャレンジド*学童保育室実現への支援	県立和光南養護学校に就学する児童の放課後児童対策事業を行う、チャレンジド*学童保育室「たけのこクラブ」については、学校敷地内で開設できるよう、またその運営には専門的な知識や経験豊かな指導員が配置されるよう、県への要請活動等その支援に努めます。	こども福祉課	継続
支援費*支給事業の推進	支援費*の支給決定を受けたチャレンジド*が児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）、児童デイサービス事業、児童短期入所事業（ショートステイ）等の居宅サービスを利用した場合、支援費*を支給します。	社会福祉課	継続
生活支援の充実	ケアマネジメント*を実施し、チャレンジド*個人に係る支援プランを作成し、ニーズに応じた支援を行います。	社会福祉課	拡充

チャレンジド*への日常生活用具給付・貸与	在宅のチャレンジド*に対し、重度障害者用の日常生活用具の給付・貸与制度の活用に向け、周知および制度の拡充に努めます。	社会福祉課	拡充
生活サポートサービス	在宅で一時預かり、ヘルパー派遣、外出援助送迎のサービスを必要とするチャレンジド*に対し、必要に応じた柔軟迅速なサービスを提供します。広報・ホームページ等の活用により利用の促進を図ります。	社会福祉課 こども福祉課	継続

5 子ども・子育てに配慮したまち



5 - 1 子育てにやさしいまちづくり



現状と課題

子どもと外出するときに困ることとして、就学前児童は「買い物中など、安全な場が少ない」を37.8%、次いで「歩道や建物内などでの段差」を34.5%、「歩道や信号が少なく、安全に心配」を32.9%と、高い割合であげています。

都市化の進展に伴い、子どもと子育て家庭の生活環境は大きく変化してきました。安心して子どもを連れて外出・社会参加ができるよう環境の整備を進めます。

施策の方向

1 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしやすい街を目指し、子育てに配慮した良好なマンションやアパートの建設を促進するとともに、子どもにとって快適な市街地環境の整備を図ります。

2 子育てバリアフリー*の推進

ベビーカーが使用しやすいよう歩道等の段差の解消、公共施設等での子育て支援施設の整備、子ども連れや妊婦に配慮した上下移動手段の整備など、公共公益施設のバリアフリー*化を推進するとともに、商業施設などにおいて子どもや子ども連れ客に配慮した託児等のサービスの提供を促進します。

主な取組

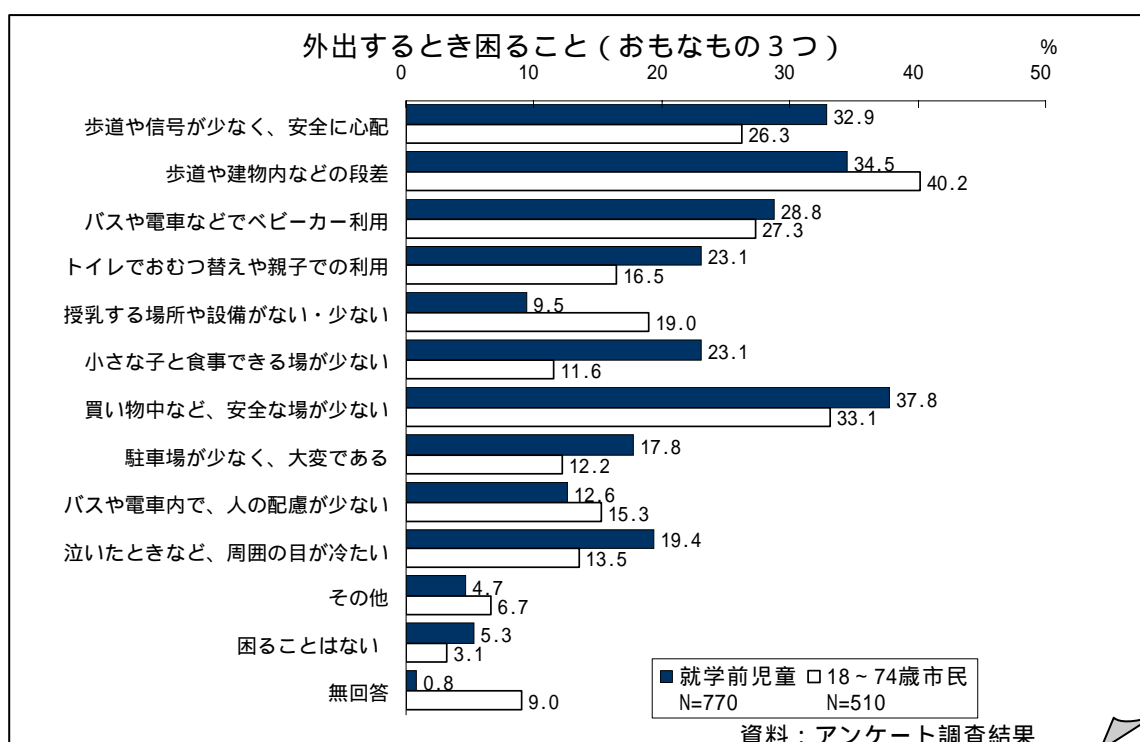
1 子育てを支援する生活環境の整備

施策・事業	内容	担当課	区分
子育てに配慮した住宅建設の促進	安全性の考慮やバリアフリー*、犯罪被害予防、安全な中庭公園など、子育てに配慮した「子育て支援マンション」の建設を促進します。	建築課	継続

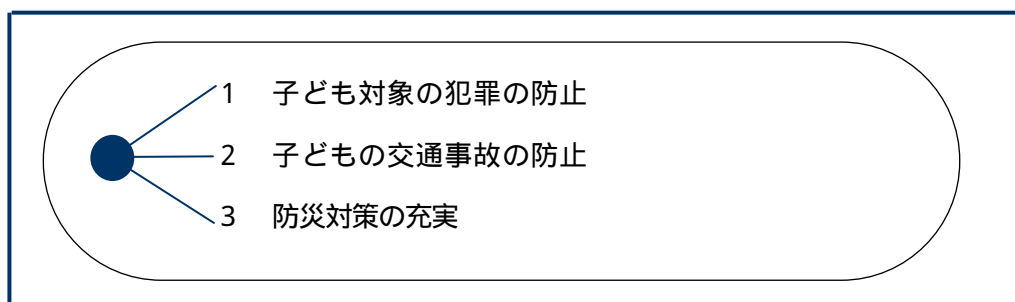
公営住宅等の誘致	民間住宅の借り上げなどの手法について検討しながら、子育て家庭に配慮した公営住宅の誘致に努めます。	建築課	継続
子どもにとって魅力的で快適な街づくり	和光市都市景観形成基本計画や和光市都市計画マスタープランに基づき、緑化の推進や優れた景観の街づくりなど、子どもの視点からみた魅力的で快適な街づくりの展開を図ります。	都市整備課	充実

2 子育てバリアフリー*の推進

施策・事業	内容	担当課	区分
子育てにやさしい公共施設の整備	「ハートビル法」「埼玉県福祉のまちづくり条例」などを基に、段差のない歩道、利用しやすいエレベーターやエスカレーターの整備など、子どもや妊産婦、親子連れが利用しやすいよう、公共的建物などの施設の整備を推進します。また、市の施設には、全てにベビーベッド、オムツ交換台を設置します。	建築課	継続
子育てにやさしい店づくり	子ども連れで食事しやすい店や、親子利用のトイレ、おむつ換えベッド、授乳スペースの確保、ベビーカーの貸出、用事を済ます間の託児サービスなど、子育てにやさしい店づくりを促進します。そのような店を子育て応援企業として市が指定し、広く広報活動を行い企業への啓発を図ります。	こども福祉課	新規
子育てマップの作成と公開	子どもや保護者の視点を取り入れながら、子育てマップを作成するとともに、ホームページで掲載します。	こども福祉課	新規



5 - 2 安全・安心なまち



現状と課題

和光市では、これまでに小・中学生への防犯教育、教師への防犯講習会、防犯ブザーの貸与、「こどもを守る家」など、子どもを対象にした犯罪被害の予防・防止に取り組んできました。アンケート調査によると、子どもを健やかに育てるために市・県・国に望むこととして、就学前児童保護者・小学1～4年生保護者ともに、「犯罪被害対策の見守り体制づくり」を高い割合であげています。子どもが安全に暮らせる環境整備が求められています。

和光市では、これまでに児童・生徒の交通安全意識を高めるために各種の取組を進めてきました。アンケート調査によると、和光市における最近の子どもを取り巻く環境の変化として、小学1～4年生保護者は「子どもが被害を受ける犯罪が増えた」が77.1%でもっとも高く、次いで「戸外で遊ぶことが少なくなった」が47.5%、「交通事故などにより危険になった」38.3%などを高くあげています。子どもが安全に暮らせる環境整備が求められています。

施策の方向

1 子どもに対する犯罪被害の予防・防止

子どもの防犯力の育成、防犯ブザー、「こどもを守る家」など犯罪被害から子どもを守る態勢の充実など、市をあげて子どもを対象にした犯罪被害の予防・防止に努めます。

2 子どもの交通事故の防止

歩道の整備や交差点の改良、交通安全施設の整備など、安全な道路・交通環境の整備を進めるとともに、子どもや市民への交通安全教育の徹底や、交通安全に関わる行事や広報活動の充実などに努めます。

3 防災対策の充実

子どもが安全な生活環境のもとで成長できるよう、公共施設の耐震化等や防災教育の推進などにより、生活安全の確保を図ります。

主な取組

1 子どもに対する犯罪被害の予防・防止

施策・事業	内容	担当課	区分
防犯意識の啓発	警察と協力しながら保護者や子ども達に対し、防犯意識の啓発に努めます。また、朝霞地区防犯協会とタイアップし、駅前を中心にチラシ等を配布する夜間啓発活動を行います。	くらし安全課	充実
防犯体制の充実	防犯に関する行動計画を策定し、自治会、育てる会、防犯協会、朝霞警察署や市内交番等と協働で防犯活動を進めます。	くらし安全課	充実
防犯灯の設置	夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、必要な箇所に街路灯等の整備を進めます。また、人目を遮る植え込みや共同住宅のエレベーターなど、防犯上の死角となる箇所の点検と解消を促進します。	くらし安全課	継続
子ども防犯ネットワーク	子どもを犯罪から守るために、講演会の開催、パトロールの実施などの子ども防犯ネットワークの活動を促進します。緊急時の子どもの避難場所として、「こどもを守る家」の設置を促進します。また、関係機関、近隣市等と連携しながら、不審者や事件発生等の緊急情報ネットワークづくりを検討します。	くらし安全課	充実
学校での防犯対策	学校の先生を対象とした防犯講習会を実施するとともに、不審者等の進入・暴行に備えて、各学校へ防犯用品（楯）を備えます。また、各学校ごとに警察の指導員による防犯教育を実施するとともに、小中学生に防犯ブザーの貸しだしを行います。	くらし安全課 学校教育課	継続
保育園・保育クラブの防犯対策	各施設で作成した緊急時の対応マニュアルに基づき、随時訓練を実施します。	こども福祉課	継続
防犯パトロールの実施	公用車へ「防犯パトロール中」のステッカーを貼り、啓発に努めます。また、消防団6分団が3班に別れ、消火栓等の見回り時に防犯パトロール中の腕章を着けて、夜間見回りをを行います。	くらし安全課	継続

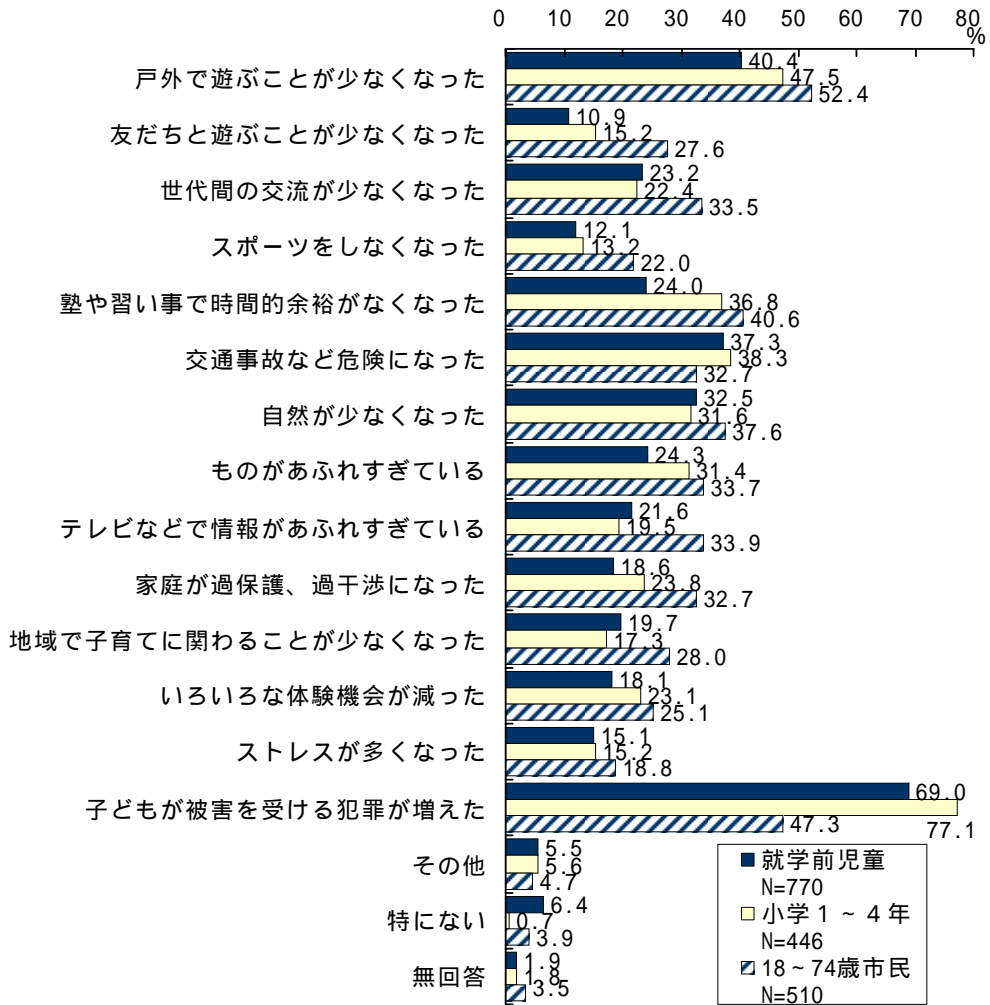
2 子どもの交通事故の防止

施策・事業	内容	担当課	区分
交通安全教育の推進	関係機関、団体と連携を密にして交通安全教育を充実します。また、幼稚園や保育園等で保護者と一緒に交通安全教室の実施や、通学路における街頭指導を行います。	くらし安全課	充実
通学路の安全確保	スクールゾーンの設定や交通指導員の配置など、通学途中の交通事故防止に努めます。	学校教育課 環境	充実
安全でゆとりのある道路環境の整備	歩道の整備、防護柵など交通安全施設の整備など、安全でゆとりある道路環境の整備に努めます。特に、生活道路については狭隘道路の解消を行い、子ども達が安心して通行できるよう努めます。	道路安全課	継続

3 防災対策の充実

施策・事業	内容	担当課	区分
災害に備えた安全なまちづくり	関東大地震に備えて、通学路や子どもの利用する施設周辺のブロック塀や看板等の安全点検と改善を促進するとともに、自主防災組織の育成と防災訓練などの自主的な活動の強化に努めます。	教育総務課 都市整備課 くらし安全課 関係各課	充実
災害に備えた安全な学校づくり	校舎の耐震化を計画的に進めるとともに、長期にわたる避難所としての設備の充実に努めます。	教育総務課 くらし安全課	継続

和光市における子どもを取り巻く環境の変化（あてはまるものすべて）



資料：アンケート調査結果

第4部 計画の推進にあたって

第1章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

1 - 1 子どもへの周知

この計画は、子どもが豊かな心と主体的に生きるたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりを目指しています。

子どもの主体的・積極的な参画によりこの計画を推進するために、児童館活動などを通じて、子どもにわかりやすくこの計画の周知を図ります。

1 - 2 市民・団体等への周知

この計画は、男女が互い尊重しあい、助けあいながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、子どもがいきいきと学び・遊び、子育て保護者が安心・信頼して働き・暮らせる頼もしい地域社会づくりを目指しています。

家庭、地域、企業などでの市民等の主体的・積極的な取組を促進するために、市ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・配布など、この計画の周知に努めます。

2 推進体制づくり

2 - 1 庁内推進体制

次世代育成支援に関する施策は、従来の「児童福祉」の範囲を超えて広範多岐なものです。

本計画を着実に推進していくために、こども福祉課が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価、再調整などの継続的な取組を行います。必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

2 - 2 市民・関係団体等との協働体制

次世代育成の取組は、市民・関係団体等の参画が必要です。

市民・関係団体等で構成する組織「和光市次世代育成支援対策地域協議会」（委員長1名、委員12名）を開催し、計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の評価、円滑な実施への提言をいただくとともに、地域における実践につなげるなど、市民・関係団体等との協働により推進します。

また、計画の総合評価事業の実施（外部の評価機関に第三者による総合評価をさせる）を検討します。

參考資料

資料 1 計画策定の経緯

1 計画策定の経過

年月日	策定委員会	庁内
平成15年 10月 3日	策定委員会設置要綱制定	
11月 6日	第1回策定委員会 ・和光市すこやかプランの進捗状況の確認 ・アンケート調査（就学前、小1～4保護者）について検討	第1回庁内調整会議 第1回庁内調査検討チーム会議
12月 1日	就学前、小1～4保護者のアンケート調査実施	
平成16年 1月 8日		第2回庁内調査検討チーム会議 第2回庁内調整会議
1月14日	第2回策定委員会 ・アンケート調査（就学前、小1～4保護者）結果報告（概要） ・アンケート調査（小学生、中学生、一般市民）について検討	
2月16日	小5・6、中1・2、一般市民アンケート調査実施	
3月25日	第3回策定委員会 ・アンケート調査全体の結果報告 ・ワークショップ、インタビュー調査について検討	
5月13日		第3回庁内調査検討チーム会議 第3回庁内調整会議
6月 1日	関係団体インタビュー調査（幼稚園保護者会、障害児学童連絡会、北極星少年団、保育園保護者会連絡会、学童保育連絡協議会）	
6月 2日	関係団体インタビュー調査（子育てサークル、心身障害児・者を守る会、わこう子育てネットワーク、保育連絡会）	
6月12日	子どもワークショップ開催（小5・小6）	
7月13日	第4回策定委員会 ・関係団体インタビュー調査結果報告 ・子どもワークショップの実施状況報告	

年月日	策定委員会	庁内
7月26日	子どもワークショップ初日（中高生）	
8月 2日	子どもワークショップ2日目（中高生）	
8月23日		庁内関係各課ヒアリング
9月27日	第5回策定委員会 ・子どもワークショップ結果報告 ・庁内関係各課ヒアリング結果報告 ・計画の全体像、基本理念、主要 施策の検討	
10月22日		第4回庁内調査検討チーム会議 第4回庁内調整会議
11月 8日	第6回策定委員会 ・計画の基本理念、主要施策、個 別施策、目標事業量の検討	
12月20日	市民参加条例に基づくパブリック・コメント実施（1月14日まで） 意見提出者2名	
平成17年 1月19日		第5回庁内調査検討チーム会議、庁 内調整会議
1月26日	第7回策定委員会 ・パブリック・コメント結果報告 について ・計画推進体制の検討 ・計画の最終確認	
2月28日	和光市長に提言	

2 和光市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要綱

和光市告示第128号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく和光市次世代育成支援対策地域行動計画(以下「計画」という。)の策定について、広く意見を求め、計画に反映させるため、和光市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市において次代を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するための総合的視点に立って計画を検討し、その結果を市長に提言するものとする。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員26名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 県の関係機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 労働者の数が300人を超える市内の企業等の職員
- (5) 公募による市民

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第2条の規定による提言があった日限り、その効力を失う。

3 和光市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会名簿

	役職名等	氏名	備考
1	日本社会事業大学教授	高橋 重宏	委員長
2	大正大学教授	西郷 泰之	副委員長
3	埼玉県朝霞保健所 保健予防推進担当部長	木幡 和子	
4	埼玉県所沢児童相談所 副所長	栗原 直樹	
5	みつばすみれ学園 施設長	荒船 光枝	
6	和光市地域青少年を育てる会 副会長	中尾 祐子	
7	和光市民生児童委員協議会 副会長	小野 玲	
8	和光市体育協会 会長	山 [㊦] 正治	
9	朝霞地区医師会和光支部 新倉診療所	麓 達	
10	和光市校長会 会長	中村 親彦	
11	私立幼稚園会 小羊幼稚園	三浦 修	
12	和光市婦人会 会長	吉田 京子	
13	和光市保育園長会 代表	土田 憲久	
14	和光市家庭保育室 代表	篠田 美恵子	
15	和光市保育園保護者連絡会 みなみ保育園保護者代表	山本 晃世	
16	和光市学童保育連絡協議会 会長	杳田 洋子	
17	和光市障害児学童連絡会 代表	山本 恵子	
18	和光市身体障害者福祉会 副会長	栗原 利夫	
19	和光市青少年相談員協議会 代表	穴戸 美帆	
20	和光市商工会女性部 部長	清水 節子	
21	わこう子育てネットワーク 代表	森田 圭子	
22	和光市PTA連合会 顧問	山田 実	
23	本田技研工業(株)本田和光ビル 総務グループリーダー	内山 秀治	
24	理化学研究所 庶務厚生課	武末 寛子	
25	一般公募	源川 かおり	
26	一般公募	待鳥 美光	

資料 2 和光市の子ども・子育ての現状

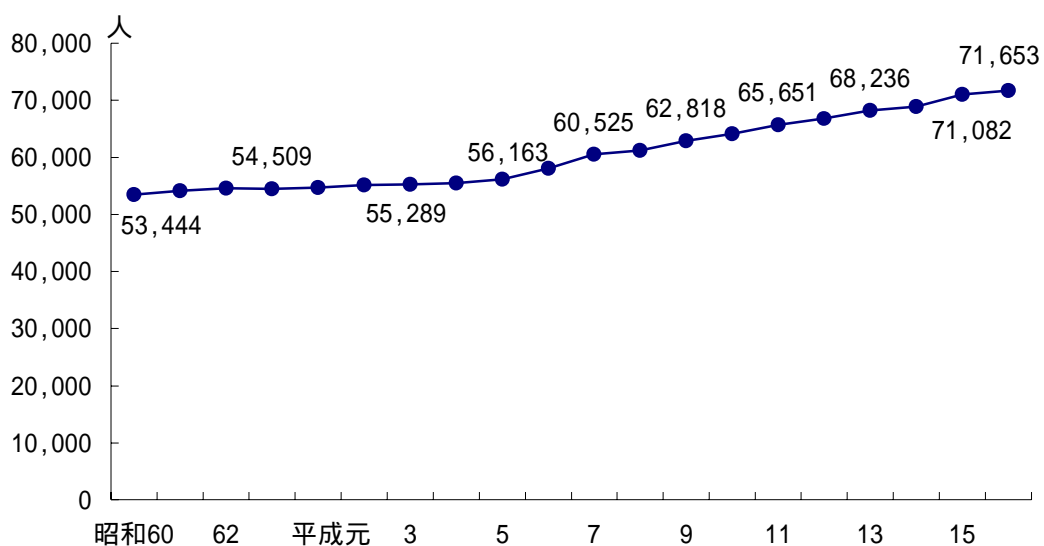
1 少子高齢化の動向

1 1 人口の推移

(1) 総人口は増加傾向

本市の平成16年の住民基本台帳と外国人登録を合わせた人口は71,653人です。昭和60年からの推移をみると、一貫して増加傾向が続いています。

図 1 人口の推移

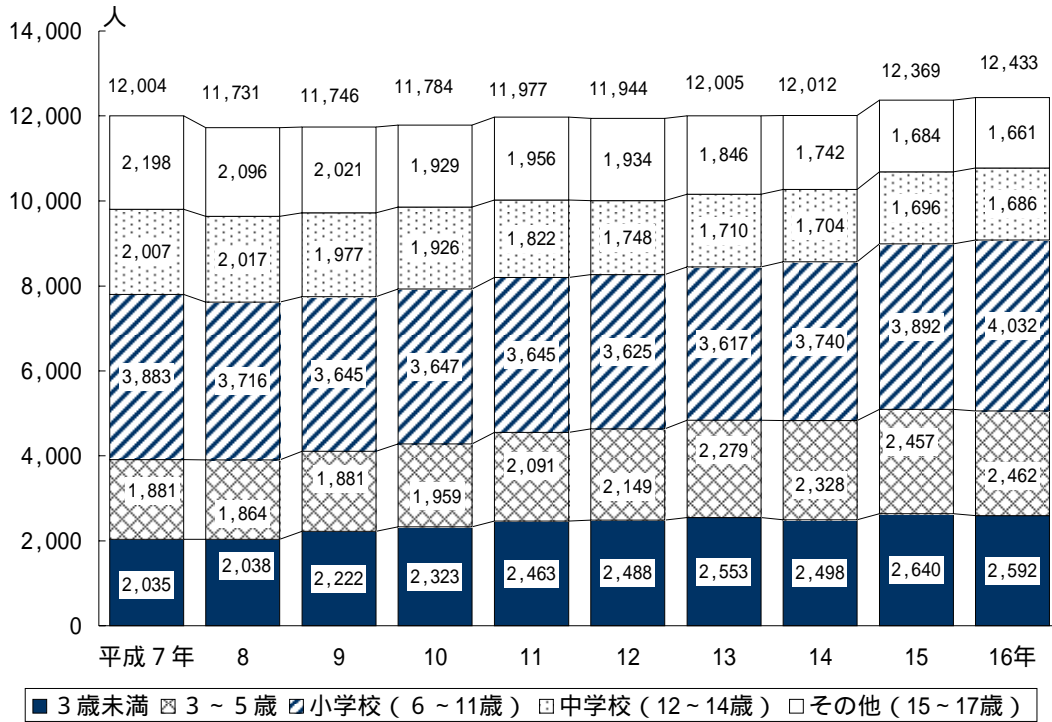


資料；「住民基本台帳」「外国人登録」
(各年3月31日現在、H16のみ4月1日現在)

(2) 児童人口も増加傾向

本市の平成16年の児童人口（住民基本台帳と外国人登録を合わせた18歳未満の人口）は12,433人、内訳は3歳未満2,592人、3～5歳2,462人、小学生4,032人、中学生1,686人、15～17歳1,661人です。平成7年からの推移をみると、小学生までの人口は増加傾向で、中学生以上は減少傾向です。

図 2 児童人口の推移

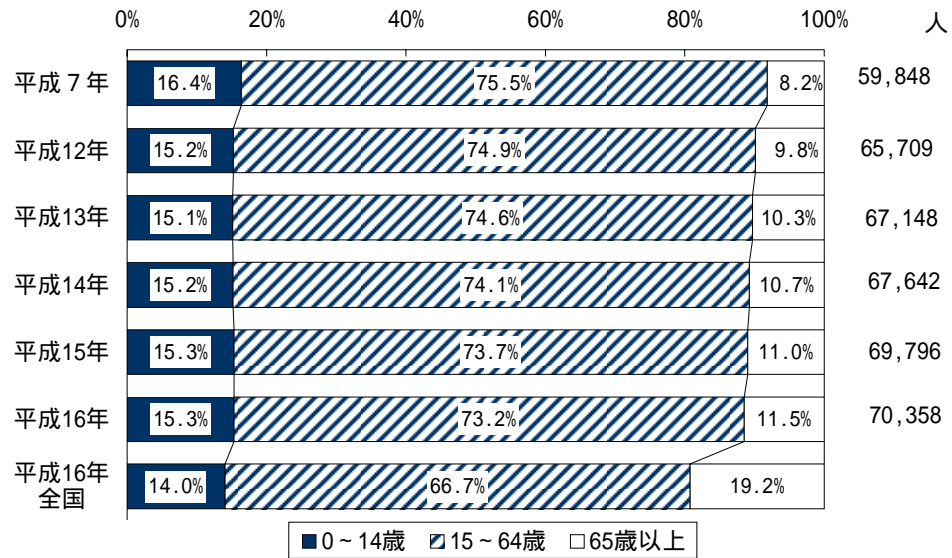


資料；「住民基本台帳」
（各年3月31日現在、H16のみ4月1日現在）

(3) 少子高齢化の進展

本市の平成16年の年少人口（0～14歳の人口）比は15.3%、生産年齢人口（15～64歳の人口）比は73.2%、老年人口（65歳以上の人口）比は11.5%です。平成7年からの推移をみると、年少人口比と生産年齢人口比はゆるやかに低下し、老年人口比は上昇しています。全国平均と較べると、老年人口比が低くその分、年少人口比と生産年齢人口比が高くなっています。

図 3 人口構成比の推移

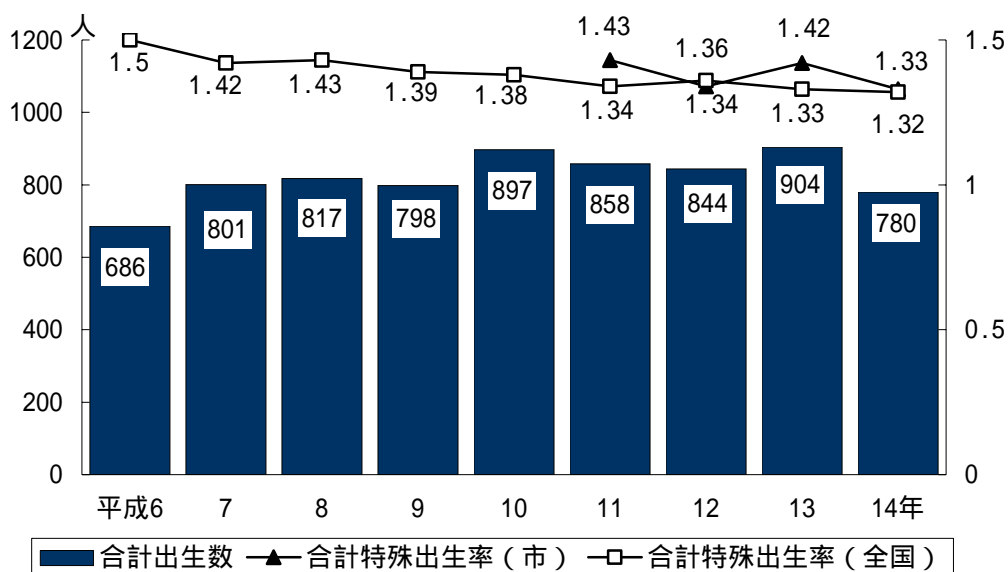


資料；「住民基本台帳」（各年3月31日現在、H16のみ4月1日現在）

1 - 2 出生数、合計特殊出生率とも低下傾向

本市の平成14年の出生数は780人です。合計特殊出生率*は1.33で、全国平均1.32をわずかに上回っています。平成6年からの推移をみると、出生数は、年毎に多少の増減があり、徐々に増加傾向であったのが、平成10年以降は900人前後で横ばい状況となり、平成14年には減少となっています。合計特殊出生率*は平成13年は全国を大きく上回っていたのが、平成14年にはほぼ全国と同じです。

図 4 出生数・合計特殊出生率の推移

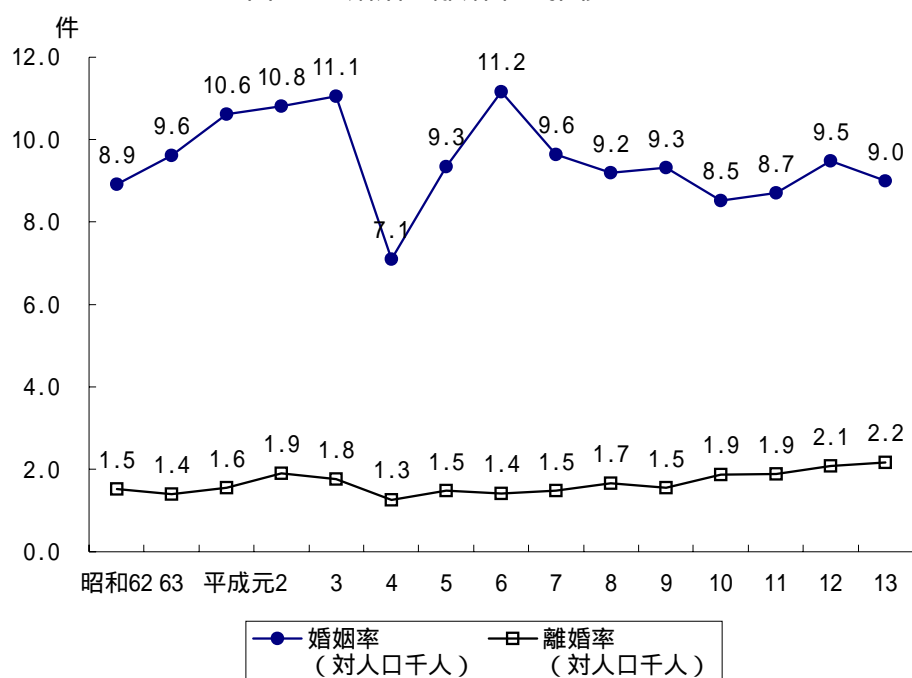


資料；合計出生数は市民課（各年4月1日～翌年3月31日）
市の合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」の資料に基づき、埼玉県健康福祉政策課で算出
全国の合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」

1 - 3 婚姻率・離婚率とも上昇傾向

本市の平成13年の婚姻率（人口千対）は9.0、離婚率（人口千対）は2.2です。昭和62年からの推移をみると、婚姻率は上昇傾向にあったのが、平成4年に7.1まで下がり、その後また上昇傾向となっていたのが、平成6年の11.2をピークに減少傾向が続いています。一方、離婚率は、年毎の多少の上下があるものの、傾向としては上昇傾向です。

図 5 婚姻・離婚率の推移

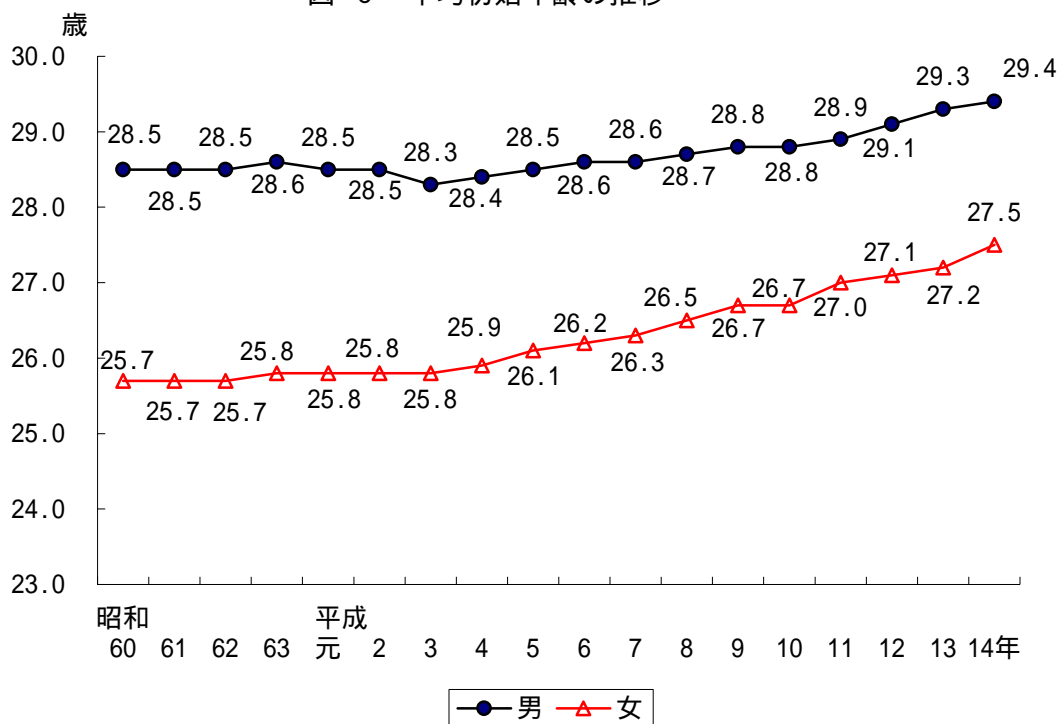


資料；市民課窓口での受付件数（各年4月1日～翌年3月31日）

1 - 4 平均初婚年齢の上昇

埼玉県の男女別の平均初婚年齢は、平成14年で男性29.4歳、女性27.5歳です。推移をみると、男女ともに上昇傾向で、昭和60年から男性で0.9歳、女性で1.8歳上昇しています。

図 6 平均初婚年齢の推移

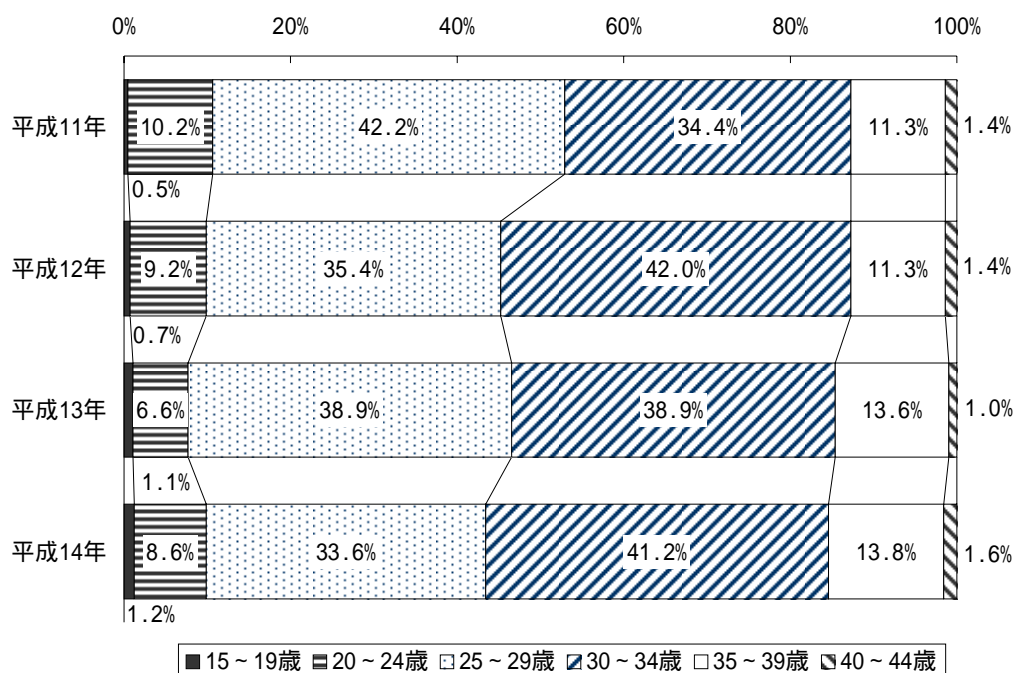


資料；埼玉県人口動態統計

1 - 5 出産年齢

平成14年の母親の年齢階級別出生割合は、「30～34歳」が41.2%でもっとも高く、「25～29歳」が33.6%です。推移をみると、出産年齢の中心が「25～29歳」から「30～34歳」へシフトしている状況が伺われます。

図 7 母親の年齢階級別出生割合の推移



資料；朝霞保健所（各年1月1日～12月31日）

2 家族や地域の状況

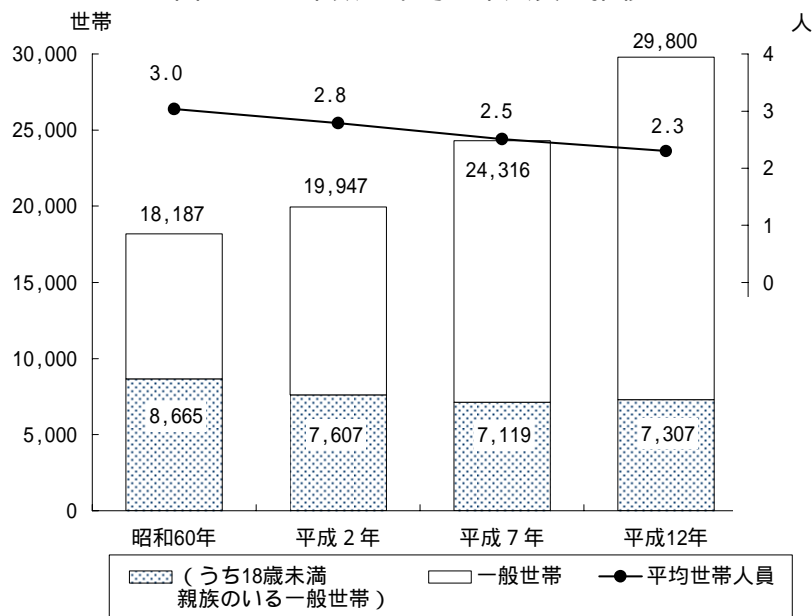
2 - 1 世帯の動向

(1) 18歳未満の児童のいる世帯数の減少と平均世帯人員の減少

本市の平成12年の一般世帯数は29,800世帯、うち、18歳未満の児童のいる世帯は7,307世帯です。平均世帯人員は2.3人、1世帯あたりの子ども数は0.67人です。昭和60年からの推移をみると、一般世帯数は増加傾向ですが、18歳未満の児童のいる世帯数、平均世帯人員とも減少傾向が続いています。

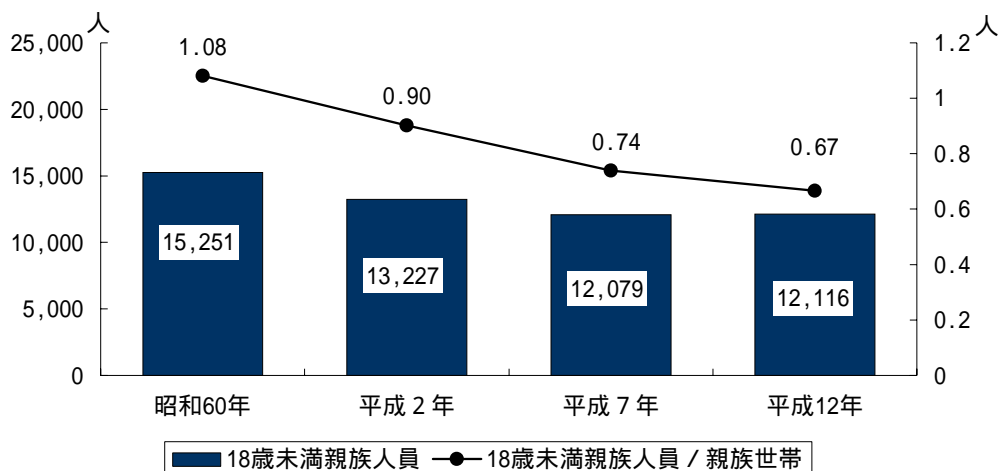
また、18歳未満の児童数、1世帯あたり子ども数のいずれも減少しています。

図 8 世帯数と平均世帯人員の推移



資料；「国勢調査」（各年10月1日現在）

図 9 子ども数と一世帯あたり子ども数の推移



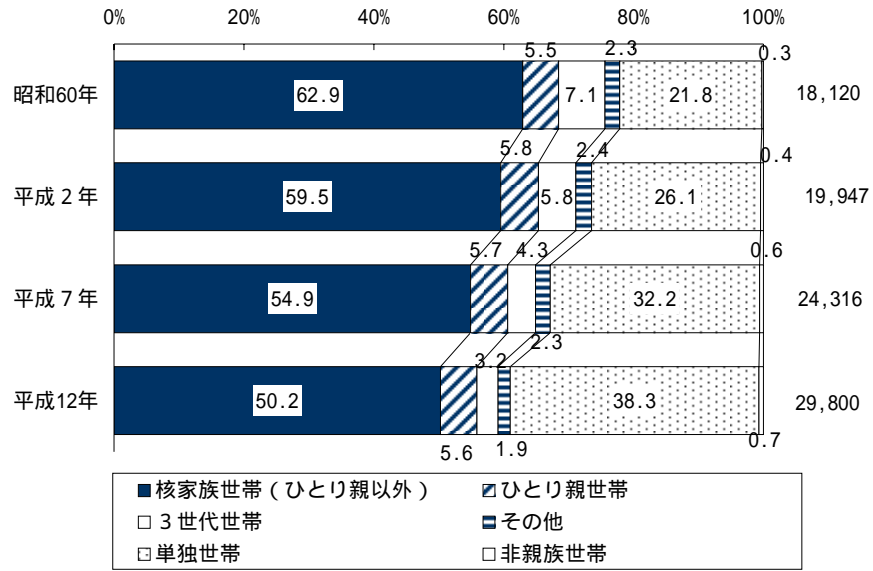
資料；「国勢調査」（各年10月1日現在）

(2) 単独世帯の増加

本市の平成12年の世帯型割合は、核家族世帯が50.2%と高く、次いで単独世帯38.3%などです。

昭和60年からの推移をみると、単独世帯が上昇し、3世代世帯、核家族世帯が低下しています。

図 1 0 世帯構成の推移



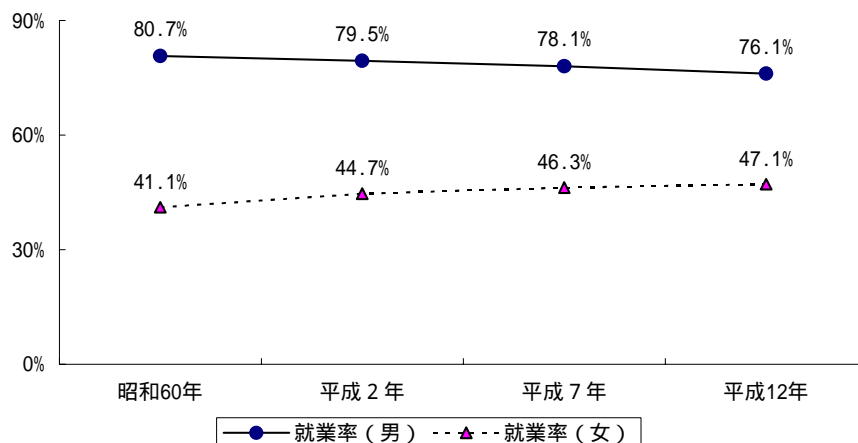
資料；「国勢調査」（各年10月1日現在）

2 - 2 就労状況

(1) 就業率は男性6割強、女性4割強

本市の平成12年の男性の就業率は、76.1%で、女性は47.1%です。昭和60年からの推移をみると、男性は減少傾向で、反対に女性は上昇傾向です。

図 1 1 男女別就業率の推移



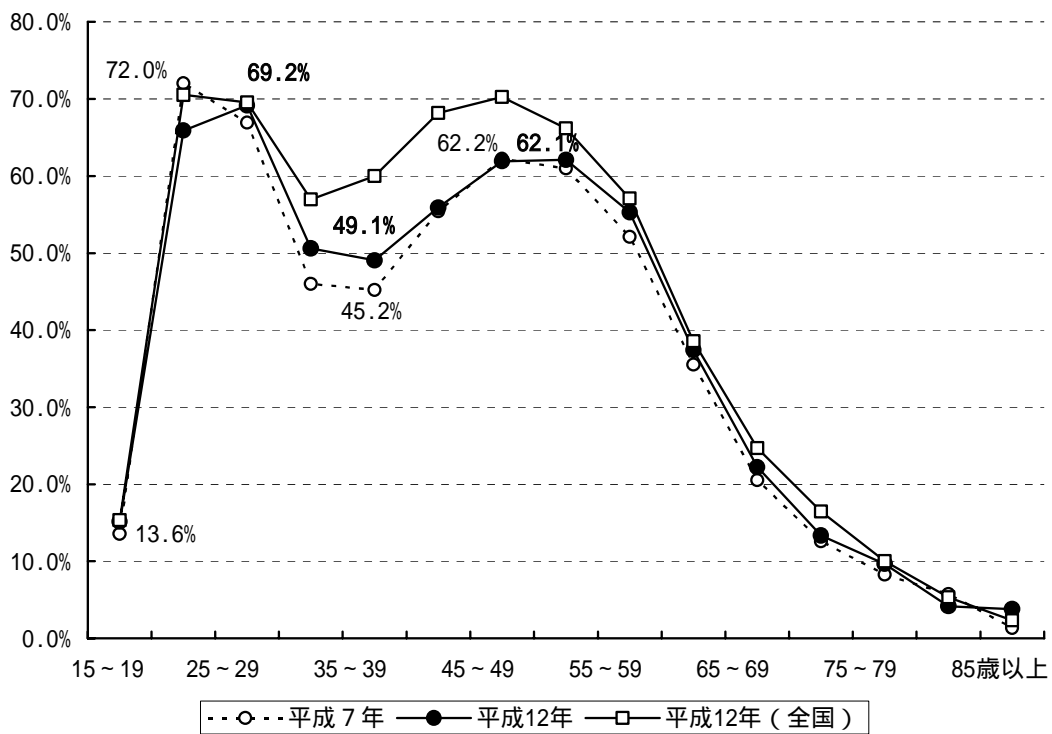
資料；「国勢調査」（各年10月1日現在）

(2) 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率をみると、平成12年では20～24歳の69.2%が、子育て期間の35～39歳に49.1%まで落ち込み、40～44歳からゆるやかに上昇し、50～54歳の62.1%をピークに再び下降していくM字カーブを描いています。

全国と較べて、本市は子育て期間以降、女性の労働力率が10ポイント前後低くなっています。

図 1 2 女性の年齢別労働力率

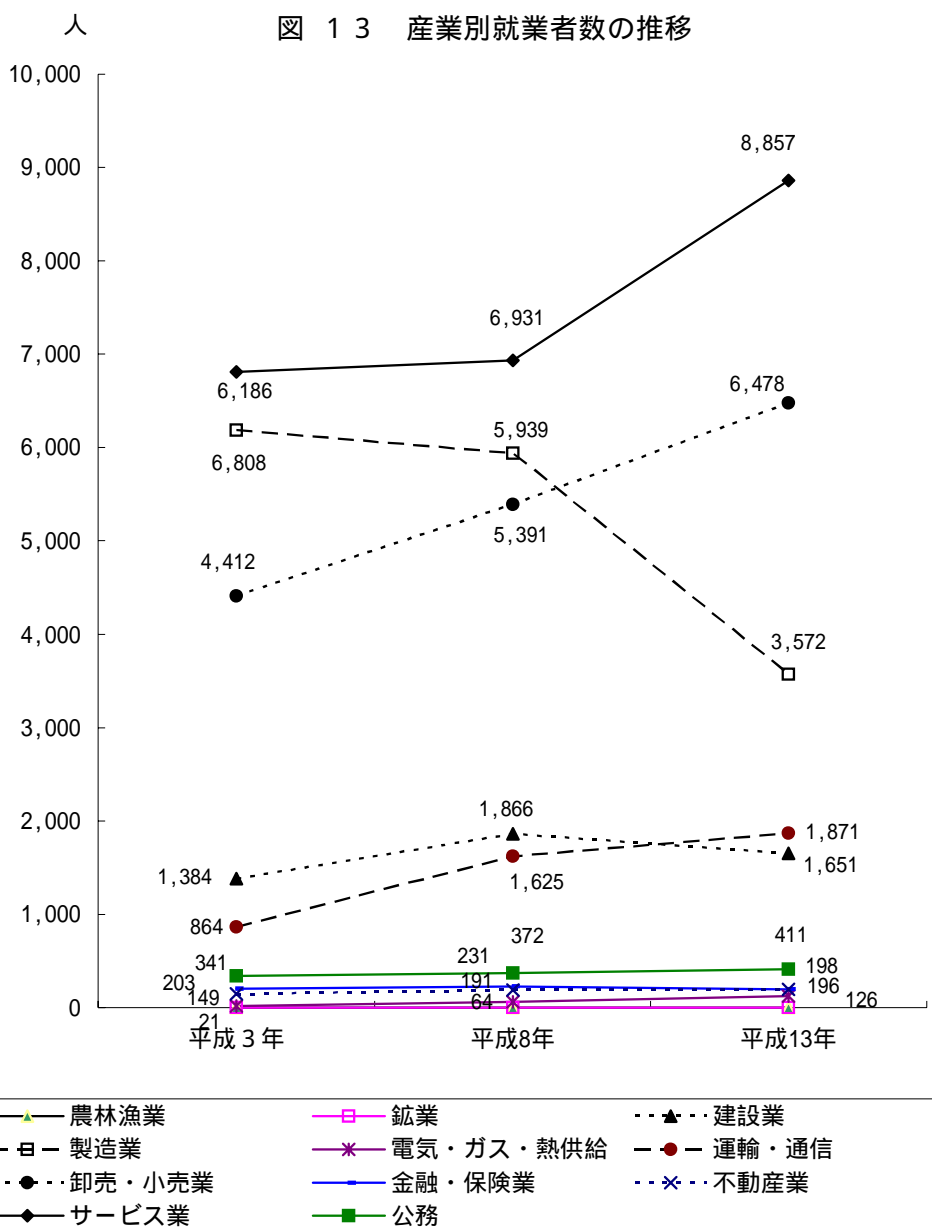


資料；「国勢調査」（各年10月1日現在）

2 - 3 産業、雇用の状況

(1) 産業別従業者数

産業別従業者数の推移をみると、製造業の従業者数の減少傾向が著しく平成3年の6,808人から平成13年には3,572人に減少しています。一方、卸売り・小売業とサービス業は増加傾向で、それぞれ平成3年の4,412人、6,186人から平成13年には6,478人、8,857人に増加しています。



資料；「事業所・企業統計調査」（各年10月1日現在）

(2) 主要産業、主要な就労の場

いくつかの大手企業や国内でも有数の研究施設の立地がある一方で、市内の事業所は圧倒的に中小企業が多くなっています。

また、都心へのアクセスに優れ、民間による集合住宅の建設などが活発に進んできたため、都心への通勤者が多いという特徴もあります。

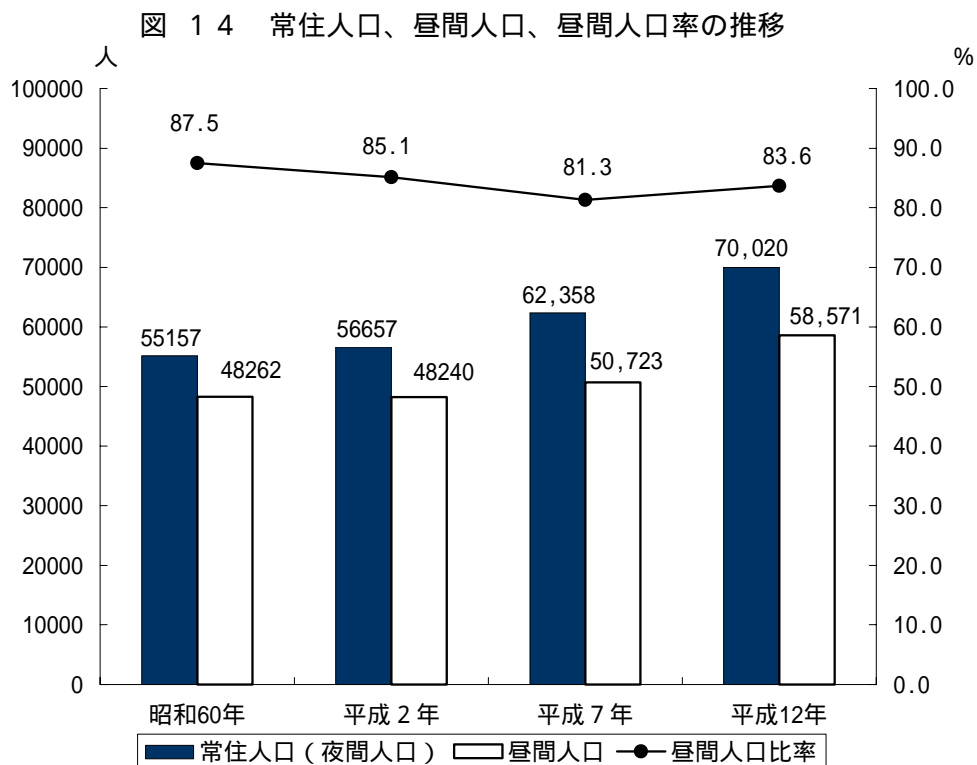
2 - 4 地域の特性

(1) 地勢

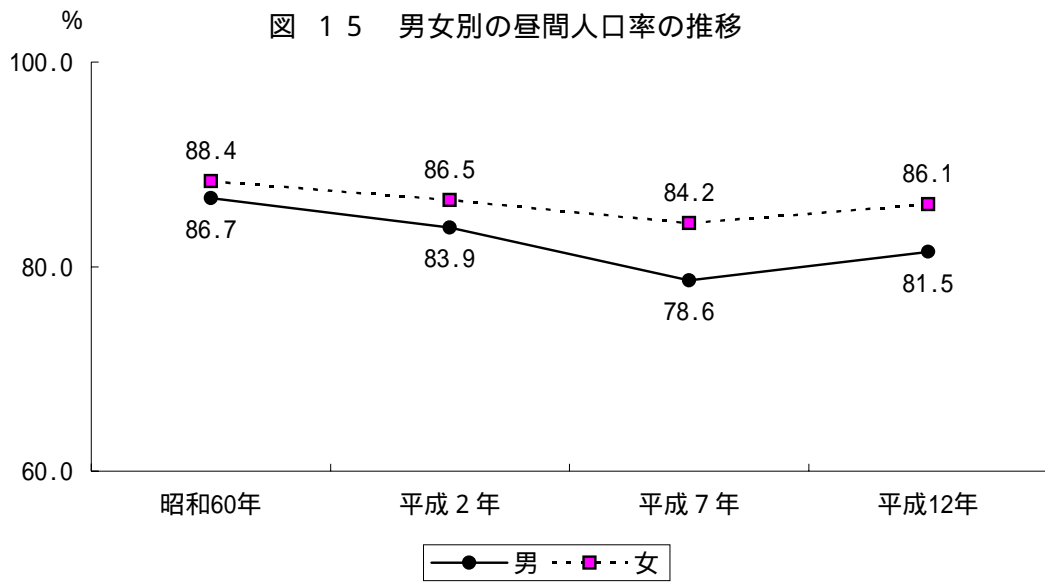
和光市は、埼玉県の南東部にあり、西側に朝霞市、東側に荒川を挟んで戸田市と境を接しています。また、南側は東京都と隣接し、市域は都心から15～20km圏内におさまります。昭和45年、埼玉県で29番目の市として誕生。以来、東京の近郊都市として発展を続け、現在、人口は7万人を超えています。豊かな自然環境と便利な都市環境をあわせ持つまちとして、現在も大きく躍進を続けています。

(2) 昼夜間人口比率

昭和60年以降、常住人口、昼間人口とも増加傾向にあります。昼間人口率は昭和60年以降下降傾向が続き、平成7年に81.3%であったのが、平成12年には83.6%となり上昇に転じています。男女別の昼間人口率の推移をみても、平成7年以降、男女とも昼間人口率は上昇に転じています。



資料；国勢調査（各年10月1日現在）

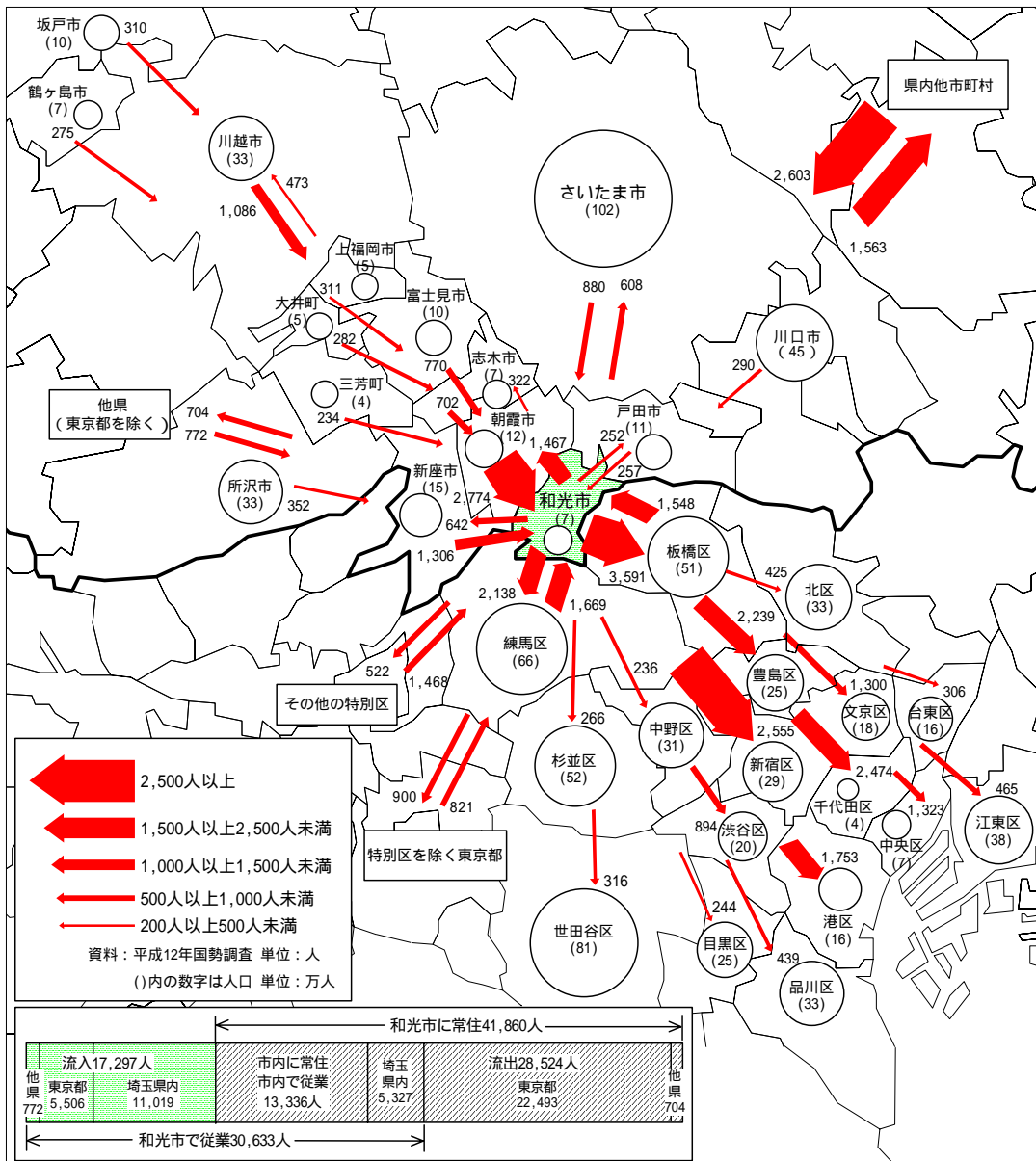


(3) 通勤・通学人口

平成12年に本市に住んでいる就業・就学者41,860人のうち、市内での就業・就学者は13,336人(31.9%)で、市外へは28,524人(68.1%)です。一方、本市内での就業・就学者は30,633人で、うち、市外からの通勤・通学者は17,297人(56.5%)となっています。

市外へ主な通勤・通学先は板橋区へ3,591人(本市に住んでいる就業・就学者の8.6%)、新宿区へ2,555人(同6.1%)、千代田区へ2,474人(同5.9%)、豊島区へ2,239人(同5.3%)などです。市外からの通勤・通学者は朝霞市2,774人(市内の就業・就学者の9.1%)、練馬区1,669人(同5.4%)、板橋区1,548人(同5.1%)などとなっています。

図 1 6 通勤・通学状況



3 和光市の子育て支援サービスの状況

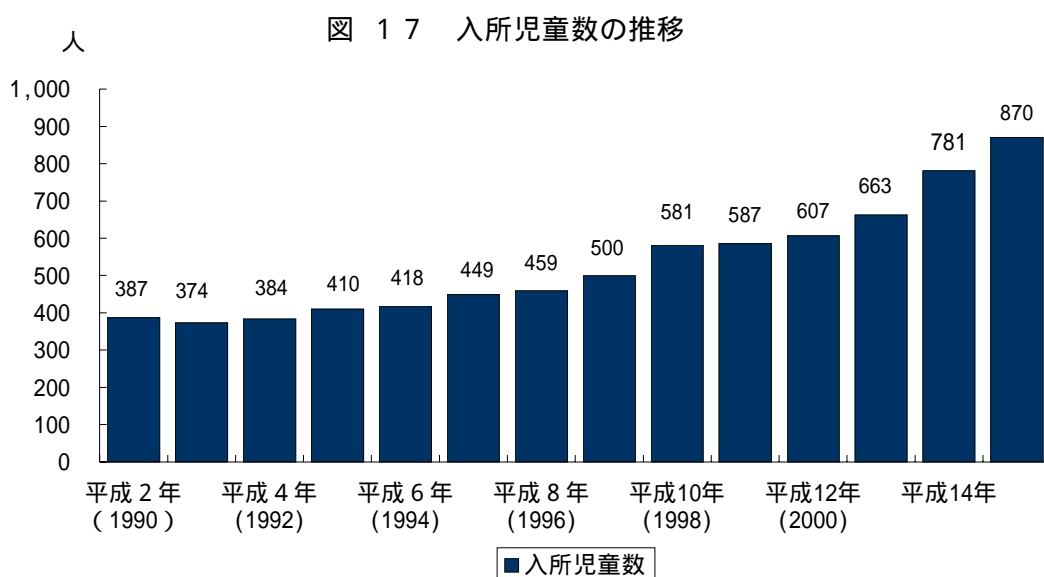
3 - 1 保育サービス等の提供状況

(1) 認可保育所の状況

市内には、認可保育所が8か所あり、平成16年4月現在の定員数は738人となっています。保育所入所児童数の推移をみると、平成2年以降、増加傾向が続いており、平成4年の387人から平成15年には870人に増加しています。

保育所の開所時間は、平日が午前7時00分～午後8時00分であり、午後6時から午後8時までが、別料金の延長保育時間となっています。

保育所別の特別保育の実施状況は、次の表の通りです。



資料；こども福祉課（各年3月31日現在）管外委託を含む

表 1 各種保育サービスの実施状況

保育サービス 保育所名	定員(名)	延長保育	0歳児保育	一時的保育	休日保育	年末保育	地域交流事業	ミニ子育て支援センター	地域子育て支援センター	病後児保育	完全給食	障害児保育
ひろさわ	120											
にいくら	90											
しらこ	90											
ほんちょう	90											
みなみ	180											
みなみ(分園)	18											
しもにいくら	60											
キッズエイド和光	90											

資料；こども福祉課調べ(平成16年度)

表 2 各種保育サービスの内容

項目	サービス内容
完全給食	平成11年4月から、市内全保育園で完全給食を実施しています。アレルギー児にも対応。
育成保育(チャレンジ*保育)	身体障害：5級又は4級程度。(聴覚障害6級または4級程度)、知能、社会性、運動機能などの発達の障害：軽度または中度程度の保育に欠ける児童の保育にあたっては、1：1または2：1の保育士を配置します。市内全保育園で実施。
一時保育	保護者の短時間・継続的な仕事、育児疲れ解消など、様々な理由で一時的にお子さんを預けたいとき、みなみ保育園(1日定員20名)、しらこ保育園(1日定員10名)、しもにいくら保育園(1日定員10名)で保育します。
病後児保育	保育園・幼稚園に通園している乳幼児が病気の回復期にあり、まだ集団生活が困難な期間、みなみ保育園(ひまわりルーム)で一時的に児童を保育します。定員は予約順に1日4名。
休日保育	保護者の就労等で、日曜・祝日に保育ができないとき、みなみ保育園で保育します。定員は1日当たり20名。
年末保育	保護者の就労等で、年末(12月29日・30日)に保育ができないとき、にいくら保育園で保育します。定員は1日当たり10名。

(2) 幼稚園の状況

市内には私立幼稚園が4園あり、平成16年5月現在の園児数は841人となっています。平成2年以降の園児数の推移をみると、増加傾向にあり、さらに、幼稚園入園希望者に対して市内の幼稚園数が少ないため、入園申し込み時の親の負担が大きくなっています。

幼稚園での預かり保育の実施状況をみると、4園で実施しています。

図 18 幼稚園児数の推移

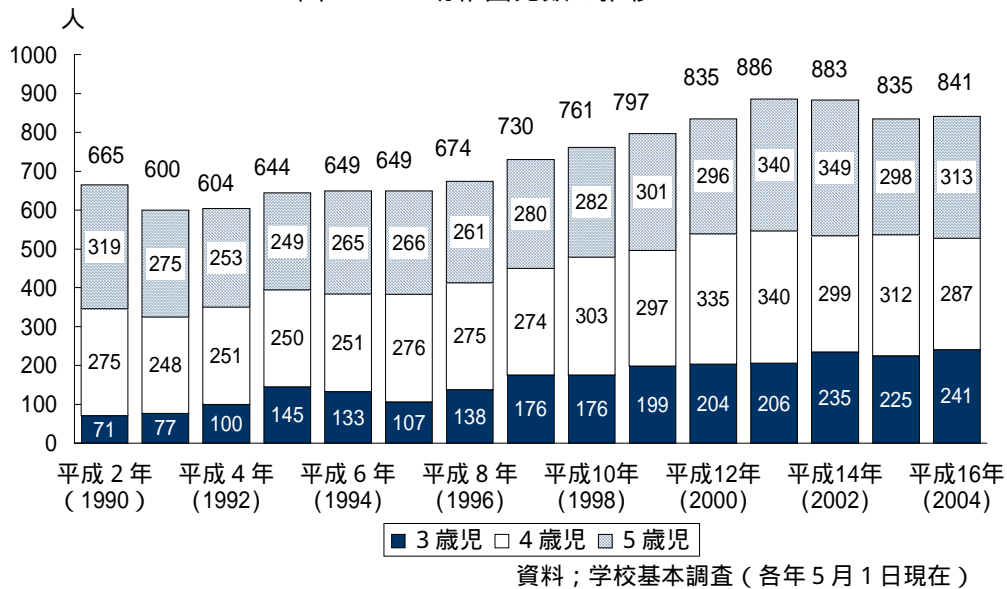


表 3 預かり保育の実施状況

幼稚園名	預かり保育の実施状況
やまと幼稚園	チャオ・チャオ・パーティー 月・火・水・木・金 午後2時～5時（バス送迎あり）
大和すみれ幼稚園	午後4時50分まで
小羊幼稚園	
新倉幼稚園	

(3) 留守家庭児童保育室（保育クラブ）の状況

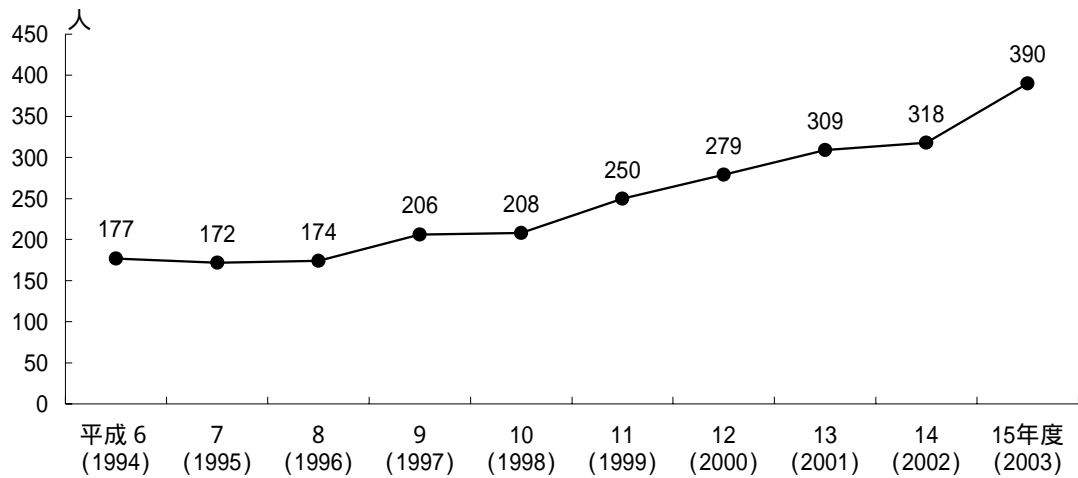
市内には、9か所の保育クラブがあります。平成2年以降の月平均入所児童数の推移をみると、平成8年度以降増加傾向が続いており、平成15年度では390人の入所児童がいます。保育クラブごとに事情が違い、定員を大幅に上回るどころと、定員を下回る施設とがあります。

表 4 保育クラブの現状

クラブ名	実施場所	定員	在籍者数	指導員	パート
中央保育クラブ	第三小内	50	44	2	2
諏訪保育クラブ	第四小内	50	49	2	2
新倉保育クラブ	新倉児童館隣	50	71	2	3
白子保育クラブ	白子小そば	50	56	3	3
南保育クラブ	南児童館隣	80	86	4	1
北原保育クラブ	北原小校舎内	35	22	2	2
本町保育クラブ	本町小校舎内	35	35	2	2
広沢保育クラブ	総合児童センター敷地内	50	28	2	1
下新倉保育クラブ	下新倉児童センター隣	70	27	2	7

資料；こども福祉課（平成17年1月1日現在）

図 19 保育クラブ月平均入所児童数の推移



資料；市資料

(4) 家庭保育室の状況

家庭保育室とは、家庭を基盤とした環境で乳幼児の保育を行っている施設をいいます。市が指定する家庭保育室に乳幼児の保育を委託しているので、安心して子どもを預けられます。市内には6か所（たけのこ保育所、こぐま保育室、こぐま第2保育室、こぐまハウス、エンゼル保育所、エンゼル第2保育所）があります。

3 - 2 地域における子育て支援の基盤整備の状況

名 称	概 要
地域子育て支援センター	みなみ保育園2階、しらこ保育園3階 キッズエイド和光保育園隣 開所時間 午前9時～17時00分まで 休所日 年末年始（12月29日から1月3日）毎週水曜日（しらこ） 毎週木曜日（キッズ）毎週金曜日（みなみ）
地域交流事業	市内の保育園では、毎月開放日を設けて地域の子ども達との交流をしています。
児童センター・児童館	市内には、総合、下新倉の2か所の児童センターと、新倉児童館と南児童館の2か所の児童館があります。
わこう子育てネットワーク（わこわこネット）	家庭教育支援・子育て支援に関わる様々な地域ボランティア活動。（子育てサロン、通信、ホームページ、子育てサポーター養成、手作り講座、幼稚園情報交流会など）活動は、会員以外にも開かれています。
和光市保育園保護者連絡会	和光市内の保育園（注1）に子供を預ける保護者のネットワークです。子供達の為に、より良い保育環境づくりを目指して、意見を出し合い、考えながら、活動しています。また、保育園保護者の団体（子育て支援団体）として、市にも正式に登録しています。 注1：現在、ほんちょう、しもにいくら保育園は未参加
保育連絡会（みどり会）	市、公民館主催行事（講座）における保育を担当。白子子育て支援センター、南子育て支援センターから依頼を受け保育を担当。その他市民グループの保育を依頼を受けて行っています。
学童保育連絡協議会	学童保育の必要性を広め、施策の改善・施設の拡充を推進することを目的としており、学童まつり開催等の活動を行っています。
心身障害児・者を守る会	支援費*制度の学習会等の開催や日頃の様子・問題点等を協議する「会員のつどい」（年1回）、障害者本人と保護者が楽しめる「バスハイク」（年2回）等を実施しています。
和光市ファミリー・サポート・センター*	育児の援助を受けたい人と育児の援助を提供できる人が会員になって、地域に密着した助け合いのシステムが「和光市ファミリー・サポート・センター*」です。子どもを預けるにあたっては、事前打ち合わせで十分活動の内容を話し合い、お互いが納得した上で、援助活動を行い、活動後に会員間で報酬の授受を行います。
おやこ広場もくれんハウス（和光市つどいの広場事業）	もくれんハウスは、誰でも気軽に立ち寄れる、親と子の居場所（ハウス）です。
障害児学童連絡会	和光南養護学校に通う小1から高3の児童生徒の放課後や長期休暇時の学童保育を実施しています。

3 - 3 学校・地域の教育環境の状況

学校・地域の教育環境の状況は次の表のとおりです。

		概 要
学校評議員制度の活用状況		開かれた学校を目指し、シラバスの作成・学校公開・各たよりの発行等の実施および学校評議員・保護者による学校評価を実施しています。学校評議員の設置により、家庭、学校、地域が連携してともに情報を共有することにより、一体となっていじめ・不登校を解消していこうという効果が現れました。
週末等の学校開放の状況		広沢小校庭（夜間）、小学校体育館（夜間）、（土日祭日）、小学校校庭（土日祭日）、中学校体育館（夜間）
家庭教育に関する学級・講座の実施状況		家庭で親子の役割を学び、よりよい家庭を目指す家庭教育学級を中央公民館で開催しています。
自然体験や社会体験等の体験活動の実施状況	北極星少年団	主に南公民館で第2土曜日活動。キャンプ、雪のつどい、西部交流会、学集会への参加。日本の文化、伝統行事の継承。地域の親同士が仲良くなるための集い。他団体との協力で子育ての輪を広げるなど。
	青少年育成和光市民会議	青少年の健やかな成長を願い、行政主導型ではなく市民の力で活動しています。活動内容は、市民映画会 11月25日「ハッピー・バースデー」（テーマ：児童虐待）、ペタンク大会 県民の日（11月14日）小学生以上対象、ぬいぐるみ人形劇 11月下旬 幼児向け人形劇、新春凧あげ大会 1月上旬 親子対象などです。
	和光市スポーツ少年団	少年野球連盟、ミニバスケットボール連盟、少年サッカー、ジュニアバレーボール、各種目のスポーツを通じて健康、体力づくりにより、子どもたちの健全な育成を図り、規律を守ることで、礼儀、協調性を身につかせます。
	ボーイスカウト和光第1・2団	自立心を持った健全な青少年の育成を目標とした、世界的な社会教育団体で、和光には第1団、第2団の2つがあります。小学校入学直前から入団してさまざまな活動をとおして心と身体のバランスのとれた人格の育成を図ります。

3 - 4 子どもの心身の発育・発達の状況

1 妊産婦保健指導

「プレパママ教室」を保健センターにおいて、1コース4回年8コースで開催しています。妊娠7か月頃の初産婦対象（4回目は父親も参加）で、平成15年度は、8コース開催で、実人数は妊婦255名、父親84名／延べ人数807名でした。

2 訪問指導

平成15年度には、妊婦訪問（ほとんど実績なし）、産婦訪問（200件）、新生児訪問（44件）、乳児訪問（156件）を実施しました。産婦訪問は新生児と合わせて実施。新生児訪問は、出生順位を問わず、希望者全員に訪問。また、里帰り分娩が多いため、生後2か月まで対応しています。緊急性が高い者や、ハイリスク者には保健師が訪問しています。

3 育児学級

6～7か月頃の赤ちゃんを対象に、保健センターで「赤ちゃん学級（育児学級）」1コース2回、年8コース（平成15年度受講延べ人数404人）で開催しています。希望者が多いため、平成14年度より、6コース（3日制）から8コース（2日制）に変更しました。仲間作りの場として、終了後毎回自主サークルが育成されます。

4 栄養指導

各健診時に健診の流れで実施しているため、受講者相談者が多い。個別相談希望者には、後日連絡をとっています。

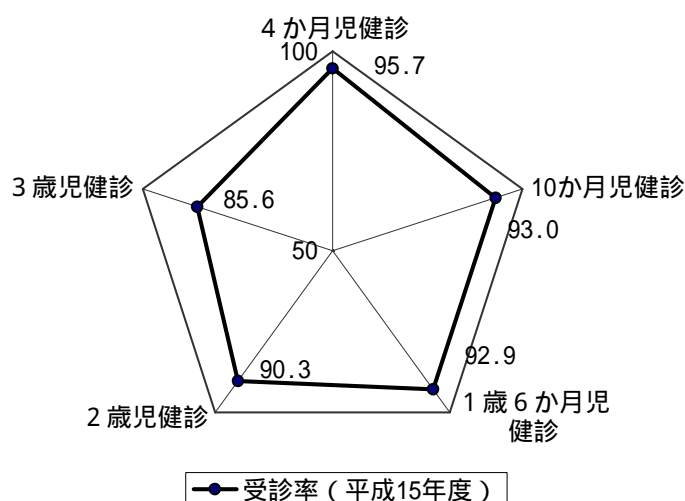
事業名	内 容
離乳食教室	（4か月健診時）年12回 対象911人 受診872人 受講656人
離乳食の話と相談	（10か月健診時）年12回 対象891人 受診829人 受講570人
食事の悩み事相談	（1歳6か月健診及び3歳児健診時）年12回 1歳6か月 対象875人 受診813人 受講483人 3歳 854人 731 520人
おやつ教室	（2歳児健診時）年12回 対象891人 受診805人 受講680人

5 乳幼児健康診査

4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳健診（集団健診）各健診を年12回実施しています。健診対象児数は増加傾向にあり、受診率は90%前後です。平

成14年度からは、4か月、1歳6か月健診未受診児の全数把握を開始しました。育児相談は健診児全員が受けているため、個々に応じた相談ができます。

図 20 乳幼児健診の受診率（平成15年度）



資料：保健センター

6 歯科保健事業

ヨチヨチ赤ちゃん歯みがき教室は平成13年度までは医師による講義でしたが、平成14年度からは歯科衛生士による小グループ指導なので、実技、質疑にもじっくり対応できるようになり、好評です。

事業名	内 容
幼児歯科健診	（1歳6か月、2歳、3歳健診時実施）年12回実施。
むし歯予防教室	（1歳6か月健診時実施）グループ指導 年12回 813人
ヨチヨチ赤ちゃん歯みがき教室（歯科保健学級）	歯が生え始めた頃の赤ちゃん対象に年6回202人 歯科衛生士による小グループ指導
フッ素塗布	3歳～就学前まで 年2回 延189人

7 予防接種

ポリオ・BCGは集団接種。三種混合・麻疹・風疹・日本脳炎は医療機関委託で行っています。接種については、個別通知をしており、健診等でも接種状況を確認し、未接種者については保健指導を行っています。

8 小児生活習慣病対策

事業名	内 容
「食事の悩み事」相談	(1歳6か月健診、3歳児健診時)年12回実施 1歳6か月 対象875人 受診813人 実施483人 3歳児 854人 731人 520人
おやつ教室	(2歳児健診時)年12回実施 2歳児 対象891人 受診805人 実施680人

9 発達支援事業

事業名	内 容
母子支援事業	「たんぽぽ教室」2歳児健診事後指導の場。遊びを通して母児関係の改善を図り、発達援助を行います。 平成15年度 21回実施 実人数44人 延人数342人
乳幼児発達相談	「心理相談」療育の役割もかね、臨床心理士による発達を促すための援助 平成15年度 96回実施 実人数61人 延人数221人

10 学校保健との連携

食や調理を通じて健康に対する意識を高めるため、キッズクッキングを年2回、親子クッキングを年1回開催しています。平成15年度はキッズクッキングに43人、親子クッキングには25人の参加がありました。15年度の新規にキッズクッキングを開始し、回数増加による事業の定着に努めています。

11 思春期(性)相談

啓発パンフレットを配布しています。平成15年度には電話相談が3件、来所相談が2件ありました。

12 エイズ予防、薬物乱用防止

健康まつり等でパンフレット配布とエイズを題材とした映画を上映するなど、啓発に努めています。

13 母性機能の保護と啓発

平成15年度は年1回、健康教育時、講師として保健師、管理栄養士が講話を行いました。また、教育委員会経由でパンフレットを配布したり、性教育授業への沐浴人形の貸しだしなどを行っています。

14 児童虐待防止ネットワーク

保健師等による相談、家庭訪問などを通してハイリスク者への関わり、育児不安の軽減、虐待の発生予防に努めています。

4 子育ての実態と次世代育成についての市民の意向

本計画を策定するにあたって実施した5種類のアンケート調査結果から、子育ての実態と次世代育成についての市民の意向をとりまとめました。

表 5 配布・回収状況

(単位; 件、%)

調査種類	実施時期	配布数 A	有効回答数 C	有効回答率 C / A
就学前児童保護者	平成15年 12月1日～末日	1,500	770	51.3%
小学1～4年生児童保護者		600	446	74.3%
小学校5・6年生	平成16年 2月16日～25日	514	493	95.9%
中学1・2年生		404	371	91.8%
市民(18～74歳)		1,500	510	34.0%

1 核家族が約8割、第1子が3割を超える

あて名の子ども在世帯型は、「核家族世帯」の割合が高く、就学前児童が89.9%、小学1～4年生が81.4%です。あて名の子どもが「第1子」の割合は、就学前児童で39.6%。小学1～4年生で33.4%です。親にとってはじめての子どもである「第1子」は子育て不安を持ちやすいといわれますが、就学前児童、小学1～4年生ともに3人に1人以上が「第1子」です。

図 2 1 世帯型

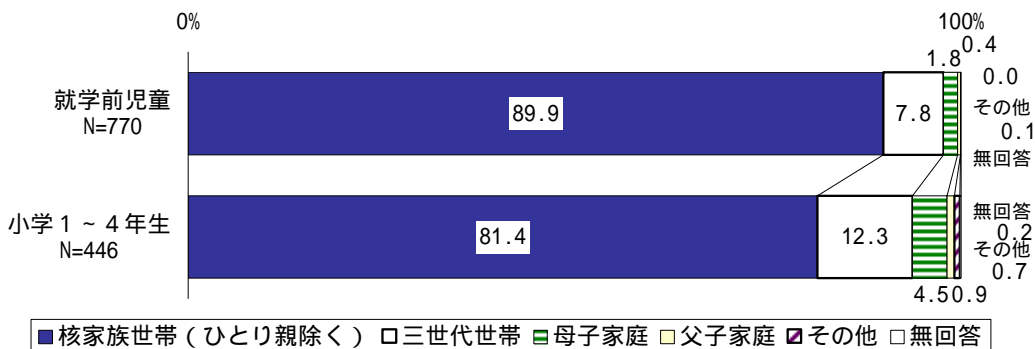
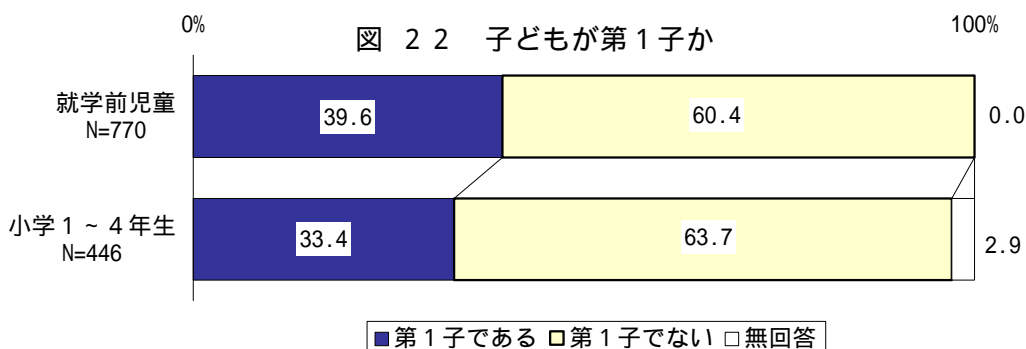
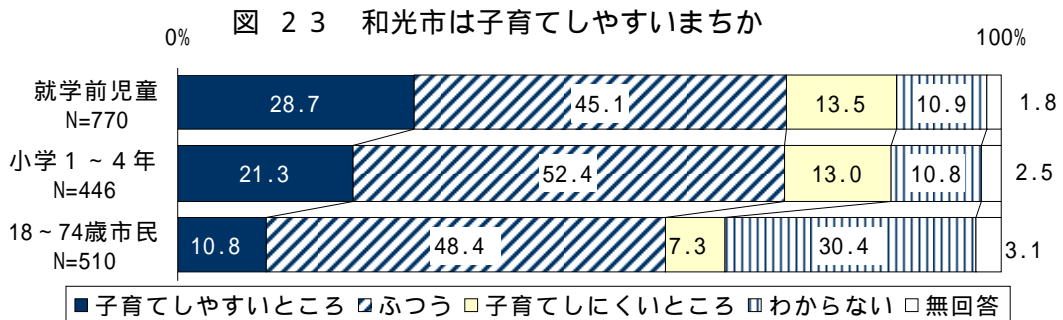


図 2 2 子どもが第1子か



2 7割を超える保護者が、和光市は子育てしやすいまちとしている

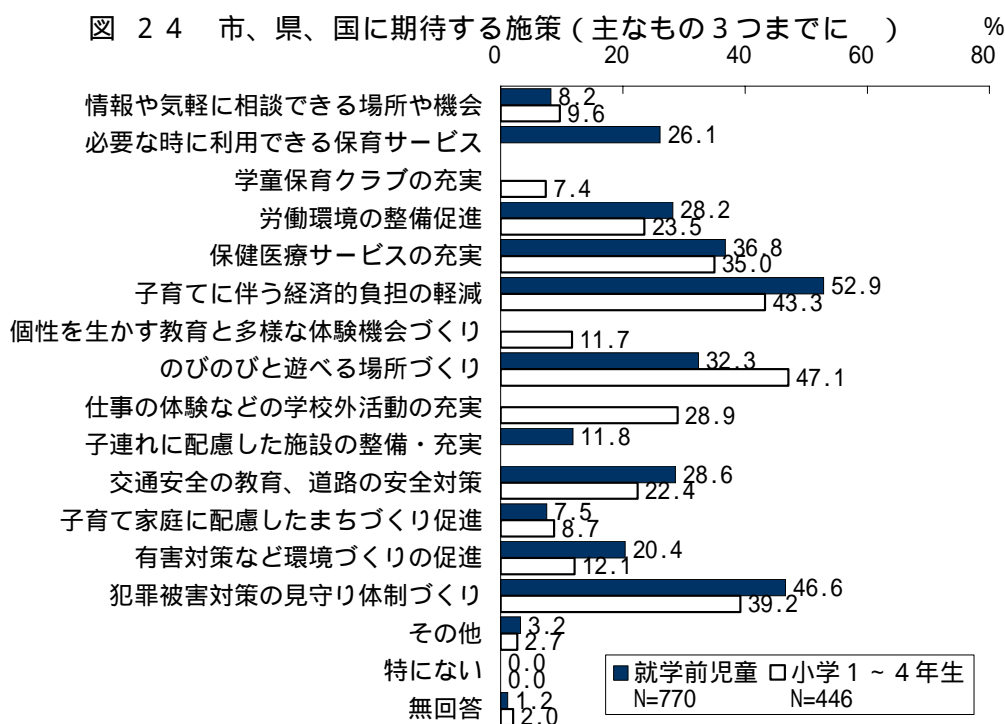
本市は子育てしやすいまちかについて、「そう思う」は、就学前児童28.7%、小学1～4年生21.3%、18～74歳市民10.8%となっています。「どちらかという」と「そう思う」を加えると、就学前児童は73.8%、小学1～4年生は73.7%と7割を超えていますが、18～74歳市民では59.2%と6割台です。



3 保護者は、子どもがのびのびと遊べる場所づくりを一番に希望

あて名の子どもをすこやかに育てるために市・県・国に望むこととして、就学前児童・小学1～4年生ともに、「のびのびと遊べる場所づくり」（就学前児童32.3%、小学1～4年生47.1%）、「犯罪被害対策の見守り体制づくり」（就学前児童46.6%、小学1～4年生39.2%）、「子育てに伴う経済的負担の軽減」（就学前児童52.9%、小学1～4年生43.3%）を並んで高い割合であげています。就学前児童では、「子育てに伴う経済的負担の軽減」が高いのをはじめ、小学1～4年生に較べてほとんどの項目で意向が高い割合ででているのが特徴です。「のびのびと遊べる場所づくり」だけは小学1～4年生で就学前児童を15ポイントほど上回っています。

子育て保護者は、なによりも、子どもが安全にのびのびと育つ環境を望んでおり、次世代育成支援の取組として重点的に検討する必要があります。



4 就労予定層では理想の子ども数がわずかに高くなっています

予定の子ども数・理想の子ども数をみると、就学前児童では「就労予定」層と「三世同居世帯」で予定・理想ともにわずかですが多くなっています。小学1～4年生でも「就労予定」層で理想の子ども数がわずかに高く、「就労していない」層で予定の子ども数がわずかに高くなっています。世帯型別では、予定・理想ともに「核家族世帯」が高く、就学前児童とは異なった傾向です。

図 25 主な保護者の就労の有無別にみた予定・理想の子ども数

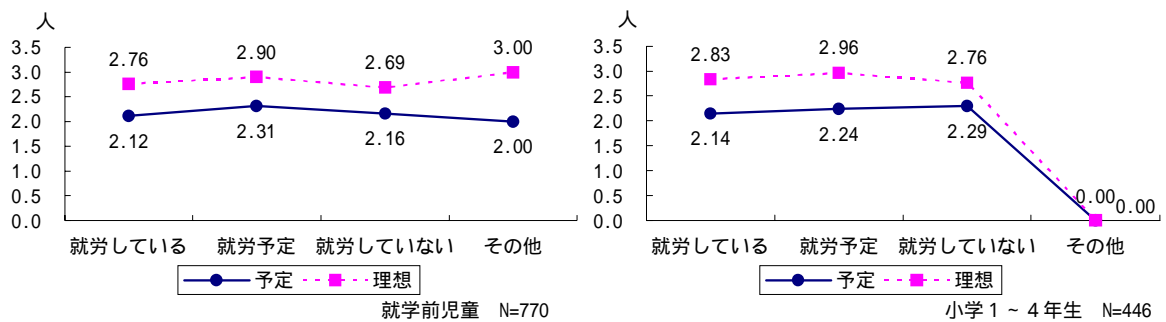
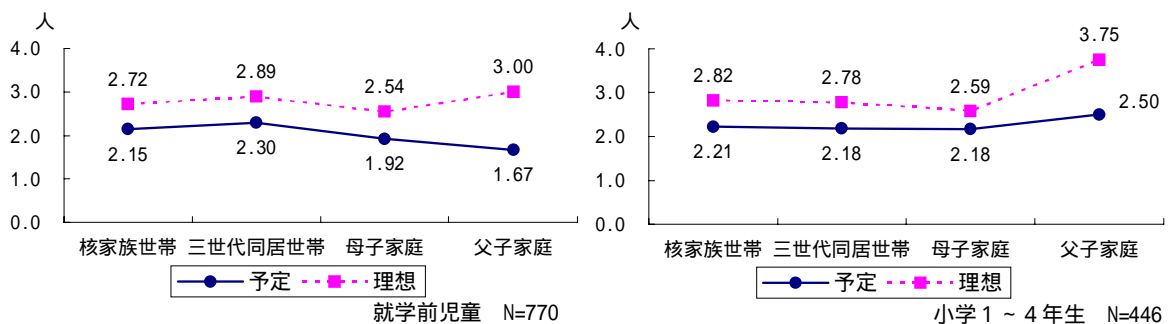
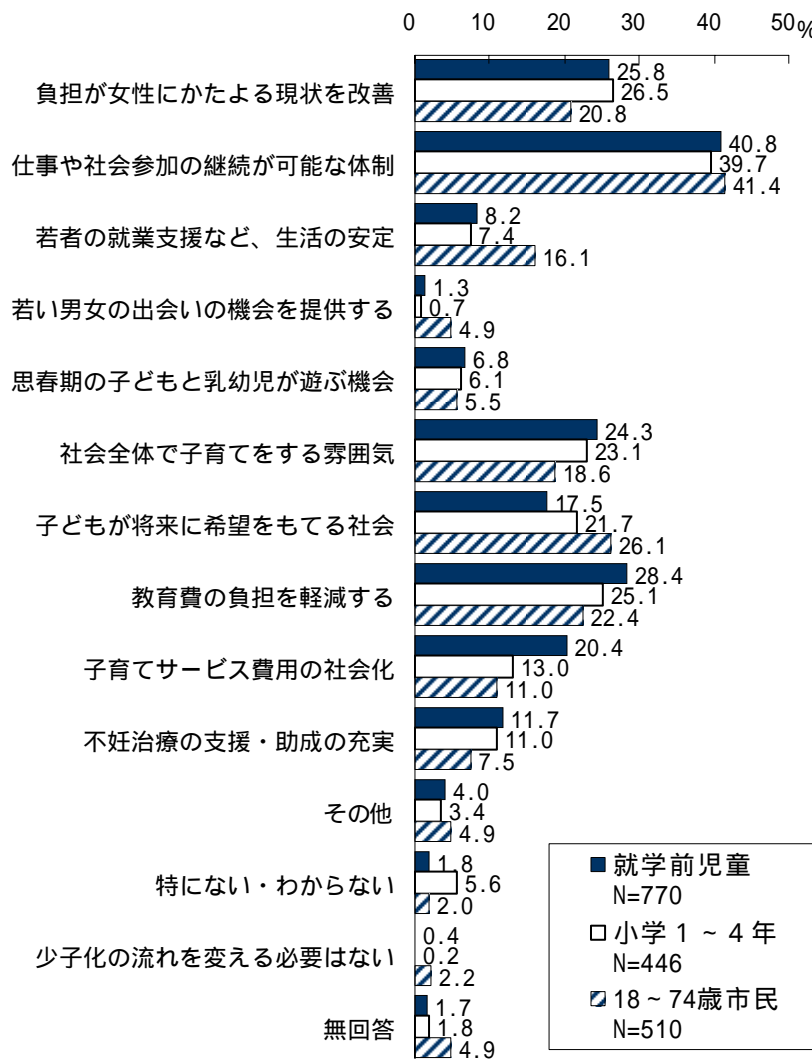


図 26 世帯型別にみた予定・理想の子ども数



- 5 少子化の流れを変えるには、子育てを男女が協働で行える社会づくりが必要
- 少子化の流れを変えるために必要なこととして、「仕事や社会参加の継続が可能な体制」を、就学前児童40.8%、小学1～4年生39.7%、18～74歳市民41.4%と、ともに第1番目にあげています。あとは、「負担が女性にかたよる現状を改善」「教育費の負担を軽減する」「社会全体で子育てをする雰囲気」を就学前児童・小学1～4年生、18～74歳市民とも2～3割があげています。

図 27 少子化の流れを変えるために必要なこと（主なもの2つまでに）



資料3 用語解説

ア行

～育児休業制度～

仕事と育児の両立を支援するため、平成4（1992）年施行の育児休業法で定められた制度。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できる。男性の場合、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中である場合も、少なくとも産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されている。平成7（1995）年の法改正で介護休業も追加され、育児・介護休業法となった。平成14（2002）年には、小学校就業前の子どもの病気のための看護休暇制度なども盛り込まれた。

～ウェルビーイング（well-being）～

1946年世界保健機構（WHO）憲法草案の中に初めて登場し、「安寧」「良好な状態」「福祉」などと訳し用いてきた。この計画では、人権の尊重、自己実現、子どもが子どもらしさを保ち、自らの潜在的な可能性を开花させつついきいき生活できるよう、積極的・継続的に取り組むという意味で用いている。

カ行

～合計特殊出生率～

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数を指す。人口を維持するためには、2.08が必要とされている。

～子育て支援センター～

家庭にいる就学前児童とその保護者が自由に遊んだり、育児の相談等ができるところ。

サ行

～支援費～

平成15（2003）年度より、従来の「措置制度」（＝市が障害者の意向やニーズを判断し、サービス内容を決定して、サービス提供事業者・施設に業務を委託し、これに要する費用を「措置費」として支払う制度）から、「支援費制度」（障害者の自己決定の尊重と、利用者本位のサービス提供を基本とした、契約によりサービスを利用する新たな仕組みで、市は「支援費」の支給の要否だけを決定し、障害者自らがサービスを選択し、契約をかわしてサービスを利用する制度）に移行した。サービスを利用した場合、その費用は市と利用者で負担することになるが、この市が支払う費用を「支援費」という。

～児童の権利に関する条約～

生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、各国政府が負うべき義務を明らかにした。わが国は平成6（1994）年3月に批准した。

~ ケアマネジメント ~

障害者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、福祉・保健・医療サービスなどの柔軟な組み合わせを調整すること。

夕行

~ 男女共同参画社会 ~

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。

~ チャレンジド ~

「障害者（児）」にかわる言葉として、平成16年策定された「第二次和光市障害者計画 チャレンジドプラン」では、計画中に「チャレンジド」という言葉を使用している。「チャレンジド」には、挑戦という使命や課題、チャンスを与えられた人という意味がある。今後、市では市民の理解を得ながら、「チャレンジド」という言葉を様々な場面で使用していくという意向があり、本計画の中においても障害児にかわる言葉として使用している。

ナ行

~ ノーマライゼーション ~

障害をノーマルにするということではなく、障害者の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすること。この考え方は、今日、障害をもつ人たちだけでなく、高齢者、女性など、社会的弱者とみ

なされている人々に対する基本的な理念となっている。

~ 乳幼児突然死症候群 ~

SIDS。健康と思われていた乳児が突然に死亡し、死因が特定できないもの。生後2～4か月に多い。

ハ行

~ ハイリスク妊婦 ~

母親自身の妊娠期、分娩期、産褥期や赤ちゃんの胎児期、新生児期に危険が生じる可能性を高く持っている妊婦のことを指すが、全ての妊婦や赤ちゃんの約20%はリスク（危険）因子を持っているとも言われている。ハイリスク因子には、妊娠中毒症・多胎妊娠・高齢初産（35歳以上）・子宮頸管不全症・前置胎盤や糖尿病・心臓病・肥満・るいそう（病的なヤセ）・妊娠末期の骨盤位などがある。

~ バリアフリー ~

バリア（障壁）がないの意。建築設計において、高齢者や障害者、子どもなどの利用に配慮をすること。

~ ファミリー・サポート・センター ~

育児の援助を受けたい人と育児の援助を提供できる人が会員になって、地域に密着した助け合いのシステムをいう。事前打ち合わせで十分活動内容を話し合い、お互いが納得した上で、援助活動を行い、活動後に会員間で報酬の授受を行う。

~ 冒険遊び場 ~

どのような遊びでも自由にできるよう一切の禁止事項をなくした子どもの遊び場。自分の責任で自由に遊ぶとい

う考えに基づき，子どもたちのさまざまな遊びへの欲求と好奇心を満たす場として，地域住民によって運営される。プレイパークともいう。

ヤ行

～ 幼保一元化～

幼稚園（文部科学省の管轄）と保育園（厚生労働省の管轄）の行政的な位置付けを一元化しようとする議論。または現行法の下で、両者を連携的に運営すること。近年、両者の類似性に着目する立場から、一元化を検討する議論が起こっている。

